

中土佐町 第3期地域福祉計画

令和4年度～令和8年度



豊かな自然と人のあたたかさにもまれ 暮らし続けたいまち なかとさ



令和4年3月 中土佐町

はじめに

本町は昨年合併 15 周年を迎えるにあたり、最重要行政課題として取り組んでまいりました南海トラフ地震対策での役場庁舎や消防庁舎、久礼保育所の高台移転を一体的に完了し、安心のまちづくりの実現に一步近づいたところです。その一方で、加速度を増す少子高齢化に伴う人口減少や地場産業の後継者問題、老々介護や独居高齢者問題など社会構造の変化への対応が急務となっております。



国においては、こうした問題に対応するため社会福祉法を改正し、「地域共生社会の実現」を目指していく方針を打ち出しました。具体的には、全ての国民の社会的な孤立や排除をなくし、誰もが役割を持ち活躍できる社会を構築するため、市町村が、小学校区域などの住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備や、地域住民の相談を包括的に受け止める場を整備するよう努めるものとされました。

こうしたことから本町では、平成 29 年 3 月に「協働でつくる誇りのもてるまち」を基本理念として、「安心して誰もが地域で自分らしく暮らすことのできるまち」を実現するため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、行政と社会福祉協議会が連携・協働して取り組みを進めてまいりました。この度、この基本理念は継承しつつ、中土佐町らしいめざすまちの姿として、「豊かな自然と人のあたたかさに包まれ暮らし続けたいまち なかとさ」を掲げ、法改正等を踏まえて第 3 期計画を策定したところです。

本計画実現のためには、公的な福祉サービスだけではなく、地域住民が互いに支え合い、助け合うといった地域が一体となった支援体制づくりがますます重要となってまいります。そこで、「公助」の充実を図るとともに、「自助」「互助」「共助」の維持・活性化に資するような施策の展開を図ってまいりますので、町民の皆様におかれましては、積極的に地域福祉活動にご参加・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました中土佐町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、ヒアリング調査などを通じて貴重なご意見やご提案をいただきました皆様に厚くお礼と感謝を申し上げます。

令和 4 年 3 月

中土佐町長 池田 洋光

ごあいさつ

中土佐町社会福祉協議会は、「協働でつくる 誇りのもてるまち」を基本理念とした第2期中土佐町地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づいて、平成29年度から5年間、中土佐町民・行政・関係機関・各種団体とともに地域福祉の推進に努めてまいりました。

令和2年度には第2期計画を評価すべく、各地域住民・行政・社協それぞれが、推進目標の進捗状況や達成度について論議し、次期計画に繋ぐための課題の洗い出しや課題への具体的な取組みを検討しました。

この知見をもとに令和3年度に、令和4年度から令和8年度の5年間を計画期間とする第3期地域福祉計画が策定されました。第3期計画は積み上げてきた10年の実績を総括しつつ、中土佐町の地域福祉が新たなステージに向かうための重要な計画です。

この計画が目指すところは、強固な3つのネットワークを編み上げて、誰もが安心して暮らし続けられる なかとき を創りあげていくことです。1つ目のネットワークは住民による相互支援のネットワーク、2つ目は専門職による福祉サービスネットワーク、3つ目は住民と専門職の協働のネットワークです。この3つのネットワークが機能することで、様々な課題を抱え暮らしにくさを感じているすべての中土佐町民の支えになることができると確信しています。

中土佐町社協は、この3つのネットワークすべてに積極的に関与し、中土佐町民、行政、関係機関・団体等々、すべての人々の声に真摯に向き合いながら、与えられた役割を全うする所存です。

第3期計画の先には中土佐町が理想とし目指してきた「地域共生社会」があります。私たちは、理想とする「地域共生社会」の実現に向けた歩みを着実に進めるため、中土佐町民全員でこの計画に取り組んでいきましょう。

最後になりますが、「中土佐町第3期地域福祉計画」の策定にあたりご尽力をいただきました策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださった町民の皆様、関係機関、関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和4年3月



社会福祉法人中土佐町社会福祉協議会
会長 坂井 貞嗣

目 次

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の背景	1
(1) ニーズの複雑化・複合化	1
(2) 地域共生社会の実現	1
(3) 社会福祉法の一部改正	1
(4) 新型コロナウイルスをはじめとする感染症や自然災害への対応	1
2. 計画策定の趣旨	2
3. 計画の位置付け	3
(1) 本計画の根拠・計画の性格	3
(2) 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	5
5. 計画における“地域”と“地区”	5
6. 計画の策定体制	6

第2章 中土佐町の現状と課題

1. 統計的にみる中土佐町の現状	7
(1) 人口の状況	7
(2) 世帯の状況	8
(3) 転入・転出の状況	8
(4) 要支援・要介護認定者の状況	9
(5) 障害者手帳所持者の状況	9
2. 各種調査等からみる中土佐町の現状と課題	10
(1) 第3次総合振興計画策定のためのアンケート調査	10
(2) 中土佐町の将来のまちづくりに向けたアンケート調査	10
(3) 中土佐町の権利擁護支援ニーズ調査	11
(4) 障害福祉に関するアンケート調査	12
(5) 高齢者の生活に関するアンケート調査	12
3. 各種団体へのヒアリング調査結果からみる現状と課題	13
(1) 保護司ヒアリング結果について	13
(2) スクールソーシャルワーカー（SSW）ヒアリング結果について	14
(3) 自主防災組織連絡協議会ヒアリング結果について	15
4. 中土佐町第2期地域福祉計画の事業評価	17
(1) 権利擁護支援の充実	17
(2) 相談支援体制・多世代のつながりの強化	17
(3) 地域福祉拠点「あったかふれあいセンター」の充実	18
(4) 地域アクションプラン*の推進	18
(5) 防災・災害時要配慮者支援対策の展開	18
(6) 住民の生活を支える地域ネットワークの構築	19
(7) 「しごとづくり」の地域ネットワークの推進	19
(8) 地域福祉の人材育成の推進	19

第3章 中土佐町のめざす地域福祉のまちづくり

1. 基本理念.....	21
2. めざすまちの姿.....	21
3. 基本目標.....	22
4. 計画の施策体系.....	23

第4章 計画の推進方策と取り組み

1. 地域アクションプランの推進.....	25
(1) 久礼地域アクションプラン.....	26
(2) 上ノ加江地域アクションプラン.....	27
(3) 矢井賀地域アクションプラン.....	28
(4) 大野見地域アクションプラン.....	29
2. 地域アクションプランの実践を支える行政や社会福祉協議会の役割.....	30
(1) あったかふれあいセンターの機能強化.....	30
(2) 各地域ふくし活動推進委員会の強化のための支援.....	31
(3) 災害に強い地域づくり.....	32
(4) ボランティアセンターの見直しと拡充.....	34
(5) 健康づくり活動の推進.....	35
(6) 地域に根ざした各種団体への支援及び推進.....	38
3. 包括的支援体制の強化.....	41
(1) 属性や世代を問わず断らない相談支援体制.....	42
4. 多機関協働による課題解決体制の強化.....	43
(1) 複雑化・複合化した課題への対応.....	43
5. 潜在的な要支援者へのアプローチの強化と具体的な支援の提供.....	44
(1) 潜在的なニーズを抱える人の早期発見とつながる糸口の模索.....	44
(2) 具体的な支援の提供.....	45
6. どんな人も排除しない住民・社会福祉協議会・行政との協働による地域づくり.....	47
(1) 再犯防止に向けた取り組みの推進（中土佐町再犯防止推進計画）.....	47
(2) 「いのち支える自殺対策行動計画」に基づく意識啓発の取り組み.....	49
(3) 権利擁護支援の充実及び「成年後見制度利用促進計画」の推進について.....	50
7. 地域の福祉力・福祉の地域力を向上させる人づくり.....	53
(1) 福祉力・地域力向上の取り組み.....	53
(2) 地域福祉人材の育成.....	53
8. 地域共生社会実現に必要な社会資源の開発検討.....	55
(1) 制度の狭間に対する対応.....	55

第5章 中土佐町いのち支える自殺対策行動計画 ～生き心地のよい中土佐町を目指して～

1. 計画策定の趣旨等.....	57
(1) 計画策定の趣旨.....	57
(2) 計画の位置づけ.....	58
(3) 計画の期間.....	58
(4) 計画の数値目標.....	58

2. 中土佐町の自殺をめぐる現状	59
(1) 統計データから見る中土佐町の自殺の現状.....	59
(2) 住民アンケート調査の結果	65
3. 中土佐町の自殺対策における取り組み	72
(1) 施策体系	72
(2) 具体的な取り組み.....	73
(3) 自殺対策の推進体制.....	79
第6章 第2期中土佐町成年後見制度利用促進計画	
1. 計画策定にあたって.....	81
(1) 計画策定の背景と趣旨	81
(2) 中土佐町成年後見制度利用促進計画の性格と位置付け.....	81
(3) 中土佐町成年後見制度利用促進計画の策定のための取り組み及び体制.....	82
(4) 本計画の期間	82
(5) 本計画の進行管理及び点検・評価	82
2. 中土佐町における成年後見制度を取り巻く現状.....	83
(1) 高齢者の状況	83
(2) 障害者に関する状況.....	84
(3) 生活困窮者・社会的困窮者に関する状況	85
(4) 成年後見制度に関する相談状況.....	85
3. 中土佐町における権利擁護支援の取り組み状況.....	88
(1) 権利擁護支援に関する取り組み経緯.....	88
(2) 第1期成年後見制度利用促進計画の取り組みと評価	89
4. これからの権利擁護支援の取り組み.....	94
(1) 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本方針	94
(2) 今後の取り組み.....	94
第7章 計画の推進体制	
1 計画の推進体制	99
2 計画の進行管理	99
資料編	
1 策定経過.....	103
(1) 検討体制.....	103
中土佐町第3期地域福祉計画策定委員名簿.....	103
(2) 検討経過.....	105
2 中土佐町の現状	109
(1) 高齢者人口の内訳.....	109
(2) 地域別の人口推移・高齢化率の状況.....	110
(3) 第2期中土佐町成年後見制度利用促進計画 資料編	111
3 各種調査の概要	116
(1) 第3次総合振興計画策定のためのアンケート調査	116
(2) 中土佐町の将来のまちづくりに向けたアンケート調査.....	117
(3) 中土佐町の権利擁護支援ニーズ調査.....	118

(4) 障害福祉に関するアンケート調査.....	119
(5) 高齢者の生活に関するアンケート調査.....	120
4 地域カルテ.....	121
(1) 久礼地域.....	121
(2) 上ノ加江地域.....	126
(3) 矢井賀地域.....	129
(4) 大野見地域.....	131

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の背景

(1) ニーズの複雑化・複合化

近年、1つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050問題[※]や、介護と育児のダブルケアなど）や、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）のように、従来の福祉サービスだけでは対応しきれない生活課題が増加し、十分な対応ができていない状況もあります。

(2) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、子どもや高齢者、障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことができる社会のことです。

公的なサービスを基本としながら、住民が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域住民や地域の多様な人・団体・機関が「我が事」として誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。

(3) 社会福祉法の一部改正

令和2年6月12日に、社会福祉法の一部改正等が行われ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に関する事業や社会福祉連携推進法人制度（令和4年度から）の創設が示されました。

また、生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）や成年後見制度[※]の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）等、従来の行政サービスでは対応が難しい複合課題に対応できる環境づくりが進められています。

(4) 新型コロナウイルスをはじめとする感染症や自然災害への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために厚生労働省から示された「新しい生活様式」では、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いを基本として人との接触を減らす取り組みが提唱されています。今後は、感染防止対策を行うなかで、どのように地域福祉の支えあい活動を進めていくことができるかを検討していく必要があります。

また、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震等に備え、平常時から、助けあい支えあえる地域づくりを進める必要があります。

※8050問題・・・80代の親と50代の子の組み合わせによる生活問題。経済的にひっ迫した高齢の親が、同居の無業者の子を養い、生活困窮と介護が同時に生じる状態。

※成年後見制度・・・認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方の、財産管理や、介護保険サービス等の契約締結等を後見や補佐し、支援する制度。

2. 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化の急速な進行、また、人々の暮らし方や働き方などが多様化するなかで、隣近所など地域の結びつきが弱くなっており、昔あった地域住民同士の支えあいなどの「地域力」が低くなっています。さらに、長期化・高齢化する引きこもり、子育てに悩む保護者の孤立、高齢者の孤独死、子どもや高齢者等に対する虐待、自殺者の増加など多種多様な社会問題が顕在化しています。

こうしたなかで、すべての町民が住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らし続けるためには、公的な福祉サービスを充実するだけでなく、地域住民が主体となり、地域で困っている人を助けあい、お互いに支えあうという「地域福祉」を進めることが重要です。

そのため、地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を、行政や社会福祉協議会等と協働しながら、地域の実情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に生かしていく必要があります。

本町では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国や県の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成 29 年 3 月に「中土佐町第 2 期地域福祉計画」を策定し、「協働でつくる誇りのもてるまち」を基本理念に掲げ、「安心して 誰もが 地域で自分らしく暮らすことのできるまち」の実現に向け、行政と社会福祉協議会が連携・協働のもと、各種福祉施策を推進してきました。

これまでの取り組みをさらに推進するとともに、本町の現状や課題等について再度整理を行い、困難を抱える人や複雑な課題を抱える人が地域に埋もれることがないように、「地域力の強化」に努め、行政が包括的に支援する仕組みづくりを整備することで「地域共生社会」の実現をめざす「中土佐町第 3 期地域福祉計画」（以下「本計画」）を中土佐町社会福祉協議会と協働で策定しました。

3. 計画の位置付け

(1) 本計画の根拠・計画の性格

本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目的を定めるものです。

「地域福祉計画」は、地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を地域の実情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に生かすという、地域福祉の推進をめざす計画です。幅広い地域住民の参加を得ながら、地域での生活上の問題を解決し、日常生活における自立を支援する体制の基盤づくりを、住民、福祉事業者、関係機関等や町の協働により推進していく上での指針となります。

「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進する中核機関である社会福祉協議会が策定した行動計画（アクションプラン）で、社会福祉協議会が中心となって地域住民、関係団体、事業者などに呼びかけ、ともに取り組んでいく計画です。

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」の両計画を引き続き一体的に策定します。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

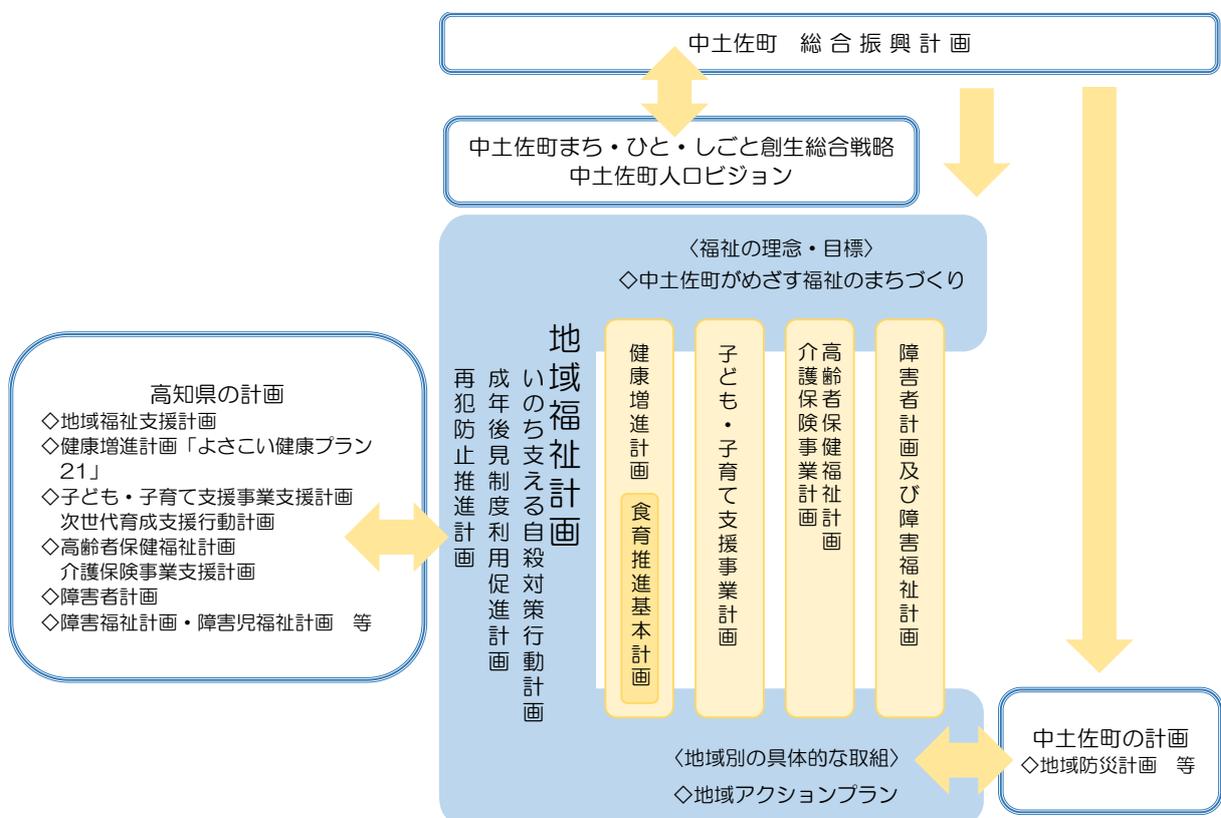
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第 1 項各号※に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 計画の位置づけ

中土佐町における福祉関係計画には、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画、子ども・子育て支援事業計画などがあり、分野別計画はそれぞれの根拠法に基づき分野別に策定されています。地域福祉計画は、保健福祉分野を統括する計画として、これらの計画と連携し、統合性を図るとともに、地域福祉の推進に関する取り組みが地域においてより効率的に展開されるよう、基本方針と施策展開の方向性を明確にするものです。

また、地域づくりは生きる支援につながり自殺対策にも深く関わることから、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として、「中土佐町のち支える自殺対策行動計画」、令和2年度には成年後見制度の利用に関する取り組みを推進するため、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条の規定に基づく「成年後見制度利用促進計画」として「中土佐町成年後見制度利用促進計画」を包含しました。本計画ではさらに、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として「中土佐町再犯防止推進計画」を新たに包含することとします。

なお、高知県においても令和2年4月に「第3期高知県地域福祉支援計画」が策定されており、高知県版地域包括ケアシステムや高知県版ネウボラ^{*}の取り組みなど地域福祉推進の基本項目10本柱が示されていることから、本計画策定にあたっては整合性を図りました。



※ネウボラ・・・フィンランド語で“相談の場”という意味で、行政が、妊娠期から出産、子育ての支援をする拠点のこと。

4. 計画の期間

計画期間は令和4年度を初年度とし、目標年次を令和8年度とする5か年の計画とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

	第2期計画				
	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
地域福祉計画	→				
地域福祉活動計画	→				
自殺対策行動計画			→		
成年後見制度利用促進計画				→	
再犯防止推進計画					→

	第3期計画				
	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
地域福祉計画	→				
地域福祉活動計画	→				
自殺対策行動計画	→				
成年後見制度利用促進計画	→				
再犯防止推進計画	→				

5. 計画における“地域”と“地区”

中土佐町第2期地域福祉計画に引き続き、地理的状況やこれまでの地域や意識のつながり、生活圏域などから関係者が参加しやすい範囲として、4地域（久礼・上ノ加江・矢井賀・大野見）を地域福祉活動の基本単位となる「地域」に位置づけます。また、歩いていける範囲で複数の常会を合わせた単位を「地区」と位置づけます。

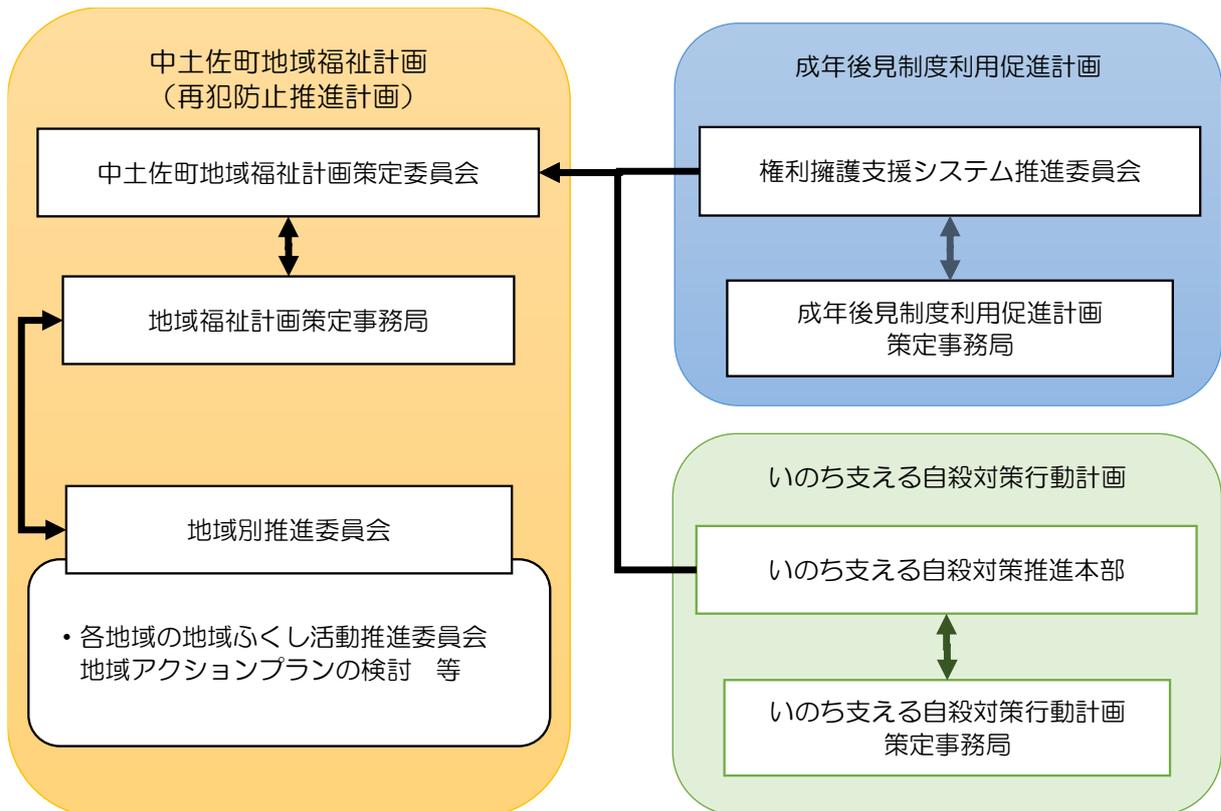
なお、「あったかふれあいセンター※」の拠点整備としては、上ノ加江・矢井賀を1地域と扱います。

※あったかふれあいセンター・・・子どもから高齢者、障害を問わず誰もが集い、支援を受けることができる小規模多機能型支援拠点。地域福祉の拠点として、集い、訪問、相談、つなぎ、生活支援、送迎、交わる等の機能を有する。

6. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、策定委員会、事務局だけの協議ではなく、各地域の地域ふくし活動推進委員会※、権利擁護支援※システム推進委員会※、いのち支える自殺対策推進本部等により、住民の意見などが十分反映できる体制で協議します。

また、広く町民の意見を反映させるためパブリックコメント※を実施しました。



※地域ふくし活動推進委員会・・・久礼、上ノ加江、矢井賀、大野見地域の各地域課題の解決に向けて住民が関係機関と協力しながら取り組み、また、住民同士のつながりを強め、地域づくりへ参画することを目的に設置されている。

※権利擁護支援・・・地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。

※権利擁護支援システム推進委員会・・・認知症等で判断能力が不十分である人のみならず、全ての住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、虐待及びその他の権利侵害防止策、権利擁護の支援策等を含め、中土佐町における権利擁護支援システムの推進と検討を行うもの。

※パブリックコメント・・・行政機関が命令等（条例等）を制定するにあたって、事前に命令等の案を示し、その案について広く住民から意見や情報を募集するもの。

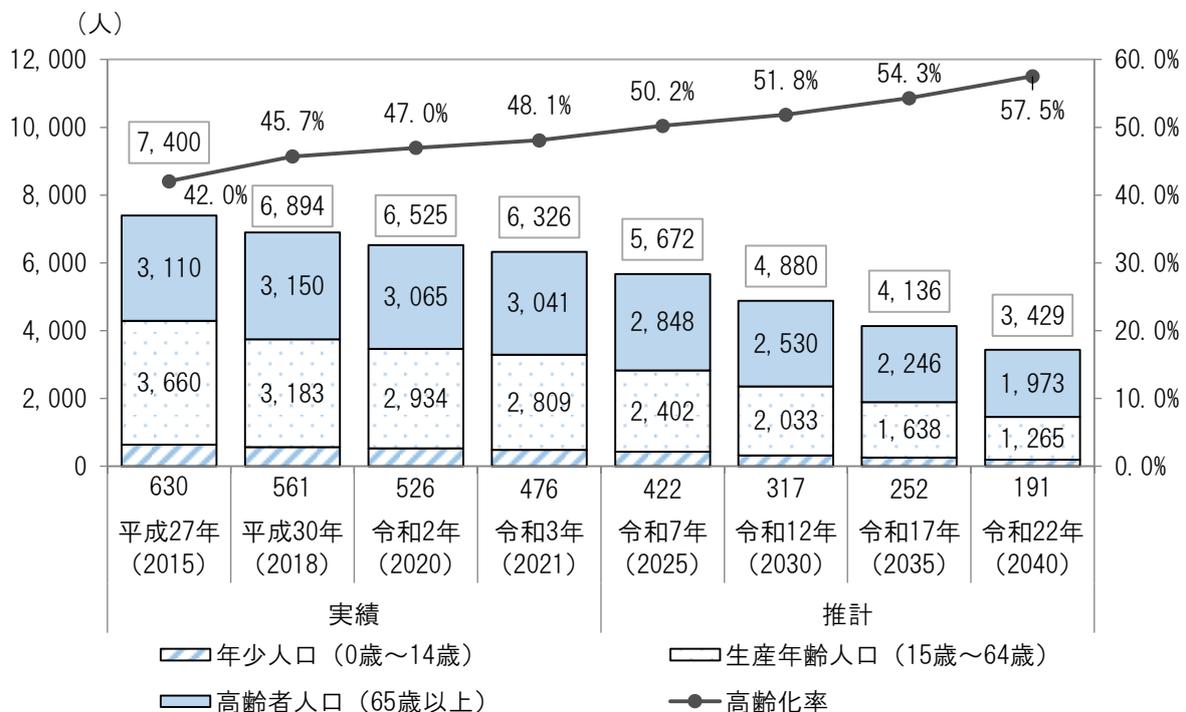
第2章 中土佐町の現状と課題

1. 統計的にみる中土佐町の現状

(1) 人口の状況

中土佐町の総人口は、令和3年9月末時点では6,326人となっており、今後の将来推計をみると、減少傾向で推移し、令和22(2040)年には3,429人となる見込みとなっています。

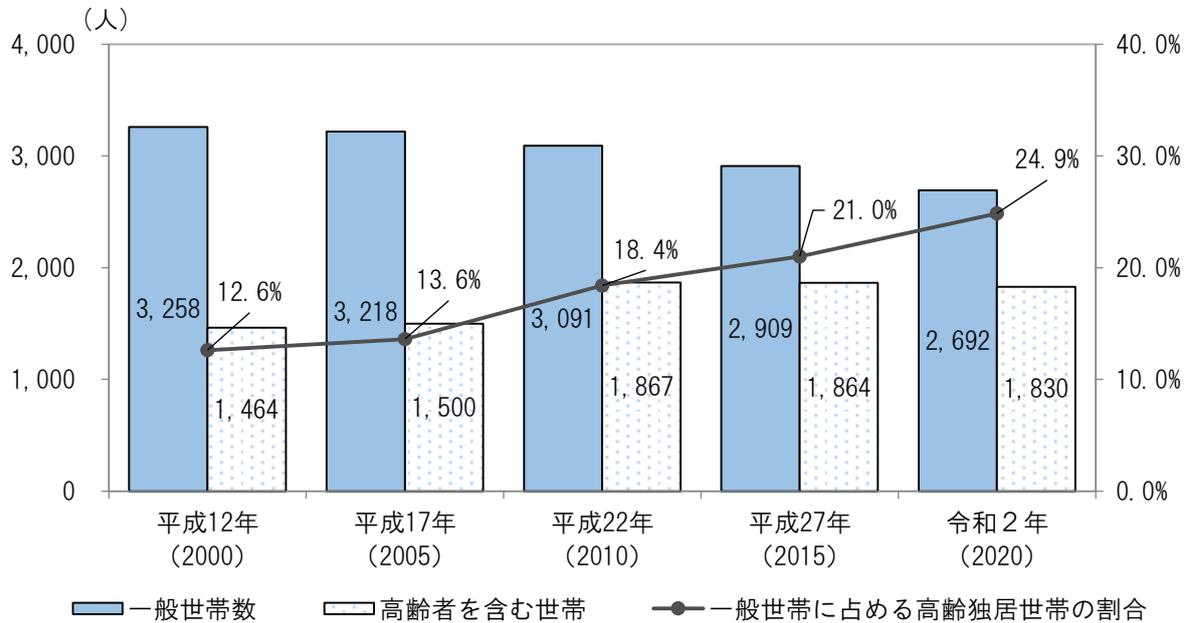
年齢別の割合をみると、高齢化率(65歳以上の高齢者の占める割合)が上昇し、少子高齢化が進行する見込みとなっています。



資料：実績値は住民基本台帳 各年9月末日時点。推計値は平成27年から令和2年までの住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により算出。

(2) 世帯の状況

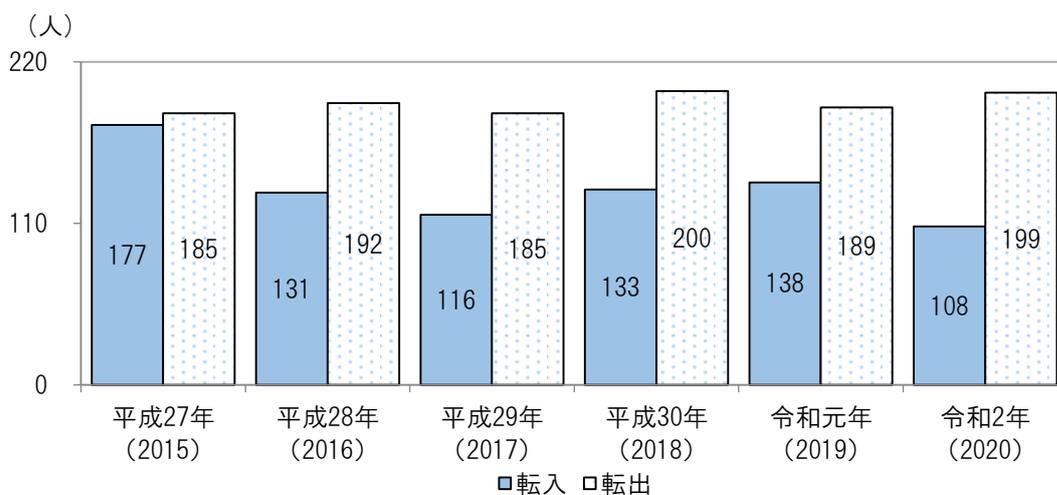
高齢者を含む世帯は平成22年をピークに減少傾向となっており、令和2年では1,830世帯となっています。また、令和2年の高齢独居世帯は669世帯と、一般世帯に占める高齢者独居世帯の割合は年々増加しています。



資料：国勢調査

(3) 転入・転出の状況

転入者数は平成27年から平成29年にかけて減少したものの、平成30年から増加傾向にありましたが、令和2年は平成27年以降最も少なくなっています。転出者数は横ばいで推移しているものの、いずれの年も転入者数を上回っています。

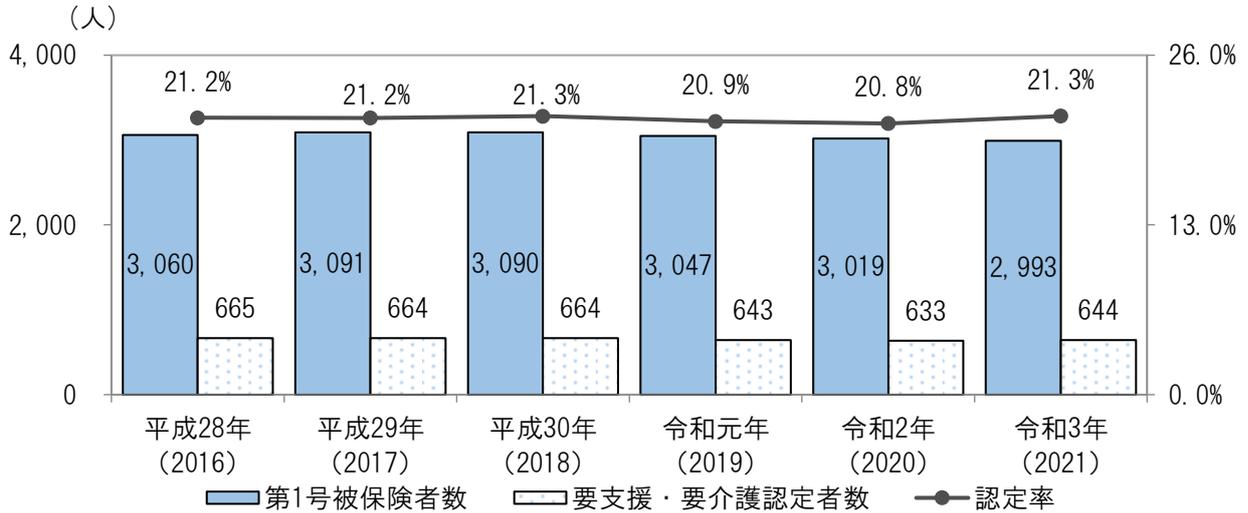


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査
(各年1月1日から12月31日までの状況)

(4) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者は、平成28年の665人をピークに減少傾向で推移しています。高齢者人口が平成29年を境に減少に転じているため、認定者数も減少傾向となっています。

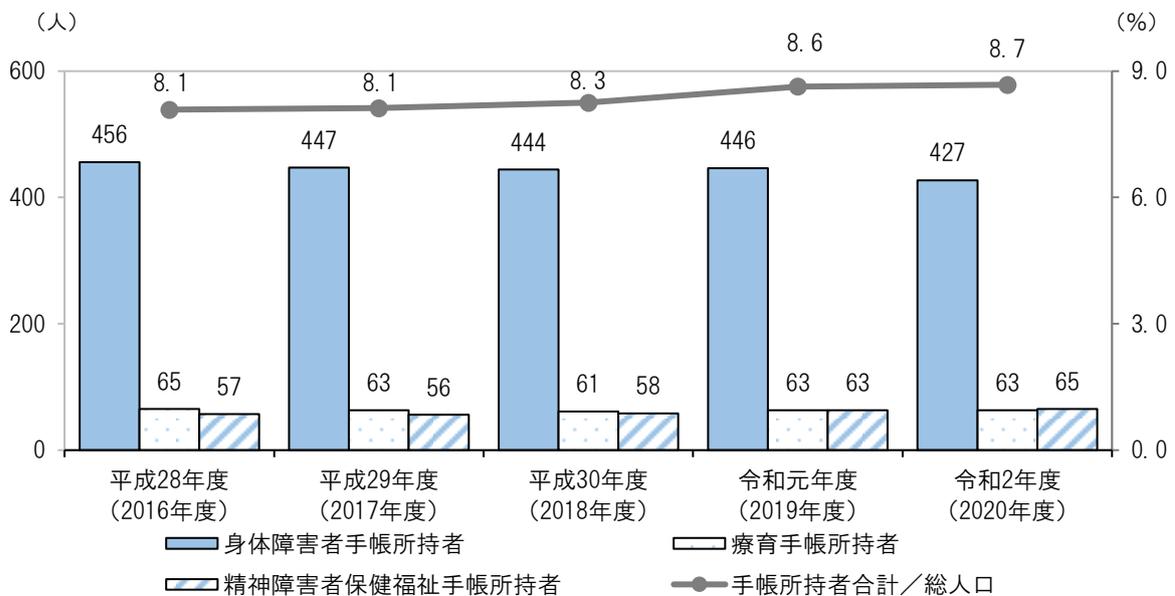
認定率はほぼ横ばいとなっています。



資料：厚労省「介護保険事業状況報告」各年9月末日現在

(5) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の内訳をみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向、療育手帳所持者は横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者は微増傾向となっています。



資料：中土佐町 各年3月31日現在

2. 各種調査等からみる中土佐町の現状と課題

(1) 第3次総合振興計画策定のためのアンケート調査

課題 居住地区ごとの地域課題解決

地域課題を解決していく際、中土佐町という大きなまとまりだけでなく、久礼地区・上ノ加江地区・矢井賀地区・大野見地区という地区単位での課題解決を検討していく必要があります。特に、久礼地区などの中心市街地に近い海沿いの地域と、大野見地区という山間の地域を比べた際には、抱えている地域課題自体が異なるだけでなく、課題の解決方法もその地区に合った方法を検討していく必要があります。個々の地区に寄り添った、丁寧な課題解決のプロセスを踏んでいく必要があると言えます。

課題 生活環境の改善

空き地・空き家などの土地利用や、住宅の整備、災害対策、騒音などの治安に関わること、ごみ問題など様々な生活環境に関する課題が多くあげられています。中土佐町は南海トラフ地震による大きな被害の想定される地域であることから、まずはすべての町民が安全に過ごせるように、災害に強い地域づくりを進めていく必要があります。

課題 仕事の場の創出

町内・町の近辺で仕事を見つけられず町外への移住を検討する人が多くいる一方で、町内や町の近辺で仕事を見つけられたからこそ、中土佐町での生活を続けている人たちも沢山います。農林畜水産業からサービス業まで様々な分野の職業を中土佐町内で創出することで、地元で働き地元で長く暮らしていけるような環境を整えていく必要があります。

(2) 中土佐町の将来のまちづくりに向けたアンケート調査

課題 学校卒業後も住み続けられる町づくりの検討

回答者の多くが、町内の利便性向上を求めています。便利で快適な暮らしと中土佐町の良さを、どのように両立させていくか検討する必要があります。また、進学先や就職先を求める声も多く、ライフステージが変わっても中土佐町内で暮らしていけるような環境の整備について検討していくことが求められています。

回答者の多くが、住みやすいまちを作るための行動として清掃活動をあげています。身近なことから中土佐町全体の地域課題を考えていける人材を育成する必要があります。

(3) 中土佐町の権利擁護支援ニーズ調査

(アンケート)

課題 制度の周知

成年後見制度を筆頭に、権利擁護支援に関わる制度や支援機関が、町民のみならず関係する機関にも十分に周知されていないと言えます。町民への分かりやすい伝え方を検討していくと同時に、支援機関が十分に制度を把握し、制度利用が必要な方が速やかに利用につながる取り組みが必要です。

(ヒアリング)

課題 制度の狭間を超えた体制づくり

行政・支援機関の制約によって、支援が必要な方のニーズに十分対応できず、制度の狭間*に陥る方がいます。まずは、個々の部署・機関が対応できることと、他の部署・機関で協力して対応しなければいけないことを分別して把握する必要があります。その上で、対応しきれない支援ニーズについて、他の部署・機関に遠慮なくつないでいけるような体制づくりを推進していく必要があります。また、複数の課題を抱えた人もおり、個々の部署・機関の長所を生かして、利用者のニーズに対応していく必要があります。

課題 生活困窮者等への対応

町内の生活困窮者の中には、単に高齢というだけでなく、病気や障害を抱えている場合もあります。経済面のみならず、その人の現状と生活課題を解決していけるような包括的な支援が求められます。例えば、町営住宅などの家賃滞納者（世帯）についても、滞納に至る理由を把握して、支援が必要な方は必要な施策につなげるよう、課を超えた庁舎内連携等を進める必要があります。

※制度の狭間・・・社会情勢が複雑化する中、どの制度の対象にもならず、公的制度だけですべての人々に十分な支援をすることが困難になっているさま。悩みや課題を抱えてはいるものの、制度の「狭間」に陥り「生きにくさ」を抱えて暮らす人々が多数存在しており、こうした人々の支援体制として、地域住民や社会福祉協議会、行政などが一体となり地域福祉をより一層の推進することが求められている。

(4) 障害福祉に関するアンケート調査

課題 障害のある方が抱える課題の把握と権利擁護

障害には様々な種別があり、一括りに障害者と言ってもその人によって抱えている課題は様々です。自分の課題について自分自身で発信できる人もいれば、自ら発信しない（できない）人もいます。できること、したいこと、解決したいことも人それぞれあるという現状を踏まえると、改めて中土佐町で暮らす障害のある方自身の課題と考えを丁寧に把握する機会が必要です。その際には、障害のある方自身の気持ちを第一に考え、課題把握と解決に向けて一緒に考えていく必要があります。

課題 障害のある方の社会参画

障害のある方の中には、社会活動に参加したくないという否定的な意見を持っている人がいます。障害の程度が重く社会活動に参加できるような状態ではないというだけでなく、地域との関わりに期待感を持っていない人たちもいます。地域福祉を進めていくにあたり、すべての人がいつでも地域活動に参加でき、嫌な思いなどせず穏やかに過ごせる環境をつくり出すことが求められています。

(5) 高齢者の生活に関するアンケート調査

課題 居住地域ごとの相違点への対応

他地区と比較して矢井賀地域では後期高齢者の割合が高く、大野見地域では地域活動の参加率が高いなど、地域ごとに回答者の生活習慣や地域活動への参加頻度、医療・介護知識の認知度が異なっています。回答者自身の暮らしのみならず、地域ごとの取り組みにも差がある可能性が高く、地域の実情に応じた適切な生活習慣の改善を促していく必要があります。

課題 地域づくり活動の世話役不足

回答者の多くは、地域づくり活動に世話役として参加することに抵抗感を覚えています。また、中には地域づくり活動自体への参加を希望しない人も多く、地域の担い手の育成が課題となっています。

3. 各種団体へのヒアリング調査結果からみる現状と課題

計画の策定にあたり、事業所や団体などの現状や抱えている課題を把握し、課題解決に向けて取り組んでいただける内容の確認等を行うためヒアリング調査を実施しました。

■ヒアリング実施団体

1. 保護司
2. スクールソーシャルワーカー（SSW）※
3. 自主防災組織連絡協議会

■実施日

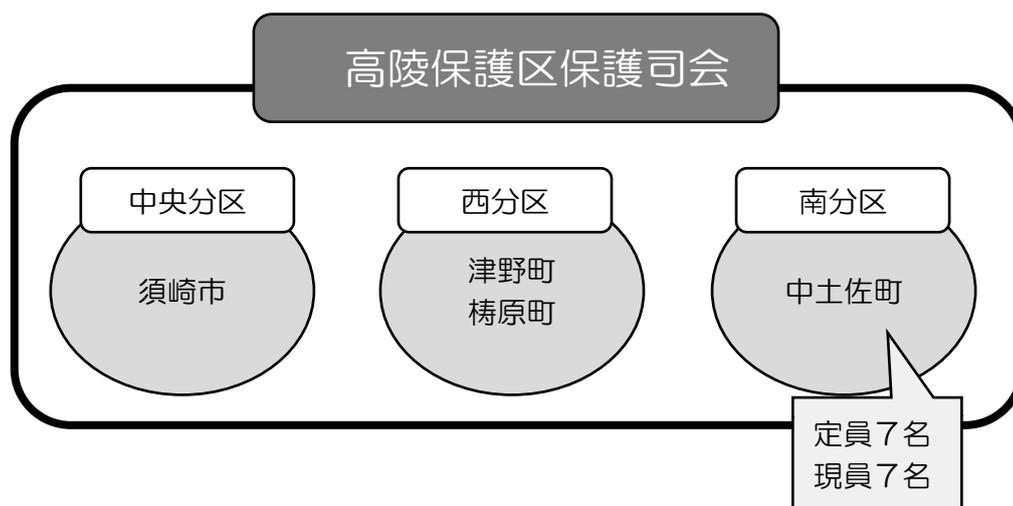
令和3年8月18日（水）

(1) 保護司ヒアリング結果について

① 現在の活動内容

- 保護司の使命として保護司法第1条にある「保護司は社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与することを使命とする。」これに従って活動をしている
- 保護司は無報酬の国家公務員と言われている

活動にあたっての組織図（任期:2年間で再任は妨げない）



※スクールソーシャルワーカー（SSW）・・・いじめや不登校などの問題に対して、主に福祉的な視点から解決を図る人。担任教師とともに児童・生徒の家庭を戸別訪問したり、教師や保護者に助言したりするほか、児童相談所や医療機関などと連携して問題解決にあたる。

日常業務

- ・更生保護サポートセンターでの当番業務
- ・企画運営会議出席
- ・南分区保護司への連絡調整業務
- ・部外団体への広報連絡業務
- ・保護観察対象者との面接及び報告書の提出（月3回以上）

② 活動するうえで、困っていること・課題となっていること

保護観察の面接

通常月3回以上、一番軽い人で月3回

さらに指導を要する人は4・5回～毎週指導が必要な場合もある

往訪

本人宅を訪問し家庭の状況や生活状況などを観察しながら指導を行い、残りの2回は保護司宅や保護司の指定する場所に来てもらい指導を行っている

課題となっていること

面接場所の確保、更生保護能力の向上

③ 活動するうえで、地域住民や他の団体に参加や理解・協力してほしいこと

- ・新たな犯罪を犯さないためには、対象者本人が安心して地域で生活できることが必要であり、対象者の近所の皆さんの温かい、思いやりのある接し方は対象者の更生と再犯防止に必要不可欠である

④ 活動するうえでの、行政や社会福祉協議会に対しての要望など

- ・更生保護対象者の社会保険、税金、仕事や住居、健康管理等の問題についての相談（役場各課、社会福祉協議会、民生委員、町内各企業等）
- ・保護司候補者の情報の提供や住宅・仕事の斡旋
- ・誰が保護司をやっているかを公にする
- ・再犯防止計画に計画立案の目的や保護司の活動などを掲載する

(2) スクールソーシャルワーカー（SSW）ヒアリング結果について

スクールソーシャルワーカー（SSW）は、児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図るため、関係機関などと連携・調整を行う専門職である。

① 現在の活動内容

- ・月1回程度、不登校の子どもや学校に行けない子どもに対して校長、教頭や養護教諭と情報共有して、気になる子どもや気になる家庭などに聞き取りを行う
- ・必要に応じて家庭訪問をしたり、健康福祉課、最近は社会福祉協議会とも関わりながら支援を行っている
- ・さらに必要に応じて個別支援会への出席、心の教育センターや地域若者サポートステーション（通称サポステ）と連携している
- ・日常的に、子どもや親の課題はいつどこで起こるかわからない状況で対応している

② 活動するうえで、困っていること・課題となっていること及び地域住民や他の団体に参加や理解・協力してほしいこと

- ・子供も親も面倒くさいことはしない
- ・地域での活動等について、楽しいことがいっぱいあるにも関わらず、準備や片付けが大変なために活動が楽しいと思えない方が多くなっており、寂しい社会になってきている気がする
- ・親だけでなく子どもも、地域と関わることなく家庭の中で色々なことが済んでしまうために、狭い社会の中で生きていると感じる

(3) 自主防災組織連絡協議会ヒアリング結果について

自主防災組織連絡協議会は、自主防災組織間の相互の連絡調整や連携を図り、地域の防災体制の充実や強化を図る組織です。

① 現在の活動内容

主な活動は「危機管理室との合同訓練」「各地区で自主的に訓練を行う活動」の2つ

避難路の整備…地区によって地区長全員が集まり、避難場所へ逃げやすいよう草刈りや整備を行う

※新型コロナウイルスの影響により、地区で自主防災の会合が開けず、実際の活動はストップしている。今年の活動経過としては、例年どおり避難路の整備として草刈りを実施

② 活動するうえで、困っていること・課題となっていること

- ・山間部はあまり災害に対する危機感がないこと（大雨でも、昔からずっとここへ住んできているということで、危機感を持ってない）
- ・防災訓練等が（コロナ禍により）中止となり、高齢化により動ける人が少なくなってくる。2年間中止すると、かなり地区が変わってしまうこと
- ・地区の代表者が進んでやらないと、住民がついてこないこと
- ・一般住民に防災意識を持ってもらうというのはなかなか難しいこと

③ 活動するうえで、地域住民や他の団体に参加や理解・協力してほしいこと

- ・日頃から訓練していなければ、いざという時に避難できないため、災害が起こる前の防災、減災が最も大事である
- ・小さな地区でも絆が少なくなってきたため、まとめることが一番難しく、絆が一番大事である
- ・自助と共助について、如何に力をつけていくかというのが大事である
- ・町民が参加してくれてこそ役員もやりがいがあるが、参加してくれなかったらしんどい

④ 活動するうえでの、行政や社会福祉協議会に対しての要望など

- 行政からのアピールが必要だと思うが、行政任せでもいけないので、我々がやっていたかねばならないのは分かるが難しいところである
- 要支援者に対する個別避難計画作成の必要性をアピールしてほしい（活動しやすいように）
- 「自主防災組織と福祉関係の支援をしよう」「自主防災組織がやりましょう」という連携と理解促進
- 「こういう日程で、こういう内容で…」と行動を提案してくれれば自主防災組織は動いてくれると思う

災害時に弱い者はどうするのかなどを一緒に解決していくのが自主防災組織の本元だと思う「私はいくらでも一緒になってやる」という姿勢を持っている自主防災組織の方は多い

4. 中土佐町第2期地域福祉計画の事業評価

今回の計画策定にあたって、関係する中土佐町担当課や事業所が、中土佐町第2期地域福祉計画（前回計画）の実施状況などについて評価を行いました。

ここでは、それらの評価と課題を項目ごとに集約しています。

I 全ての世代にわたって相談しやすい安心のまち、中土佐町をつくります

(1) 権利擁護支援の充実

○ 住民への普及啓発

虐待防止や障害者への差別解消、成年後見制度など、権利擁護支援に関する住民への広報や啓発活動が十分には実施されませんでした。今すぐに支援を必要とする人たちのみならず、すべての住民に支援事業や支援を求める人たちの存在を周知することで、誰もが暮らしやすい町づくりを進める必要があります。

(2) 相談支援体制・多世代のつながりの強化

○ 分野ごとの相談支援体制の強化と重層的支援体制の整備

介護・障害・子育てなど相談を受けとめる各分野の相談体制の整備とともに、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的相談支援体制が整いつつあります。住民からの相談に応じ、対象者の支援の質を向上させるには、支援者（相談員）の資質向上が必要です。また、継続した伴走支援や支援策の拡充を図り、重層的支援体制を整備する必要があります。

○ 途切れない支援体制の整備

子どもとその親を対象とした包括的な支援体制を模索できている一方で、前回計画の課題としてあがった未成年の引きこもり者等への対応が十分とは言えない状況です。不登校が長期化することで、その後の社会生活にも影響を与えることを鑑みて、引きこもりや不登校の原因に対して早急にアプローチできるような支援体制を整備する必要があります。

Ⅱ 「あったかふれあいセンター」の機能の充実とともに、住民主体の支え合う地域づくりを進めます

(3) 地域福祉拠点「あったかふれあいセンター」の充実

- 地域課題などの早期発見・早期対応
あったかふれあいセンターが地域の支え合いづくりの拠点として活動を始めてから年月が経過し、住民にとっても身近な相談の場として認知・利用されつつあります。今後は地域課題や住民の個別のニーズに対して、素早くかつ的確に対応できる主体として、より活発に活動を展開していく必要があります。
- 地域福祉活動の担い手の育成
あったかふれあいセンターや地域福祉活動などに参加する地域の担い手を発掘し、育成する必要があります。

(4) 地域アクションプラン[※]の推進

- 地域福祉活動の発信と情報共有、交流の必要性
久礼・上ノ加江・矢井賀・大野見の4地域で、それぞれの課題に応じたアクションプランを立て活動していますが、地域内で解決しきれない課題に取り組んでいく仕組みを検討する必要があります。また、4地域の活動を情報発信することにより、一層中土佐町全体の地域福祉活動を活性化していく必要があります。

(5) 防災・災害時要配慮者支援対策の展開

- 避難行動要支援者[※]の防災訓練への参加
町で行う津波一斉避難訓練や、あったかふれあいセンター・自主防災組織が連携して実施している地域単位の避難訓練・防災学習に、避難行動要支援者の参加ができていない現状があります。災害時に円滑な支援を行えるよう、事前に避難行動要支援者本人と地域の支援者・行政・社会福祉協議会などが連携できる体制を整えておく必要があります。
- 感染症対策を盛り込んだ避難訓練の実施
新型コロナウイルス感染症拡大で、大規模な総合防災訓練を実施できていません。高齢者・障害者など誰もが安心して参加できるような少人数での避難訓練や、福祉避難所[※]運営訓練等を検討し、実施していく必要があります。

※地域アクションプラン・・・久礼、上ノ加江、矢井賀、大野見、それぞれの地域特性を踏まえ、各地域において「めざす姿」の実現に向けて取り組むための行動計画。

※避難行動要支援者・・・災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図ることに特に支援を必要とする者。

※福祉避難所・・・高齢者や障害のある方など、一般的な避難所では生活に支障がある方を対象に特別な配慮がされた施設。

○ 災害時における重点継続要医療者に対する取り組みの推進

在宅酸素療法者・透析患者などの重点継続要医療者について、災害時の避難（搬送）の手順や医療機関との連携体制等を関係機関らと協議し、発災時に備えて対象者とも共有する必要があります。

Ⅲ 地域で自分らしく暮らすことができるために、包括的で、包摂的^{*}な支援を地域ネットワークづくりとして進めます

(6) 住民の生活を支える地域ネットワークの構築

○ 多分野の専門職と住民、地域のつながりの構築

地域包括ケアシステム^{*}の中で住民の個別のニーズを解決していく際、医療・介護・福祉等多分野の専門職の役割が重要となります。その中でも福祉分野の専門職等が有する情報を住民・地域全体で共有しつつ、地域が主体となって課題解決していきける仕組みを考えていく必要があります。

○ 地域のつながりの場への参加支援と活動の推進

元気塾、貯筋クラブ（いきいき百歳体操）などの介護予防活動や、あったかふれあいセンターなどによる地域活動、老人クラブ、障害者協議会などでは、参加者の減少や固定化が見られます。特に、地域から孤立した高齢者・障害者などへの参加支援ができていない状況です。社会的孤立を防ぐためにも、広く住民の参加を促していきけるような広報活動と活動の見直しを進めていく必要があります。

(7) 「しごとづくり」の地域ネットワークの推進

○ 本人の居場所が「はたらく場」になる工夫

生活困窮者や障害者などの社会的孤立を避けるために、就労支援と併せて、居場所が就労の場としての役割を持てるような仕組みを考えていく必要があります。その際には、既存の社会資源を利用してだけでなく、新たな資源も開発していくことで、中土佐町内での新たな雇用と地域活動を生み出していく必要があります。

(8) 地域福祉の人材育成の推進

○ 担い手の育成・ボランティア活動の推進

現在中心的に活躍する地域福祉活動の担い手は複数の団体を掛け持ちしており、新たな参加者・担い手を育成することが急務だと言えます。また、ボランティア活動でも同様に人材確保が課題となっています。

既存の参加者のスキル向上だけでなく、新規参加者が地域福祉活動に関心を持てるような講座・研修などを開催していく必要があります。その際には、小中学生への福祉教育など次世代への普及啓発と同時に、その親世代（現役の社会人）や教員など学校教育に関わる人たちを巻き込んで広く地域福祉活動への参加を促進していく必要があります。

※包摂的・・・生活に困難を抱えた方などが排除されることなく、社会で包み込むこと。

※地域包括ケアシステム・・・重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される状態。

第3章 中土佐町のめざす地域福祉のまちづくり

1. 基本理念

中土佐町の地域福祉の推進は、行政単独の力では成し得ず、住民、事業者、社会福祉協議会、行政の協働が欠かせません。そのため、本計画においても第2期計画の基本理念を踏襲し、「協働でつくる 誇りのもてるまち」として推進することとします。

協働でつくる 誇りのもてるまち

2. めざすまちの姿

本計画を策定するにあたり、住民にとって親しみやすい中土佐町らしい「めざすまちの姿」を設定するため、本計画策定委員からの意見募集、中土佐町の「誇り」や「希望」について話し合っていたワークショップを開催、最終的に策定委員会で検討しました。

ワークショップでは、中土佐町の「誇り」として、海や山、川などの自然や人とのつながりやあたたかさ、かつおなどの食材や文化遺産などのキーワードがあげられたことから、「豊かな自然と人のあたたかさに包まれ 暮らし続けたいまち なかとさ」を本計画のめざすまちの姿とします。

豊かな自然と人のあたたかさに包まれ
暮らし続けたいまち なかとさ

3. 基本目標

基本理念の実現、めざすまちの姿に向けて、次の基本目標を設定し、地域福祉のまちづくりを推進します。

基本目標Ⅰ みんながともに支え合う地域づくり ～住民福祉ネットワーク～

近年では、支えあいや助けあいの仕組みが機能しにくい地域や、地域と関わる機会が少ない町民も増えています。また、各種団体においても構成員の固定化や高齢化、減少による弱体化などがみられ、次代を担う人材の育成が課題としてあげられます。

「あったかふれあいセンター」を拠点に、町民同士のコミュニケーションが円滑に図られ、良好な地域社会が形成できるよう、各種団体の活動をさらに活発にし、次代を担う人材を地域で育成していくよう努めます。

基本目標Ⅱ 安心して自分らしく暮らせるしくみづくり ～専門職ネットワーク～

住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らしていくためには、必要な時に、必要な支援が素早くて確に得られることが重要です。そのためには町民のニーズをなるべく早く正確に把握する仕組みや、相談しやすい環境づくりが必要です。

町は関係機関や福祉分野等の専門職等と連携し、身近なところで気軽な相談から専門的な相談まで対応できるよう、情報提供体制や相談支援体制を構築し、支援を必要とする人が、必要とするサービスを適切に利用できる仕組みづくりを推進します。

基本目標Ⅲ 誰もが暮らし続けたいと思える地域共生社会の実現

～住民・社会福祉協議会・行政との協働ネットワーク～

町民やその世帯が抱える課題が複雑多様化し、単一機関、単一分野だけの支援では対応できません。いわゆる福祉分野の連携はもとより、教育や就労などの多分野連携、医療関係者や法律家などの専門職による同業・異業の多職種連携、町民と行政、事業者と社会福祉協議会など、多種多様なネットワークによる支援が求められています。

誰もが暮らし続けたいと思うことができるよう、分野や立場を超えた支えあいを推進し、地域共生社会の実現をめざします。

4. 計画の施策体系

基本理念 協働でつくる 誇りのもてるまち	めざす まちの姿	基本目標Ⅰ みんながともに支え合う地域づくり ～住民福祉ネットワーク～
	豊かな自然と人のあたたかさ に包まれ 暮らし続けたいまち なかとさ	【推進方策1】地域アクションプランの推進 (1)久礼地域アクションプラン (2)上ノ加江地域アクションプラン (3)矢井賀地域アクションプラン (4)大野見地域アクションプラン
		基本目標Ⅱ 安心して自分らしく暮らせるしくみづくり ～専門職ネットワーク～
		【推進方策2】地域アクションプランの実践を支える行政や 社会福祉協議会の役割 (1)あったかふれあいセンターの機能強化 (2)各地域ふくし活動推進委員会の強化のための支援 (3)災害に強い地域づくり (4)ボランティアセンターの見直しと拡充 (5)健康づくり活動の推進 (6)地域に根ざした各種団体への支援及び推進
		基本目標Ⅲ 誰もが暮らし続けたいと思える地域共生社会の実現 ～住民・社会福祉協議会・行政との協働ネットワーク～
		【推進方策3】包括的支援体制の強化 (1)属性や世代を問わず断らない相談支援体制 【推進方策4】多機関協働による課題解決体制の強化 (1)複雑化・複合化した課題への対応 【推進方策5】潜在的支援者へのアプローチの強化と具体的な 支援の提供 (1)潜在的なニーズを抱える人の早期発見とつながる糸口の模索 (2)具体的な支援の提供
		【推進方策6】どんな人も排除しない住民・社会福祉協議会・行政との 協働による地域づくり (1)再犯防止に向けた取り組みの推進(中土佐町再犯防止推進計画) (2)「いのち支える自殺対策行動計画」に基づく意識啓発の取り組み (3)権利擁護支援の充実及び「成年後見制度利用促進計画」の推進に ついて
		【推進方策7】地域の福祉力・福祉の地域力を向上させる人づくり (1)福祉力・地域力向上の取り組み (2)地域福祉人材の育成
		【推進方策8】共生社会実現に必要な社会資源の開発検討 (1)制度の狭間に対する対応

第4章 計画の推進方策と取り組み

第1期計画及び第2期計画の10年に渡る取り組みにより、中土佐町の地域福祉は大きく前進しました。地域住民の主体的な福祉活動とその取り組みを支援する行政・社会福祉協議会・各種機関や団体それぞれがその役割を認識し、一体的に福祉活動を展開できるようになりました。

本計画においては、計画の基本目標を「3つのネットワーク」に分け、それぞれで具体的に取る内容を「施策の展開」と「関連事業」で明らかにしています。

各ネットワークの主体となる住民、介護や福祉等多分野の専門職等がその役割を果たすことで、「中土佐版地域共生社会」の実現をめざしていきます。

基本目標Ⅰ みんながともに支え合う地域づくり ～住民福祉ネットワーク～

推進方策1

1. 地域アクションプランの推進

「地域アクションプラン」とは、住民にとってより身近な“地域ごと”に、実情にあった地域福祉を推進する仕組みづくりとして、地域住民や事業所などが何をすべきかという具体的な取り組みを定めた行動計画です。

久礼・上ノ加江・矢井賀・大野見のそれぞれ4地域で策定した「地域アクションプラン」の実施については、「あったかふれあいセンター」が各地域の住民と連携・協議を図りながら推進し、「地域ふくし活動推進委員会」による進行管理により取り組みを進めていきます。

(1) 久礼地域アクションプラン

【めざす姿】 声かけあい おせっかいで 支えあうまち 久礼

【現 状】

- ①世代間交流の機会や常会活動が少なく、地域のつながりが薄くなっていることや、地域で行なう避難訓練への参加者が少ないことで、災害発生時の助け合い活動や避難活動が円滑に進まない可能性がある。日ごろからの顔の見える関係性づくり、世代を超えて地域でのつながりを作っておくことが重要。
- ②見守り対象者が地域に多い。また、地域との関係が希薄化しており、孤立傾向もみられる。人口減少もあるなか、生活していくうえでの困りごとが発生したときに頼る先もない。地域での支え合い、見守りの仕組みづくりが必要。
- ③地域で様々な団体が地域活性化や支え合いの活動を行なっているが、新たな担い手や後継者が不足しているために団体構成員の高齢化が進んでいる。新たな担い手の発掘に継続して取り組んでいく必要がある。

【取り組み】

1 世代間交流の機会を増やします。

防災運動会、ふれあい作品展、パッチワーク作品展を継続して開催します。参加対象者や参加方法の枠を広げ、参加者の増加をめざすことで、世代を超えた日頃からの顔の見える関係性づくりや地域でのつながりづくりに取り組みます。

2 地域での支え合い、見守りの仕組みづくりを継続して行ないます。

小地域ケア会議※の開催を継続。色々な世代の人に声をかけ参加を促すことで、見守りの目を増やしていきます。活動推進委員会や小地域ケア会議の場を活用し、認知症や障害に関する勉強会を開催します。

3 地域福祉の担い手づくりに取り組みます。

1, 2 の取り組みを通じて、地域福祉活動の協力者を誘い込み、担い手の増加を図っていきます。



※小地域ケア会議・・・小地域を開催単位として、地域住民と行政、多職種の専門職等が参画し、要支援者等の情報を表記した地図（支え合いマップ）を活用した支援とともに地域課題について協議検討する場。

(2) 上ノ加江地域アクションプラン

【めざす姿】 世代をこえ 手をつなぎ 助け合うまち 上ノ加江

【現 状】

①地域の行事や体操などには人が集まり、交流や見守りができています。しかし高齢男性や障害のある方、若い世代の社会参加の割合は少なく地域での関りが希薄傾向にあります。また、高齢化に伴い、地域づくりの人手不足や担い手の固定化が懸念されています。それぞれが役割を持って社会参加し、地域でのつながりを深められるよう取り組む必要があります。

②地域で住民同士の状況が把握でき、日頃から身近な地域で助け合いができていることで、災害時の声かけや見守りがスムーズに行えると予想されます。しかし、災害への危機感の薄れやあきらめの声が聞かれます。一人ひとりが日頃から災害に備え、減災につながるよう取り組む必要があります。

【取り組み】

1 多様な住民の社会参加を通じた見守り合い

- ・小地域ケア会議を継続し、地域での情報共有や多職種の専門職等へのつなぎ、役割分担を行いながら孤立を防ぎます。
- ・地域行事など交流の場で、それぞれができることを活かしながら地域でのつながりが深められる場にしていきます。
- ・【町浜地区】
小学生とのふれあい訪問を継続し、一人暮らしの高齢者以外にも視点を広げ見守り活動を行います。

2 地域のつながりを活かした防災活動

- ・小地域ケア会議で要配慮者を確認し、要配慮者に視点を置いた避難時の支援体制を検討していきます。
- ・いざという時に備え地域での勉強会や訓練を実施し、行政等の支援をうまく活用できるように、自主防災組織とつながりを持って減災に取り組めます。



(3) 矢井賀地域アクションプラン

【めざす姿】 支え合い 絆深める 希望の里 矢井賀

【現 状】

①住民同士のつながりが深く、見守り・助け合いが行われ、地域でちょっとした困りごとの解決が来ています。しかし、今後さらに高齢化が進み、住民同士の見守り・助け合いが十分に行えなくなると、ちょっとした変化に気づかれにくくなり重症化して発見されるケースが増えてくる心配があります。お互いに助け合いながら地域で安心して生活ができるよう、これまでの活動を継続していく必要があります。

②避難訓練や防災学習への参加者は多く、防災への関心が高い地域です。しかし、一方で要配慮者の訓練への参加が少なかったり、あきらめの声が聞かれたりします。また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にあるため、これまでの防災活動を継続しながら、一人ひとりが日頃から災害への備えができるよう取り組む必要があります。

【取り組み】

1 お互い様の見守り・助け合いの継続

- ・日頃からの声かけや訪問で少しの変化を気につけ、地域行事等の交流の場を継続し、お互いを見守り合います。
- ・今後の人材不足に備え「小地域ケア会議」や「つながる安心カード^{*}」を継続しながら福祉分野等の専門職と情報共有・役割分担し地域で支え合っていきます。

2 災害に強い地域づくり

- ・【小矢井賀地区】
要配慮者があきらめず、助けられ上手になるよう「自助・共助・公助」それぞれ連携し、地域で防災活動に取り組みます。
- ・【大矢井賀地区】
サテライトを起点に防災学習や避難訓練を継続して、お互い見守り合いながら、いざという時の備えができるよう自主防災組織や消防団とつながりをもって取り組みます。



※つながる安心カード・・・緊急時等に緊急連絡先、病院の情報等を確認できるカード。本人、あったかふれあいセンター、社会福祉協議会、消防で情報共有をしている。大野見、矢井賀地域で普及している。

(4) 大野見地域アクションプラン

【めざす姿】 結いの精神が引き継がれる里

【現 状】

①昔から隣近所のつながりが強く、自然と見守りができている地域である。散歩などお互いを見守りができているが、外へ行けない方や人なかが苦手な方がいるので、そのような方へは訪問などで見守る必要がある。今後、高齢化が進み人口が減り空き家が増えることで、隣同士の距離が遠くなり見守りをしにくくなることなどが考えられるため、いろいろな方法を考えていかなければいけない。

また、つながる安心カードは地域の見守りや救急時に役立つため、年齢に関係なく作成と更新をするよう今後も継続して声かけを行い、小地域ケア会議の場で行政や社会福祉協議会など関係機関と現状確認や検討を行っていく必要がある。

②生きがいつくりや集いの場が必要なのは高齢者だけではなく、年齢に関係なく住民の活躍ができる場が必要である。令和2年度「大野見みんなの文化展」を開催したことで、年齢に関係なく作品を出品する人、鑑賞する人、会場の準備や後片付け、受付をする人など様々な役割を持つことができた。今後も多世代が活躍・交流できるような手立てを考えながら開催を継続していく必要がある。

【取り組み】

1 小地域ケア会議の継続と見守りの充実

小地域ケア会議を活用し、つながる安心カードの進捗確認を行い、更新や新規作成の声かけを住民同士で行っていく。また、関わりづらい人や課題のある方に関しては、行政や社会福祉協議会と情報共有しながら関わっていく。

2 地域住民の生きがいつくりと集いの場の充実

大野見地域の誰もが関われるよう「大野見みんなの文化展」を開催。多世代の交流や活躍の場になるよう取り組んでいく。



2. 地域アクションプランの実践を支える行政や社会福祉協議会の役割

各地域で策定した「地域アクションプラン」は、地域ふくし活動推進委員が中心になり、地域住民とともに実践し、各あったかふれあいセンターもその後方支援を行っています。

また、地域内で解決しきれない課題等に対しては、行政及び社会福祉協議会による組織的な取り組みにより支援していきます。

(1) あったかふれあいセンターの機能強化

現在町内3か所に設置されている「あったかふれあいセンター(「まんまる」「寄り家」「ほのぼの大野見)」は、地域の支え合いづくりの拠点として活動を始めてから約10年が経過し、地域福祉の拠点として住民の認知度が高まってきました。

あったかふれあいセンターの役割は、集いなどの機能により、地域ニーズの把握や課題に対応していく小規模多機能支援拠点であるとともに、地域福祉活動を推進することにあります。この役割を担うために、現在、地区ごとにコーディネーター1人とスタッフ2人の計3人が配属されています。

時代の変遷とともに変わりゆく地区の状況に鑑み、これからの各地域を住民とともにどう描いていくのか、そのためにコーディネーターとスタッフがどういう役割を担っていけばよいのかを考えたときに、3人の役割を明確にする必要があります。

コーディネーターはあったかふれあいセンターの事業や活動を統括する司令塔の役割を担います。他2人のスタッフの役割は、次の2つの専門職としての機能を果たすことです。

【施策の展開】

- 2人のスタッフのうち、1人はコミュニティワーカーとしての役割を果たします。コミュニティワーカーの役割は、住民主体の福祉活動を住民とともに作りあげていくことにあります。地域の生活基盤や文化基盤は長い歴史の中で培われ、そこでの住民組織もその地域ならではの形態があります。コミュニティワーカーはそのことを十分理解し、その地域にあった福祉活動の展開を日頃の住民活動の中にどう取り入れていけばよいのかを住民とともに考え、住民とともに実践していく。それがコミュニティワーカーの仕事です。
- もう1人のスタッフはケースワーカーです。住民は多様な生活基盤と価値観を持って生活しています。時には心身の不調や思いもかけない出来事で、安定した生活が送れない場面に遭遇します。また、そのことが長期化し、回復への道がだんだん遠のいていく事態に陥ることもあります。ケースワーカーは日頃の活動を通して、そういった人々やご家庭の情報をいち早く察知し、できる限り早期に支援できる環境づくりや具体的な支援策を提案・提供できるようにしていく役割を持っています。

この2つの専門職が連携していくことで、個別課題の解決に、「地域住民の相互支援

活動」がその一翼を担う、いわゆるインフォーマルサービスや新たな地域資源開発につながっていくと考えています。

関連事業	担当課(機関)
あったかふれあいセンター事業	社会福祉協議会

(2) 各地域ふくし活動推進委員会の強化のための支援

地域ふくし活動推進委員会は、各地域アクションプランの進捗管理にとどまらず、地域住民にとって大切な組織であると地域住民に認められるよう、行政・社会福祉協議会のさらなる支援が求められます。地域住民の理解が「地域の福祉力向上」につながることを意識してさらなる強化に努めます。

① 地域ふくし活動推進委員会活動の推進

「地域アクションプラン」や支え合いマップ[※]を広げ、活動者となり得る住民が役割をもって、地域活動に参加できるよう支援します。各地域に応じて計画的に地域ふくし活動推進委員会を開催し、地域の実情に合わせた進行管理を行います。

【施策の展開】

- 年1回の「地域ふくし活動同窓会」(各地域の地域福祉活動を学び合う場)を発展させ、住民同士の「課題共有の場」、先駆的取り組みの「紹介の場」、4地域協働で取り組む「協働の場」としての機能が持てないか、各地域ふくし活動推進委員会と協議を始めます。
- 地域福祉活動への住民参加促進のための支援、及び地域福祉活動リーダーの育成について、4地域合同で議論を始めます。

関連事業	担当課(機関)
地域ふくし活動同窓会の発展強化	社会福祉協議会
住民参加の促進と地域福祉活動リーダーの育成	社会福祉協議会

※支え合いマップ・・・地域住民や民生委員、福祉分野の専門職等が集まり、住宅マップを使って、要支援者等の情報を表記した地図のことです。日頃の見守りや困りごとの早期発見、地域の課題解決に向けた取り組みにつなげています。

(3) 災害に強い地域づくり

中土佐町では、平成 26 年度から災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の作成と個別避難支援計画^{*}の作成を防災地域担当制による町職員が支援していますが、情報更新が行えておらず、また個別避難支援計画による避難訓練の実施も少ない現状があります。

今後は、平時からの備えとして、身近な地域の中で気かけあい、災害に強い地域づくりを推進していく必要があります。

① 災害に強い地域づくりへの支援（自助・共助への支援）

中土佐町は南海トラフ大地震発生時の津波浸水の被害が大きいことが想定されており、地域での防災・減災対策に取り組むことで、地域の防災力を高めるとともに地域力を高め、地域福祉活動の活性化を図ります。

【施策の展開】

- あったかふれあいセンターと連携して避難訓練や防災学習、避難路の整備等を行っています。今後は避難行動要支援者も参加した避難訓練を実施できるよう、福祉分野等の専門職と連携していきます。
- 津波や豪雨災害等に対する防災／減災対策と、地域福祉活動との一体的な取り組みにより、災害に強い地域づくりを推進します。自主防災会^{*}、防災士会との連携を促進し、協働で地域防災力の向上をめざします。

関連事業	担当課(機関)
地域で行う避難訓練・避難所運営訓練（支援） （避難行動要支援者の避難訓練実施）	社会福祉協議会 総務課（危機管理室） 健康福祉課
あったかふれあいセンター事業	社会福祉協議会 健康福祉課
地域で行う防災学習会	社会福祉協議会
災害ボランティアセンター [*] 事業	社会福祉協議会

※個別避難支援計画・・・避難行動要支援者名簿登載者で、同意を得たものについて、個別に災害時の避難について定める計画。

※自主防災会・・・地域住民による自発的な防災組織。地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に安否確認、避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報の収集・伝達等、地域の防災活動を担う。

※災害ボランティアセンター・・・主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。

② 災害時要配慮者への支援

災害時要配慮者[※]への支援が行えるよう、日頃から地域住民同士がつながる体制づくりが必要となっています。災害時要配慮者が参加する避難訓練が実施できていないことから、介護や福祉分野等の専門職が参加できる少人数での避難訓練計画の検討が必要となっています。

【施策の展開】

- ・災害時に特に支援を要する要介護高齢者や障害者、在宅要医療者等について、安全な避難や避難先での生活ができるよう、支援体制を整えていきます。
- ・避難行動要支援者名簿や個別避難支援計画を随時作成・更新を支援していくとともに、自主防災組織連絡協議会の場を活用して避難行動要支援者が参加できる避難訓練の実施を促していきます。

関連事業	担当課(機関)
自主防災組織の活動	総務課(危機管理室)
個別避難計画の作成支援	健康福祉課
避難行動要支援者支援	健康福祉課
重点継続要医療者支援	健康福祉課

③ 避難所運営に向けた取り組み

現在、避難所運営マニュアルは町内すべての避難所に備わっていますが、そのマニュアルに準じた避難所運営訓練が実施できていないところもあり、発災時に住民主体の避難所運営が円滑に行えない可能性があります。

また、福祉避難所は、町内5か所の事業所と協定を締結し、一部の事業所とは開設運営訓練を実施しています。運営にあたっては職員のみならず近隣住民の協力も不可欠になることから、住民も参加した運営訓練等を行い、速やかに福祉避難所の開設と運営ができるしくみを整備していくことが必要です。

【施策の展開】

- ・各地域で避難所運営マニュアルに沿った避難所運営訓練が行えるよう、行政や社会福祉協議会が支援します。また、訓練を生かしたマニュアルの改善を図れるよう支援します。
- ・要配慮者の受け入れが速やかに行えるよう、資機材の確保と住民をまじえた福祉避難所開設運営訓練の実施及び体制整備を行います。

※災害時要配慮者・・・災害対策基本法に規定する、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者。そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図ることに特に支援を必要とする者を「避難行動要支援者」という。

関連事業	担当課(機関)
避難所運営の体制づくり	健康福祉課 総務課(危機管理室)
福祉避難所運営の体制づくり	健康福祉課 総務課(危機管理室) 社会福祉協議会

(4) ボランティアセンターの見直しと拡充

現在、ボランティアセンターは社会福祉協議会に設置されていますが、専任のコーディネーターが配置されていないことから、センター機能が十分に発揮されているとは言い難い状況です。

地域福祉活動を活性化していくためには、地縁の結びつきを軸にした地区ごとあるいは地域ごとの住民自治活動の強化(＝地縁組織の強化)と、意志ある人の集まりであるボランティア組織の強化が必要です。

従来の計画の中にもその必要性を掲げていますが、この点での取り組みが最も遅れていると思われることから、第3期計画においては、社会福祉協議会が重点的に取り組んでいくこととします。

① ボランティアセンターの見直し

ボランティアセンターの取り組みと福祉学習の取り組みを一体化させ、5年間の計画期間中にボランティア・福祉学習センター※を新設し、ボランティアコーディネーターを配置します。ここでは、ボランティア活動及び災害ボランティア活動の支援と、福祉学習のプログラミングや実践活動に取り組みます。

【施策の展開】

- ・社会福祉協議会に設置しているボランティアセンターをボランティア・福祉学習センターに発展解消し、地域福祉活動の原点である福祉学習(福祉教育)と地域福祉活動の一翼を担うボランティア活動の拠点として位置づけ、ボランティア活動及び地域福祉活動の活性化を図ります。

関連事業	担当課(機関)
ボランティア・福祉学習センター事業	社会福祉協議会

※ボランティア・福祉学習センター・・・福祉への理解が進むことにより、自らの意思で社会に働きかけるボランティア意識の醸成につながっていくことから、ボランティア人材の育成と福祉学習を一体として捉えて事業を展開していくセンター。

② ボランティア活動の意識醸成のための取り組み

ボランティア人材の発掘のためには、その意識醸成のための取り組みが不可欠です。ボランティア・福祉学習センターの活動の第一歩ですが、ボランティア意識を醸成しつつ、計画の前半においては、人材の発掘とニーズの発掘に力を入れていきます。

【施策の展開】

- ・講演や研修によりボランティア意識の醸成を図ります。
- ・ボランティア活動に意欲がある人には、より身近な実践につないでいけるようにニーズの発掘に力を入れていきます。

関連事業	担当課(機関)
ボランティア・福祉学習センター事業	社会福祉協議会

(5) 健康づくり活動の推進

疾病や障害の有無、加齢に左右されず、一人ひとりが自分の健康状態を自分で前向きにとらえ、いきいきと生活できる状態を維持できるよう、町民の健康づくり活動を推進していく必要があります。

なかでも、高齢者における健康づくり活動は、引きこもりや社会的孤立を防ぐ交流の場や社会活動の機会の確保、生きがいづくりにつながることから、介護予防と一体的に実施していく必要があります。

① 介護予防の強化（フレイル^{*}予防など）の取り組みの推進

高齢者の身体機能の維持・増進のための元気塾や貯筋クラブなど住民主体の取り組みについて、より多くの人に参加したいと思えるよう、ニーズに合わせた活動内容の見直しが必要です。

【施策の展開】

- ・現在中土佐町で実施している介護予防活動や地域活動等は、参加者の減少や固定化が課題となっています。これらの活動は、地域からの孤立を防ぐ手段でもあることから、広報活動や活動内容の見直しの検討など、参加を促進していきます。
- ・貯筋クラブの代表者を中心に介護予防サポーター^{*}養成講座を開催し、自主的な活動を支援します。

※フレイル・・・健康な状態と要介護状態の間の段階で、加齢に伴う体力低下、低栄養、口腔機能低下等、心身の機能が低下し弱った状態。

※介護予防サポーター・・・誰もがいつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくため、地域において元気塾・貯筋クラブなどの自主グループ等を運営して介護予防の取り組みを行ったり、自主的に介護予防の普及啓発を行う者。

関連事業	担当課(機関)
地域介護予防活動支援事業(元気塾・貯筋クラブ)	健康福祉課
介護予防普及啓発事業(口腔機能向上教室、ノルディックウォーキング講習会等)	健康福祉課
参加支援事業	社会福祉協議会

② ふれあい・生きがいつくり事業の推進

あったかふれあいセンターでは高齢者が担い手となり、イベント等を通じた多世代交流を行っています。

地域活動支援センターつどい処^{*}では、障害者スポーツ大会への参加やアート活動への支援など、利用者の自己実現を支援しています。今後も参加の機会の充実や活動を支援する体制が必要です。

また、年齢問わず趣味活動を仲間で楽しむ場として、踊りや絵画等の文化サークルやスポーツクラブ活動があります。

様々なふれあい・生きがいつくり事業を推進していくうえで参加手段を考慮することも大切ですので、高齢者等外出支援事業の利活用を促進するためにも、チラシの各戸配布や防災無線等を活用し周知に努めるとともに、庁内関係課との連携を図っていきます。

【施策の展開】

- 引きこもりや孤立を防ぐため、高齢者等外出支援事業を引き続き充実させるとともに、あったかふれあいセンターでの多世代交流には、地域から孤立している高齢者の参加を図ります。
- シルバー人材センターや老人クラブ、障害者協議会等の団体の活動を支援します。
- 文化発表会や町美術展覧会等の開催により刺激を受ける機会を設け、参加意欲の向上に努めます。

関連事業	担当課(機関)
あったかふれあいセンター事業	社会福祉協議会 健康福祉課
中土佐町地域活動支援センター事業	社会福祉協議会
老人クラブ、障害者協議会等への活動支援	社会福祉協議会 健康福祉課
参加支援事業	社会福祉協議会
『まなびの日旬間』に合わせた活動(町美術展覧会等)	教育委員会
高齢者等外出支援事業	健康福祉課 まちづくり課

※地域活動支援センターつどい処・・・障害者の居場所や困りごとの相談など、気軽に立ち寄り、活動できる集いの場。

③ ライフステージに応じた健康づくりへの支援

住民誰もが健康な状態を保ち、自分が望む暮らしを続けることができるよう、健診をはじめ健康づくりを進めています。事業に参加している住民のリピート率は高いものの、新規参加者数が伸びていません。適切な情報提供とニーズに合った事業展開を検討していく必要があります。

【施策の展開】

- 健康な状態を保ち、自分が望む暮らしを続けることができるよう、年代に応じた健康づくり活動を進めます。
- 生活習慣の振り返りや改善するきっかけづくり及び病気の早期発見・早期治療につなげるために、各種検（健）診事業を推進します。
- 町民の健康づくりの推進と町独自の地域福祉事業への積極的な参加を促すため、高知家健康パスポート事業※（アプリ）を活用し、町の取り組みとともに進め、健康づくりのきっかけづくりを行います。

関連事業	担当課(機関)
子どもヘルスアップ事業	健康福祉課
年代に応じた食育の普及活動	健康福祉課
高知家健康パスポート事業	県、健康福祉課
こころの健康普及啓発（こころサポート事業）	健康福祉課
健康チャンス事業	健康福祉課
各種がん検診、特定健診、後期高齢者健康診査、わかもの健診、成人歯科検診、特定保健指導	健康福祉課

※高知家健康パスポート事業・・・県内のスポーツ施設や飲食店などで提示するだけで特典が受けられるパスポート。健康づくりに取組んでヘルシーポイントをためることができる。

(6) 地域に根ざした各種団体への支援及び推進

独居高齢者や認知症高齢者、障害者等、生活するうえで困難を抱えている方や支援を必要とする人を地域で見守り、支え合っていくという意識啓発や体制づくりに取り組むとともに、この共通認識のもと各関係機関等が協働で取り組んでいくことで、より効果が期待できます。

① 見守り・支え合い活動

小地域ケア会議の開催により、民生委員児童委員*や住民、関係機関が協力し、地域での見守りに取り組んでいます。地域包括支援センターでは、民生委員児童委員や地域住民からの相談対応を行い、見守り・支え合いの必要な方の課題の整理、あったかふれあいセンターや民生委員児童委員へのつなぎを行っています。

支援を必要とする子どもについては、教育相談員による学校や保育園訪問など子どもの見守り支援、要保護児童対策地域協議会*等で関係機関が情報共有し、要保護児童・要支援児童の子ども、子育ての支援を行っています。

地域での課題の発見や見守り、子どもや高齢者への虐待防止には、身近な住民による発見が重要となることから、住民向けの講座や研修会等による住民への意識啓発が必要となります。

【施策の展開】

- 民生委員児童委員による見守り活動が推進するよう、研修会等を開催します。
- 継続した小地域ケア会議を開催し、民生委員とその他の住民や関係機関との協力体制による見守りを実施できるようにします。また、新たな取り組みとして地区への小地域ケア会議を展開します。
- 支援が必要な子どもを早期発見・早期対応し、適切な支援につなぐため、要保護児童対策地域協議会において、地域の力を活用した支援を行います。
- 見守りが必要なケースが発見されたときには、関係機関とあったかふれあいセンター、民生委員と連携した見守り支援を行います。

※民生委員児童委員・・・民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。

※要保護児童対策地域協議会・・・関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成され、要保護児童等の早期発見、要保護児童等に対しての迅速な支援の開始、関係機関等の情報の共有化等を目的とする。

関連事業	担当課(機関)
民生委員児童委員活動	社会福祉協議会
小地域ケア会議	社会福祉協議会 健康福祉課
要保護児童対策地域協議会	健康福祉課
中土佐町地域包括支援センター事業	健康福祉課
あったかふれあいセンター事業	社会福祉協議会 健康福祉課

② 民生委員児童委員活動

民生委員児童委員は地域福祉活動の最前線にあつて、地域住民の身近な相談に対応し、個別課題や地域課題の情報収集、あるいは、住民と行政をはじめとする諸機関とのパイプ役としての役割を果たしています。また、小地域ケア会議、要配慮者への見守り実践活動及び地域ふくし活動推進委員会活動にも積極的に参画しています。

各地域の民生委員児童委員連絡協議会定例会においては、こうした取り組みをはじめとする民生委員児童委員協議会活動の検討やスキルアップのための研修等に取り組み、各委員の活動をバックアップしています。

その事務局を担当する社会福祉協議会は、個々の民生委員児童委員の活動と、組織体としての民生委員児童委員協議会の活動がさらに発展していくよう、連携を密にしています。

【施策の展開】

- ・住民の身近な相談相手である民生委員児童委員の活動及び協議会活動を支援します。また、生活課題を抱える住民への支援がより充実するよう、福祉分野等の専門職とのつながりを強固にします。

関連事業	担当課(機関)
民生委員児童委員活動	社会福祉協議会

③ 認知症の理解者を増やす活動

認知症高齢者を地域で支えていくため、認知症に関する正しい知識と理解を促すとともに、認知症の人や家族に寄り添う認知症サポーター及び認知症キャラバンメイトを養成しています。

【施策の展開】

- 認知症キャラバンメイトの活動の場の提供と活動を支援していきます。
- 中学生への講座は福祉学習のなかで系統的に実施できるようにしていきます。
- 住民対象の講座は地域からの要望に応じて随時実施していきます。
- 認知症キャラバンメイト養成講座は須崎福祉保健所と連携しながら、高幡ブロック地域包括支援センター連絡協議会の認知症施策部会で開催を目指し、受講者については社会福祉協議会が担い手育成の人材として発掘します。
- 認知症キャラバンメイトに交流会や認知症に関する研修会等の周知を行い、参加を促します。また、介護予防と連携した事業展開を継続していきます。
- あったかふれあいセンターでの認知症カフェ[※]を継続していきます。

関連事業	担当課(機関)
認知症サポーター等養成講座	健康福祉課 社会福祉協議会
あったかふれあいセンター事業	社会福祉協議会 健康福祉課

※認知症カフェ・・・認知症の人やその家族等が、できるだけ早い時期に気軽に相談できたり、介護負担を軽減したり、当事者の居場所を提供したり、必要な情報などを得ることができる場。

推進方策3

3. 包括的支援体制の強化

これまで中土佐町では、介護・障害・子育てなど分野別の相談窓口を充実させ、住民からの相談に対応してきましたが、課題が複合化・複雑化しているケースも多く、制度の狭間に陥り課題が重篤化して発見することもありました。

そのため、国のモデル事業を活用し、相談支援包括化推進員の配置や多分野の機関が集まり課題解決に向けて協議する「安心生活応援ネットワーク会議」を開催するなど、包括的な支援体制を整備してきました。

しかし高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、介護・障害・子ども・困窮等の各分野の既存の制度では対応できない狭間の課題が、今後ますます多くなる見込みです。

これらの課題やニーズに対応していくためには、各分野にとらわれない分野横断的な相談支援体制の構築と強化が必要となることから、中土佐町では第3期計画から「重層的支援体制整備事業」を実施し、相談内容や属性等にとらわれない包括的な支援体制の強化を図ります。

コラム 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業は、“属性を問わない相談支援”・“参加支援”・“地域づくりに向けた支援”を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネット※の構築を目指すものであり、その支援対象者は福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育、地域社会からの孤立等の属性を問わない、あらゆる課題を抱えるすべての町民です。

包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める 支援機関のネットワークで対応する 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	社会とのつながりを作るための支援を行う 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする 地域のプラットフォーム※の形成や地域における活動の活性化を図る

※セーフティネット・・・「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

※プラットフォーム・・・異なる要素やグループを仲介し結びつけてネットワークを構築するための基盤。

アウトリーチ※等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第 106 条の4第2項第4号)	支援が届いていない人に支援を届ける 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第 106 条の4第2項第5号)	市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす 支援関係機関の役割分担を図る

(1) 属性や世代を問わず断らない相談支援体制

① 包括的相談支援事業

介護・障害・子育て等の分野ごとの相談窓口等では、属性などにとらわれず包括的に相談を受け止め、各分野での解決が難しい事例や複雑化・複合化した課題は他の機関との連携や多機関協働での課題解決へとつないでいきます。

【施策の展開】

- ・高齢介護、障害、児童等各分野における相談支援機関は、属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、課題解決を図ります。
- ・単独の相談支援事業所では解決が困難な事例は、必要かつ適切な相談事業所や各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。
- ・複雑化・複合した課題については「多機関協働事業」につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援していきます。

関連事業	担当課(機関)
地域包括支援センター	健康福祉課
基幹相談支援センター結	健康福祉課
中土佐町相談支援事業所	社会福祉協議会
中土佐町こどもセンター(利用者支援事業等)	健康福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	社会福祉協議会
福祉事務所未設置市町村の相談事業	社会福祉協議会
あったかふれあいセンター事業	社会福祉協議会 健康福祉課

コラム 中土佐町こどもセンターとは

令和4年4月に旧久礼保育所に開設予定。0歳から18歳までの子どもと保護者、その家庭を対象とする、子ども・家庭・地域の子育て機能の総合的・複合的支援拠点となる。5つの機能により、町内すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく包括的に支援するもの。(5つの機能＝地域子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、適応指導教室、少年補導育成センター)

※アウトリーチ・・・支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて支援すること。

4. 多機関協働による課題解決体制の強化

中土佐町では、前述の通り属性にとらわれない包括的相談体制の強化を行います。そこであがってくる複雑化・複合化した課題について、分野ごとでの解決が難しいものに関しては多機関の協働により解決を図っていく体制を強化していきます。

(1) 複雑化・複合化した課題への対応

① 多機関協働事業の推進

多機関協働事業では、高齢、障害、児童等各相談機関が支援しているケースのうち、複雑化・複合化した支援ニーズがあり単独の支援機関では対応が難しい場合、課題解決に向けた調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めていきます。

中土佐町では、各相談支援機関の相談内容を包括し、複雑化・複合化して狭間に陥りそうな支援ニーズを多職種で抽出するため、相談支援包括化推進員を行政、社会福祉協議会に配置し、「相談支援包括化推進員コア会議」にて協議する体制があります。また、その会議において多分野の支援機関で役割分担して支援の展開を図る必要があると判断したときに、安心生活応援ネットワーク会議を開催する仕組みがあります。

この体制を強化し、既存の相談支援機関のサポートや、中土佐町における包括的な相談支援体制の構築をめざします。

【施策の展開】

- 単独の支援機関では解決が困難な事例を多機関協働で解決に結び付けられるよう、相談支援包括化推進員を配置し、各相談支援機関の相談ケースを把握し、複雑化し制度の狭間に陥りそうなニーズを抽出します。また、包括的相談支援事業者からの相談も受け付けます。
- 包括的支援事業者等に必要な情報収集を依頼し、収集した情報を基にアセスメントを行い、役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成し、重層的支援会議においてプランの適切性について協議し関係機関と共有します。
- 支援の実施後、本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援機関の役割分担の合意形成ができた段階で、いったん多機関協働事業者の関わりは終結し、包括的支援事業者につなぎもどし、必要な伴走支援を確保します。

関連事業	担当課(機関)
多機関協働事業	社会福祉協議会
相談支援包括化推進員の配置	健康福祉課

5. 潜在的な要支援者へのアプローチの強化と具体的な支援の提供

生きづらさやリスクが多様化している現在、地域とのつながりも希薄になり社会的に孤立する人が増加しています。そのような人たちのなかには、支援を必要としているものの、支援につながる事が難しい人や、そもそも支援を受けることを拒否する人など様々です。

自分から支援を求めることができる人はもちろん、支援に届かず潜在的な要支援者となっている人など、すべての人が適切な支援を受けられるよう、要支援者の発見やアプローチ方法の改善、支援策について検討・対応していきます。

(1) 潜在的なニーズを抱える人の早期発見とつながる糸口の模索

① アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の推進

支援につながっていない要支援者として長期にわたって課題となっているのが、未成年の引きこもり者等への対応です。不登校が長期化することで、その後の社会生活にも影響を及ぼすなど、若者の引きこもりや不登校は見過ごすことのできない課題です。また、若者に限らず、就労が長続きしない、収入が安定せず親の年金に頼らざるを得ないなど8050問題への対応も必要です。

潜在的に支援を必要としている人たちが、早期に必要な支援へとつながるよう、地域住民とのつながりや各種ネットワークを活用して情報を収集することで、対象者の早期発見に努めるとともに、行政や支援機関等の方から積極的に働きかけるアウトリーチ支援を行います。

【施策の展開】

- 潜在的なニーズを早期に発見するために、地域住民のつながりや様々な支援機関のネットワーク等を活用して対象者の情報を早期に把握できるよう努めます。
- 本人に同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や、見守り等の支援ネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を入念に検討します。必要に応じ、構成員に守秘義務が課せられた支援会議にてプラン等を作成します。
- 自ら支援を求めない人や、支援に拒否的な人に関わることは容易ではありません。種々の情報媒体を駆使したり、そのことで疲弊している家族への支援からきっかけを探ったりし、「つながる」糸口を模索していきます。
- 本人にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定した段階で支援を終結します。

関連事業	担当課(機関)
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	社会福祉協議会
各種会議(地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会、障害者地域自立支援協議会、小地域ケア会議等)	健康福祉課
あったかられあいセンター事業	社会福祉協議会 健康福祉課

(2) 具体的な支援の提供

① 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者の多くは経済的困窮のほか、育児、障害、介護、健康、社会的孤立など複合的な課題を抱えており、家族構成により課題も複雑化しています。社会的孤立等により自ら相談窓口等に相談することが難しい人や、制度の狭間で支援につながらない人などを見逃さないよう、関係機関との連携やアウトリーチにより問題が深刻化・複雑化する前に早期支援につなげていく必要があります。また、多様な課題に対し、生活困窮者自立支援制度以外の制度や支援施策等を理解し効果的な支援を行っていく必要があります。

【施策の展開】

- 生活と就労に関する相談支援員、就労支援員を配置し、生活に困りごとを抱える生活困窮者に対する相談・支援を行うとともに、積極的なアウトリーチにより、支援を必要とする困窮者を把握し、早期支援につなげていきます。
- 各福祉施策等を利用し、日常生活の改善から就労等による経済的自立まで、世帯の将来を見据え、段階に合わせた包括的な支援を行います。
- 本人の状況に応じて社会参加や就労場所の確保とともに、地域を支える担い手にもつながるよう、地域や関係機関との連携を強化します。

関連事業	担当課(機関)
生活困窮者自立相談支援事業※	社会福祉協議会

※生活困窮者自立相談支援事業・「生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まいなどさまざまな面で支援するもの。生活保護から脱却した人でも、再び最低限の生活を維持できなくなることがないように、支援する。

② 参加支援事業

複雑化・複合化したニーズへの対応は、既存の社会参加に向けた支援では対応できない狭間のニーズが多いことから、介護や障害等既存の制度と緊密な連携をとり、本人のニーズや課題を丁寧に把握し、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをするとともに、受け入れ先の支援も行っていく必要があります。

【施策の展開】

- 利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行う。また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図ったり、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくります。
- 本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているか一定期間フォローアップをします。また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをします。

関連事業	担当課(機関)
参加支援事業	社会福祉協議会
中土佐はたらくチャレンジプロジェクト*	健康福祉課 社会福祉協議会

③ 中土佐はたらくチャレンジプロジェクトの取り組み

中土佐町では、平成27年度に実施した未就労者調査結果をふまえ、平成28年度から「中土佐はたらくチャレンジプロジェクト」に取り組んでいます。

離職して長期間経過している方や、人間関係を築くことに不安がある方など、社会参加のきっかけづくりや、働いた経験のない高校生等の職場体験等を行ってきましたが、今後も個々のニーズに沿った取り組みが必要です。

【施策の展開】

- 対象者別に細やかな支援が行えるよう、対象者に応じた事業所などの見学や体験、定着に向けたコーディネートを行い、関係課等で課題と目標を共有したうえで役割分担し目標達成に向けて活動を進めていきます。

関連事業	担当課(機関)
生活困窮者自立相談支援事業	社会福祉協議会
あったかふれあいセンター事業	社会福祉協議会 健康福祉課
参加支援事業	社会福祉協議会
障害者地域自立支援協議会(就労部会・子ども部会)	健康福祉課

※中土佐はたらくチャレンジプロジェクト・・・未就労者や障害者が町内での、社会参加の場・地域活動に参加する機会・一般就労に向けて働く経験が出来る場やプロセスの創出に取り組む。

基本目標Ⅲ 誰もが暮らし続けたいと思える地域共生社会の実現
～住民・社会福祉協議会・行政との協働ネットワーク～

推進方策6

6. どんな人も排除しない住民・社会福祉協議会・行政との協働による地域づくり

制度や分野ごとの縦割りを超えて、人と人、人と社会がつながり一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けて、住民・社会福祉協議会・行政の協働による地域づくりを進めていきます。

(1) 再犯防止に向けた取り組みの推進（中土佐町再犯防止推進計画）

高知県における刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は、52.3%（令和2年）でした。罪を犯した人の中には、生活困窮や高齢、障害等、様々な生きづらさを抱えている人が少なくなく、安定した仕事や住居を確保できないことなどにより、社会復帰が困難な状況にあります。また、地域社会に戻っても、必要な支援を受けられずに孤立し、再犯に至ってしまうことがあります。

地域の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させず、罪を犯した人の社会復帰を、関係機関が協力連携して支援していく仕組みを構築していきます。

① 再犯防止に関する地域での理解促進

犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、犯罪や非行の防止と、矯正施設から出た人達の更生に対する地域の理解が促進するよう取り組みます。

【施策の展開】

- 「社会を明るくする運動^{*}」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間であり、啓発活動を行っています。犯罪や非行のない地域をつくるために、町民一人ひとりが考える機会やきっかけとして、今後も町民へ広く周知していきます。

関連事業	担当課(機関)
社会を明るくする運動	町民環境課

^{*}社会を明るくする運動・・・犯罪の防止と犯罪者の矯正および更生保護についての正しい理解を深めるための啓発活動。

② 関係機関・団体と連携した支援

誰もが地域において必要な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉機関や各分野の相談支援機関等と連携し、対象者の支援を行っていきます。

【施策の展開】

- 高陵保護区保護司会[※]との連携を強化し、町内での保護司活動を支援します。
- 地域における更生保護の活動拠点である「更生保護サポートセンターこうりょう[※]」や地域生活定着支援センター[※]、国（高知保護観察所、法務省高松矯正管区、法務少年支援センターこうち（高知少年鑑別所）[※]、コレワーク四国[※]等）と連携し、対象者の支援を行います。
- 包括的相談支援事業や多機関協働体制により、対象者の支援課題の解決を図ります。

関連事業	担当課(機関)
高陵保護区保護司会の活動支援	町民環境課
包括的相談支援事業	健康福祉課 社会福祉協議会
多機関協働事業	社会福祉協議会

※高陵保護区保護司会・・・1市3町（須崎市、中土佐町、津野町、梶原町）の更生保護活動を行う団体。保護司とは犯罪や非行をした人の更生や社会復帰へのサポートを任務としており、町内では7名の方が活動しています。

※更生保護サポートセンター（こうりょう）・・・保護司。保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生活動を行うための拠点。令和元年には高知県下15保護区すべてにセンターが設置された。中土佐町は須崎市にある「こうりょう」が拠点。

※地域生活定着支援センター・・・高齢又は障害があることにより、矯正施設（刑務所や少年院等）から退所した後、自立した生活を営むことが難しい方たちを対象として、保護観察所や福祉サービス事業所等と協働・連携して、退所後必要な福祉サービス等を利用し、地域社会の中で自立した日常生活が送れるように支援します。（相談や支援に関する個人情報の保護は徹底します）

※法務少年支援センターこうち（高知少年鑑別所）・・・少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。

※コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター）・・・前科があるという理由などから仕事に就く上で不利になりがちな受刑者等の就労を支援するために設置され、ハローワーク（公共職業安定所）に、受刑者等専用求人を出すにあたって必要となる、受刑者等の希望職種や資格などの情報提供をはじめとした採用手続きのための支援を行うことで、雇用のマッチングを進めています。

(2) 「いのち支える自殺対策行動計画」に基づく意識啓発の取り組み

中土佐町では、平成31年度に「第1期中土佐町いのち支える自殺対策行動計画」を策定し、地域福祉活動とも関連することから、第2期地域福祉計画に包含した形としました。

自殺予防は、本人を取り巻く家族や周囲の人、そこに生活する人を多分野の専門職等や住民等で支えていく必要があります。なお、「第2期中土佐町いのち支える自殺対策行動計画」の詳細については第5章をご覧ください。

① こころの健康づくりの推進

身近な人の心の異変に気付くには、自分自身の心の健康づくりも不可欠です。あらゆる機会において、心の健康づくりについて普及啓発活動を継続し、自殺予防についての意識醸成を行っていく必要があります。

【施策の展開】

- ・「中土佐町いのち支える自殺対策行動計画」に基づき、庁内各課や関係機関と連携し、こころの健康と相談窓口の周知啓発を行います。
- ・職域等においてもストレスの対処法や精神疾患等についての正しい知識の普及に努めるよう、関係機関と連携していきます。

関連事業	担当課(機関)
こころの健康普及啓発活動(こころサポート事業※)	健康福祉課
こころの健康教育の推進	健康福祉課
ボランティア・福祉学習センター事業	社会福祉協議会

※こころサポート事業・・・中土佐町における心の健康普及啓発活動の事業名。自分の心の不調に気づき、身近な相手の心の調子にも関心を寄せる人が増えるよう、保健師が出前講座を実施する。

② 自殺予防に向けた普及啓発の充実

いきいきとした生活を送るためには、身体の健康管理と同様、こころの健康管理も日常的に行うことが重要です。食事・運動・休養などが、こころの健康づくりに不可欠であることや、うつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発活動を行う必要があります。

【施策の展開】

- ・ 生きづらさを生まない地域づくりのために、地域住民への意識啓発を地域ごとに多分野の専門職等と合同で取り組みます。
- ・ 町ホームページや広報誌等で自殺対策に関する情報について周知します。
- ・ 全国自殺予防週間（9月10日～16日）や自殺対策強化月間（3月）等における各種啓発活動を展開します。

関連事業	担当課(機関)
広報誌、ホームページなどによる啓発	健康福祉課
相談先情報の提供	健康福祉課 社会福祉協議会
自殺予防週間等における普及啓発活動	健康福祉課

(3) 権利擁護支援の充実及び「成年後見制度利用促進計画」の推進について

成年後見制度とは、認知症高齢者や障害者等、判断能力が不十分な人のために、経済的な不利益を受けたり、生活上の不自由さを解消したりするため、成年後見人などの支援者が法律行為を支援する制度です。

本町では高齢化が進行しており、今後、一人暮らしや認知症高齢者の増加が予想され、成年後見制度の必要性は高まっていくと考えられることから、令和2年度に「中土佐町成年後見制度利用促進計画」を策定し、本計画に包含しました。なお、「第2期中土佐町成年後見制度利用促進計画」の詳細については第6章をご覧ください。

① 権利擁護支援体制の充実

中土佐町権利擁護支援センター※は、町の二次相談支援機関として、認知症高齢者や障害者等判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域でできる限り暮らし続けられるよう、相談支援機関からの相談対応や対象者への支援調整等を行います。

※権利擁護支援センター・・・認知症や知的障害・精神障害等により判断能力が十分でない方等の権利擁護に関する相談や支援活動、虐待を防ぐための取り組み等、権利擁護に関する様々な取り組みを関係機関等と連携して推進することを目的に設置するセンター。

【施策の展開】

- 成年後見制度の利用が必要な人に適切に開始できるよう、中土佐町成年後見制度利用促進計画を定めて計画的に取り組みます。
- 中土佐町権利擁護支援センターは、権利擁護支援を必要としている人も含めた町内すべての人が地域社会に参加できるよう、地域や福祉、行政等に司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをコーディネートしていきます。
- 中土佐町権利擁護支援システム推進委員会において、町の成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援の充実に向けて検討します。

関連事業	担当課(機関)
成年後見制度利用促進計画	健康福祉課
中土佐町権利擁護支援センター事業	社会福祉協議会
日常生活自立支援事業※	社会福祉協議会

② 障害者の差別解消のための理解促進

障害者への差別をなくすことで、障害のある人もない人もともに生きる社会をめざして、「障害者差別解消法」が平成 28 年に施行されました。「障害者差別解消法」では、差別扱いはもちろんのこと、合理的配慮※をしないことも差別になると規定しています。

合理的配慮とは、障害者が社会の中で出会う、困りごと・障壁を取り除くための調整や変更のことです。この合理的配慮の提供を民間事業主に義務付ける改正障害者差別解消法が令和3年5月可決し成立しています。

【施策の展開】

- 障害者の差別解消を促進するため、福祉学習のあり方を住民とともに考えます。
- 関係機関・団体等と連携し、認知症高齢者や障害者など、判断能力が不十分な人などすべての人の権利が守られるネットワークづくりを推進します。
- 差別の禁止と合理的配慮の提供が浸透するよう、広報・啓発を推進します。
- 行政における合理的配慮が推進するよう、職員への周知を図ります。

関連事業	担当課(機関)
福祉学習・ボランティアセンター事業	社会福祉協議会
成年後見制度利用促進計画	健康福祉課
中土佐町権利擁護支援センター事業	社会福祉協議会
行政内における合理的配慮の推進	健康福祉課

※日常生活自立支援事業・・・地域の支援員が福祉サービスの利用手続きの援助や代行、また、それに伴う日常的な金銭管理などを行う。

※合理的配慮・・・障害者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配慮のこと。

③ 虐待防止体制の充実

高齢者が増加する中で、地域で尊厳ある生活を維持し、安心して暮らしていくためには、権利を守る仕組みづくりが重要となります。家庭内や施設内での高齢者への虐待を未然に防止するため、高齢者虐待の早期発見、予防、虐待を行った養護者への支援を行う仕組みづくりを関係機関と連携しながら推進していきます。

また、子どもへの虐待防止については、子ども・妊産婦への必要な支援の展開や民生委員による見守り活動など、地域で早期発見できるよう取り組みます。

【施策の展開】

- ・虐待防止体制については、各ネットワーク（要保護児童対策地域協議会、高齢者障害者虐待防止ネットワーク）を活用し、早期発見・対応の充実を図ります。
- ・民生委員とその他の住民や関係機関との協力体制による見守りを実施します。
- ・増加する認知症高齢者への支援の取り組みを加速させます。
- ・令和4年4月より「中土佐町こどもセンター」を開設し、妊娠期から子育て期、18歳到達まで切れ目のない総合的な支援〈高知県版ネウボラ〉を目指し、児童虐待の防止に取り組みます。

関連事業	担当課(機関)
高齢者・障害者虐待防止ネットワークの推進	健康福祉課
中土佐町権利擁護支援センター事業	社会福祉協議会
民生委員児童委員の活動	社会福祉協議会
認知症施策総合推進事業	健康福祉課
認知症理解啓発事業	健康福祉課
要保護児童対策地域協議会	健康福祉課
中土佐町こどもセンター事業	健康福祉課

7. 地域の福祉力・福祉の地域力を向上させる人づくり

少子高齢化の進行や人口の減少などにより、地域のつながりが希薄になり、支え合いの基盤が弱まってきています。生き方の多様化など様々な要因により、人々の課題が複雑化・複合化や、人口減少により地域福祉の担い手不足が問題となっているなかで、誰もが役割を持ち、互いに存在を認め、時に支え合うことで、孤立することなく自分らしい生活を送ることができる社会、地域共生社会の実現が求められています。

(1) 福祉力・地域力向上の取り組み

地域の課題を地域が主体となって解決していけるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連携して包括的に支援をしていくことが必要となります。

地域の課題を我が事としてとらえていけるよう、住民の地域への関心を高め、気づき生まれやすい地域づくりを進めるための福祉学習の充実や、福祉分野等の専門職の有している情報を地域全体で共有するなど、地域の福祉力の向上に取り組みます。

【施策の展開】

- ・「その地域における福祉力は、地域住民の福祉への理解と参加、福祉分野の専門職の地域住民の生活課題の理解が合わさった力で測れる」と言われます。地域住民も福祉分野の専門職等もお互いがそれぞれの力を高めていく取り組みは不可欠です。今、必要とされる力を住民・社会福祉協議会・行政との協働で高めていく取り組みを進めます。

関連事業	担当課(機関)
ボランティア・福祉学習センター事業	社会福祉協議会
あったかふれあいセンター事業	社会福祉協議会 健康福祉課
地域づくり事業	社会福祉協議会 健康福祉課

(2) 地域福祉人材の育成

地域生活課題の解決や地域住民が主体となって実施する活動において、人材の確保と育成が重要な課題となっています。

多様な世代が地域活動へ参加することで、地域住民の一人ひとりが持つ経験や知識を生かし、新たなつながりや地域活動の活性化が期待されることから、住民主体の様々な集いの場と「あったかふれあいセンター」や「ボランティア・福祉学習センター」、公民館等の公的機関が連携し、人づくりに向けた取り組みを推進します。

① 福祉学習の推進

学校教育の場や地域住民を対象に住民が福祉学習に参加する機会を増やし、地域における福祉意識の向上に取り組んでいます。小中学校への福祉学習では、各学校と社会福祉協議会、健康福祉課で協議検討し、町内の社会福祉法人や住民組織などが協働して実施しています。地域住民に対しては、小地域ケア会議の場を活用し、認知症や障害について学習会を実施するなど地域ごとに取り組みを進めています。

【施策の展開】

- 学校教育の場において、未来を担う子供たちの福祉への理解を深めてもらうための活動を、福祉学習の最も重要な柱に据えてきましたが、今後は、大人への福祉意識の向上のための取り組みを並行して進めていく必要があります。従前の福祉学習の場は各地域ふくし活動推進委員会等限定的でしたが、あらゆる機会をとらえて拡充していきます。

関連事業	担当課(機関)
ボランティア・福祉学習センター事業	社会福祉協議会
あったかふれあいセンター事業	社会福祉協議会 健康福祉課

② 地域福祉の担い手の育成

地域福祉推進の中核機関である社会福祉協議会は、あったかふれあいセンター事業やボランティア・福祉学習センター事業を通して、幅広い人材育成に取り組む役割がありますが、人口減少や少子高齢化等様々な要因から、具体的な取り組みが進んでいない状況です。

特に働き盛りの年代や若年層の地域課題への理解や地域組織への参画を促進していく取り組みに決定打はないことから、地道に一步一步進めていく必要があります。

その具体的な方法や施策の打ち出しをこの計画期間内に検討していきます。

【施策の展開】

- 地域人材の発掘と育成に係る地域住民と福祉分野の専門職等の勉強会や研修会を実施します。
- 地域福祉推進委員会や小地域ケア会議の参画への働きかけを行います。
- 地域情報発信のための広報戦略について検討します。

関連事業	担当課(機関)
ボランティア・福祉学習センター事業	社会福祉協議会
あったかふれあいセンター事業	社会福祉協議会 健康福祉課
地域づくり事業	社会福祉協議会 健康福祉課

8. 地域共生社会実現に必要な社会資源の開発検討

住民の複雑化・複合化した課題は、既存の各分野での取り組みでは解決に至らないケース（制度の狭間）もあります。これらの課題には、地域や行政からの個々の支援はもちろん、行政・社会福祉協議会と住民との協働による支援やサービスを検討・開発していく必要があります。

協働の取り組みは、制度の狭間への対応だけでなく、様々な人が暮らすこの地域で、生きづらさを抱えて生きていくことがない社会を実現していく第一歩となります。

(1) 制度の狭間に対する対応

① 行政内の部署間連携の取り組み

これまで行政において住民の様々な課題に対応するには、それぞれの部署ごとで相談を受け、解決の糸口を見つけてきました。しかし、それぞれの制度の狭間に陥り、支援が行き届かないケースもありました。

町全体で、属性や世代を問わず相談を受け止め、「断らない支援体制づくり」を行政内部でも行う必要があります。どこに相談しても支援が必要な人に必要な支援が届くよう、相談者を発見し、支援をつなぎ合わせ、重層的なセーフティネットの構築を目指し、分野を超えて部署間が連携していく仕組みを構築していきます。

【施策の展開】

- ・ 誰に、どんな相談が寄せられても、適切な支援につながるよう職員の人材育成に取り組めます。
- ・ 部署間での連携を強化し、たらい回しにしない体制づくりに取り組めます。
- ・ 地域課題の解決については、地域づくり事業（多分野協働のプラットフォーム）と連携していきます。

関連事業	担当課(機関)
行政内部署間連携会議（仮称）	健康福祉課
地域づくり事業 （多分野協働のプラットフォーム）	社会福祉協議会 健康福祉課

② 地域づくり事業を核とした住民・社会福祉協議会・行政の協働の取り組み【多分野協働のプラットフォーム】

子ども・高齢者・障害者等社会的な配慮を要する人々の人権が守られ、安心して暮らしていくためには、生活環境や社会環境の整備や、自立に向けた支援が必要です。

そのためには地域住民の理解や助け合い、行政・社会福祉協議会や関係機関の制度施策が間断なく提供されることが大切です。

地域づくり事業はこうした公的なサービスや住民の互助活動を上手に組み合わせて適切な支援が提供できるよう、いくつもの事業が重層的に配置されたものです。

地域住民と多職種の専門職等が協働で地域づくり事業を展開することにより、社会的要配慮者が安心して暮らし続けるようになります。

また、複雑化・複合化した課題解決のためには、既存の社会資源では賄いきれない場合もあり、福祉分野のみでは解決できない課題もあります。地域の多様な関係者との情報交換や協働の取り組みに向けた協議の場（プラットフォーム[※]）が必要です。

【施策の展開】

- 地域における住民の主体的な活動の活性化を図り、既存制度のサービスでは対応が困難な福祉ニーズに対応するための人材育成や地域サービスの創出に取り組みます。
- 介護予防活動を通して、居住する地域の高齢者ができる限り自立した生活が送れるように支援します。
- 公的なサービスだけでは生活が困難な人々を住民の互助活動を支えます。
- 障害者の集いの場の提供や相談所の開設を通して生活を支援していきます。
- 安心して子育てができるように環境整備や相談支援等に取り組みます。
- 既存の社会資源で補えない課題解決のために、地域の多様な関係者による情報交換や協議ができる場をつくっていきます。

関連事業	担当課(機関)
生活困窮者支援等のための地域づくり事業 [※]	社会福祉協議会
地域介護予防活動支援事業	健康福祉課
生活支援体制整備事業 [※]	健康福祉課
中土佐町地域活動支援センター事業	社会福祉協議会
中土佐町こどもセンター事業	健康福祉課
行政内部署間連携会議（仮称）	健康福祉課

※プラットフォーム・・・異なる要素やグループを仲介し結びつけてネットワークを構築するための基盤。

※生活困窮者支援等のための地域づくり事業・・・身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取り組みの活性化を図りつつ、生活困窮者をはじめ、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通して、地域福祉の推進を図ることを目的とする事業。

※生活支援体制整備事業・・・生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的に実施する。協議体や生活支援コーディネーターを配置する。

第5章 中土佐町いのち支える自殺対策行動計画 ～生き心地のよい中土佐町を目指して～

1. 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や、生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」です。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しましたが、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積みあがっているなど、非常事態はいまだに続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年目にあたる平成28年に、「自殺対策基本法」が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが必要な支援を受けられるよう、すべての都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定することとされました。

これらの背景を踏まえ、町が行う「生きる支援」に関連する事業を総動員し、全町的な取り組みとして自殺対策を推進するため、「第1期中土佐町いのち支える自殺対策行動計画（平成31～令和3年度）」を策定し取り組んできました。このたび、第1期計画期間終了に合わせて前計画を評価し、また「生き心地のよい中土佐町」を引き続き実現していくため、「第2期中土佐町いのち支える自殺対策行動計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

自殺対策は生きる支援であり、地域づくりにも深く関わることから、本計画は、「第3次中土佐町総合振興計画（令和4～令和11年度）」を上位計画として、令和3年度に策定した「中土佐町第3期地域福祉計画（令和4～令和8年度）」の一部に盛り込むこととします。また、関連計画（健康増進計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画、障害者計画及び障害（児）福祉計画）との整合性を図っていきます。

※計画の位置づけに関する図及び策定体制については、4・6ページをご参照ください。

(3) 計画の期間

計画期間は、「中土佐町第3期地域福祉計画」と合わせ、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、計画は、必要に応じて見直しを行うこととします。

(4) 計画の数値目標

「(1) 計画策定の趣旨」で述べたとおり、町として自殺対策を通じて最終的に目指すのは、誰も自殺に追い込まれることのない「生き心地のよい中土佐町」です。この実現に向けて、対策を進めるうえで具体的な数値目標などを定めるとともに、それらの取り組みがどのような効果をあげているのか検証を行っていく必要があります。

中土佐町では、2015～2019年（平成27～平成31年）の5年間における自殺者数6人に対し、今後5年間（2022～2026年）の自殺者数を0人とすることを目標に掲げます。

2. 中土佐町の自殺をめぐる現状

中土佐町の自殺の実態に即した計画を策定するため、自殺総合対策推進センターが自治体ごとの自殺実態を示した「地域自殺実態プロファイル」を基に分析を行いました。

また、第3次中土佐町総合振興計画策定にあたって実施した住民アンケート・中学生へのアンケートの調査結果の中から、新型コロナウイルス感染症に関するアンケート結果を分析しました。

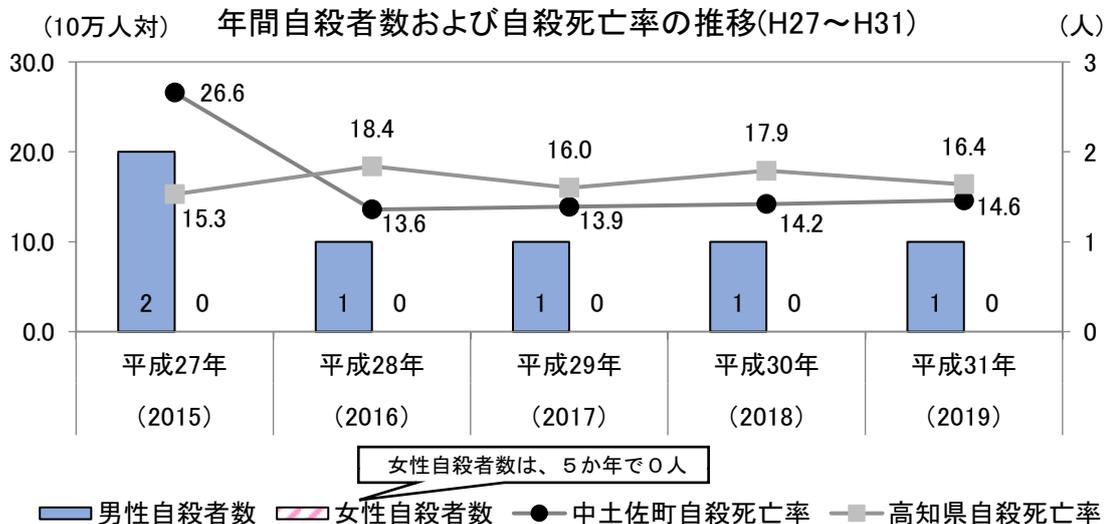
【参考】「地域自殺実態プロファイル（2020）」とは

国が自殺対策計画の策定を支援するために、自殺総合対策推進センターにおいて、すべての市町村それぞれの自殺の実態について、官公統計を利用し一目瞭然に理解できるようにするツールとして開発したものです。

(1) 統計データから見る中土佐町の自殺の現状

① 年間自殺者数は平均1人。自殺死亡率^{*}は高知県平均とほぼ同率。

平成27～31年の間に自殺で亡くなった人の数は6人（年間平均約1人）です。自殺死亡率の5年間平均は16.7と、高知県の平均16.8とほぼ同率となっています。

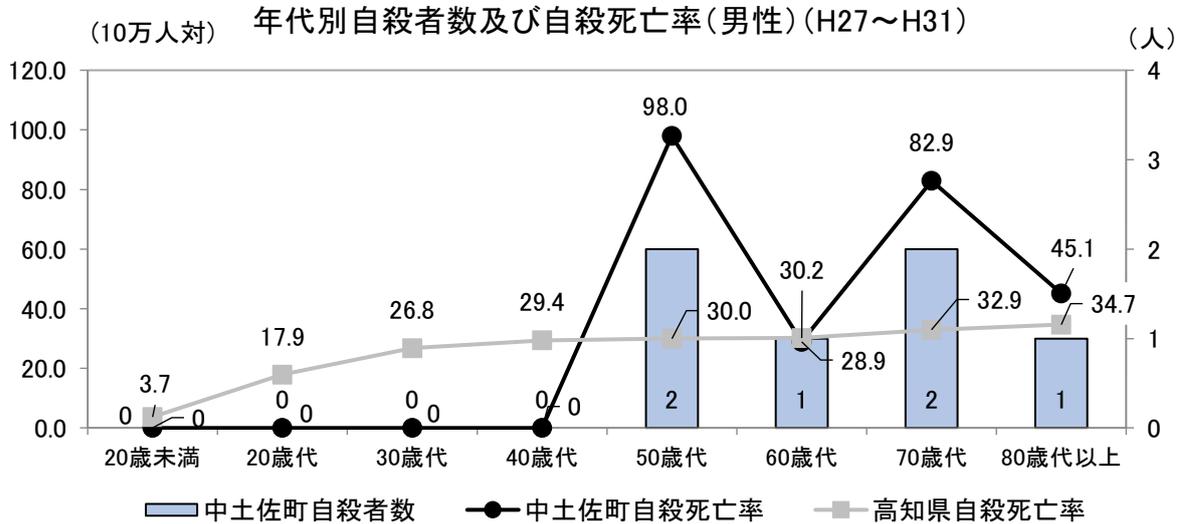


資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2020）」

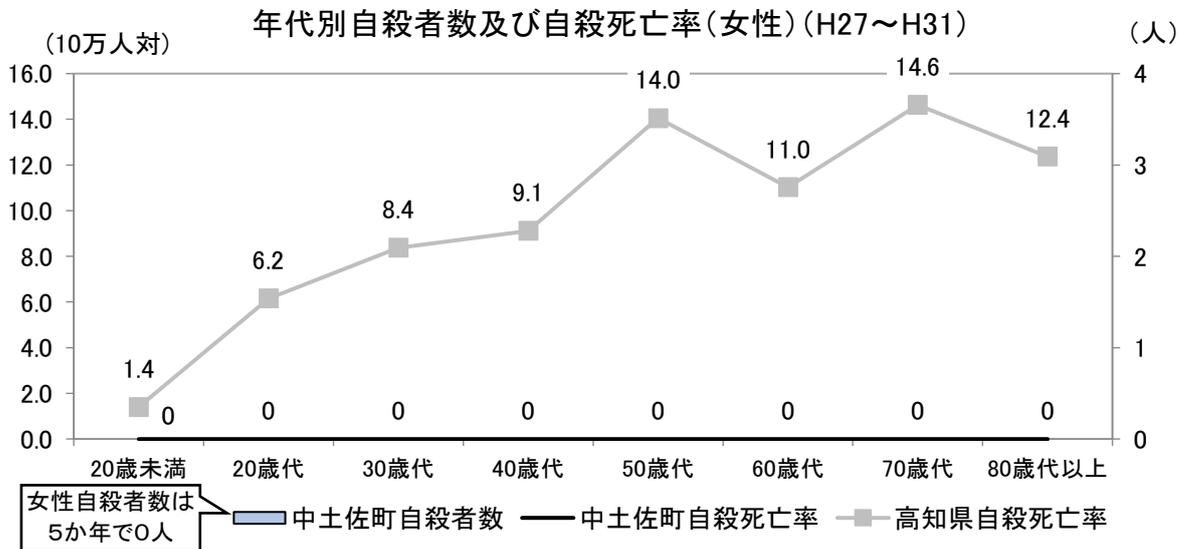
^{*}自殺死亡率・・・人口10万人当たりの自殺者数。

② 中高年男性の自殺死亡率が高い。

平成 27～31 年の間に自殺で亡くなった 6 人を性別、年代別にみると、中土佐町では、特に 50 歳代以降の男性における自殺死亡率が高く、これは高知県の当該年代の平均値と比べても高い値となっています。



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2020）」



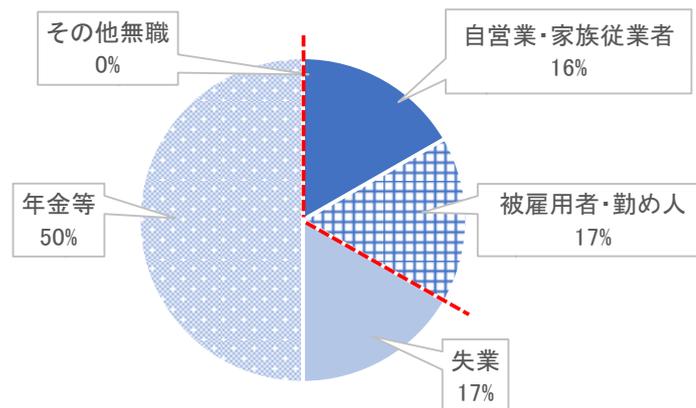
資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2020）」

③ 自殺者の約6割が無職者だが、有職者に対する取り組みも必要。

有職者・無職者の割合をみると、過去5年間（平成27～31年）に自殺で亡くなった6人のうち、約6割が無職等となっています。

また、H28 経済センサスによると、中土佐町内事業所数318か所のうち、98%が従業員50人以下の小規模事業所であり、H27 国勢調査によると、町内在住就業者の約3割が他市町村で就業し、町内従業者の約2割が他市町村に在住しています。労働者数50人未満の小規模事業所では、メンタルヘルス*対策に遅れがあることが指摘されています。

自殺者における有職・無職の内訳(H27～31年)

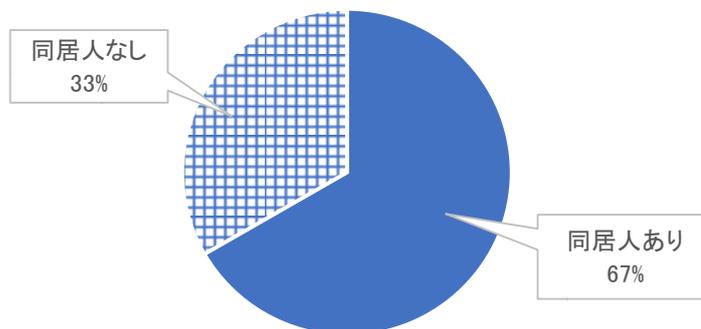


資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2020）」

④ 自殺者の約6割に同居人がいた。

同居人の有無別でみると、過去5年間（平成27～31年）に自殺で亡くなった6人のうち、同居人がいる人の割合は67%でした。

自殺者における同居人の有無(平成27～31年合計)



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2020）」

*メンタルヘルス・・・精神面における健康のこと。

支援が優先されるべき対象群

平成 27～31 年の 5 年間ににおける自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、中土佐町において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位 5 区分が示されました。

また、この属性情報から、中土佐町において推奨される重点施策として、「勤務・経営者」「高齢者」「生活困窮者」に対する取り組みが挙げられました。

表 1：中土佐町における自殺の主な特徴 * 特別集計（自殺日・住居地、H27～31 年合計）

上位 5 区分* ¹	自殺者数 5 年計（人）	割合	自殺死亡率 （10 万対）* ²
1 位：男性 60 歳以上 無職独居	2	33.3%	219.6
2 位：男性 40～59 歳 無職同居	1	16.7%	225.4
3 位：男性 60 歳以上 有職同居	1	16.7%	40.8
4 位：男性 40～59 歳 有職同居	1	16.7%	34.8
5 位：男性 60 歳以上 無職同居	1	16.7%	27.1

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2020）」

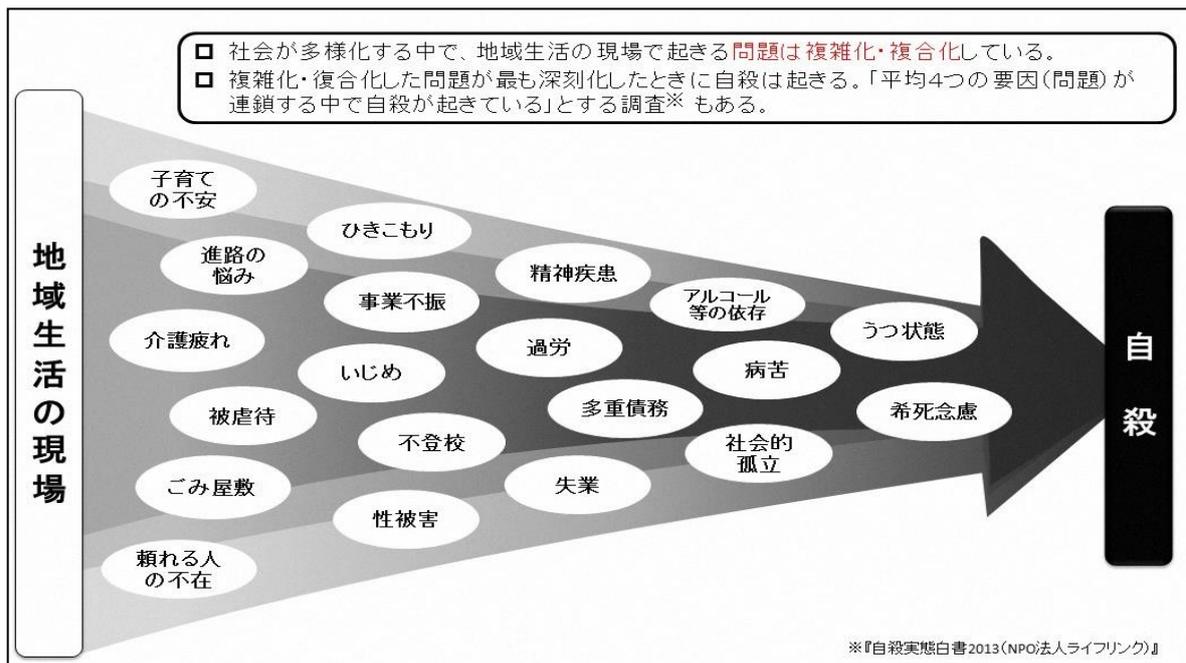
* 1 順位は自殺者の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。

* 2 自殺死亡率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を基に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

■自殺の危機経路

【参考】背景にある主な自殺の危機経路

NPO 法人ライフリンクが行った 500 人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は平均すると 4 つの要因が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖のプロセス（『自殺の危機経路』という）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。（詳細は『自殺実態白書 2013』NPO 法人ライフリンク）



それぞれの背景に起こりうる代表的な自殺の危機経路：

【男性 40～59 歳有職同居】

配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

【男性 60 歳以上無職同居】

失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺

■中土佐町における5つのポイント

これらの分析結果から見えてきた中土佐町の自殺をめぐる現状をまとめたのが、以下の5つのポイントです。

▼5つのポイント

- (1) 年間自殺者数は平均1人。自殺死亡率は高知県平均とほぼ同率。
- (2) 中高年男性の自殺死亡率が高い。
- (3) 自殺者の約6割が無職者だが、有職者に対する取り組みも必要。
- (4) 自殺者の約6割に同居人がいた。
- (5) 「悩みやストレスを他人に知られたくない」と考える男性40歳代以上の割合が多い。

*第1期計画「中土佐町健康増進計画」(健康についてのアンケート調査)より抜粋

■統計データから見るコロナ禍における自殺の動向(全国)

【全国の状況・主なポイント】

- 1 近年、自殺が増加し始めていた「子ども(児童生徒)」や「若年女性」等の自殺が急増している。
- 2 「著名人の自殺及び自殺報道の影響とみられる自殺者数の増加」がみられる等、「センセーショナルな自殺報道」等があると、自殺が急増しかねない社会状況があるのではないかと。コロナ禍が長期化する中で、自殺のリスクを抱えた人たちが増えており、月別自殺者数は減少傾向にあるが、社会的な自殺リスクは、むしろ高まっている可能性がある。
- 3 新型コロナウイルス感染症の第3波及び第4波の上り・下りにおいて逆相関が見られるため、感染者数(陽性者数)が自殺者数に先行している可能性がある。感染者数(陽性者数)等と自殺者数との間に関連性があるとすれば、現在前者が減少する中であって、今後自殺者数が増加しかねず、最大限の警戒が必要である。
- 4 生活支援等の政策が自殺の増加を抑制している可能性がある。自殺対策(=生きることの包括的な支援)の観点からも、コロナ禍において生活支援等の更なる強化が求められる。

*資料：令和3年11月自殺総合対策の推進に関する有識者会議

■統計データから見るコロナ禍における自殺の動向(全国)

- 1 自殺者数は、全国と似た傾向にあり、令和2年(2020年)3~6月は減少している。
- 2 女性の自殺者数は、全国的には増加しているが、高知県では若干だが減少している。
- 3 年代としては、20歳代、20歳代未満の自殺者が若干増加している。

資料：令和3年10月須崎福祉保健所管内自殺対策関係機関連絡会

(2) 住民アンケート調査の結果

コロナ禍における全国の令和2年(2020年)の自殺の動向は、女性と若者の自殺者数が増加するなど例年とは明らかに異なる状況が見られ、高知県でも、若い年代の自殺者が若干増加している。本町でも、「中土佐町の将来のまちづくりに向けたアンケート調査」の中で、新型コロナウイルス感染症による生活への影響についてのアンケート調査を実施しており、アンケート項目の中から抜粋した概要は以下の通りである。

■中土佐町の将来のまちづくりに向けたアンケート調査より抜粋

「第3次中土佐町総合振興計画」の策定にあたって、まちづくりに関する町民の意識や意見等を把握し、今後の計画づくりのための基礎資料とすることを目的として実施。

○住民アンケート

調査時期：令和3年2月

調査対象者：中土佐町在住の15歳以上の住民

実施方法：郵送配布～郵送回収、インターネットによる回答

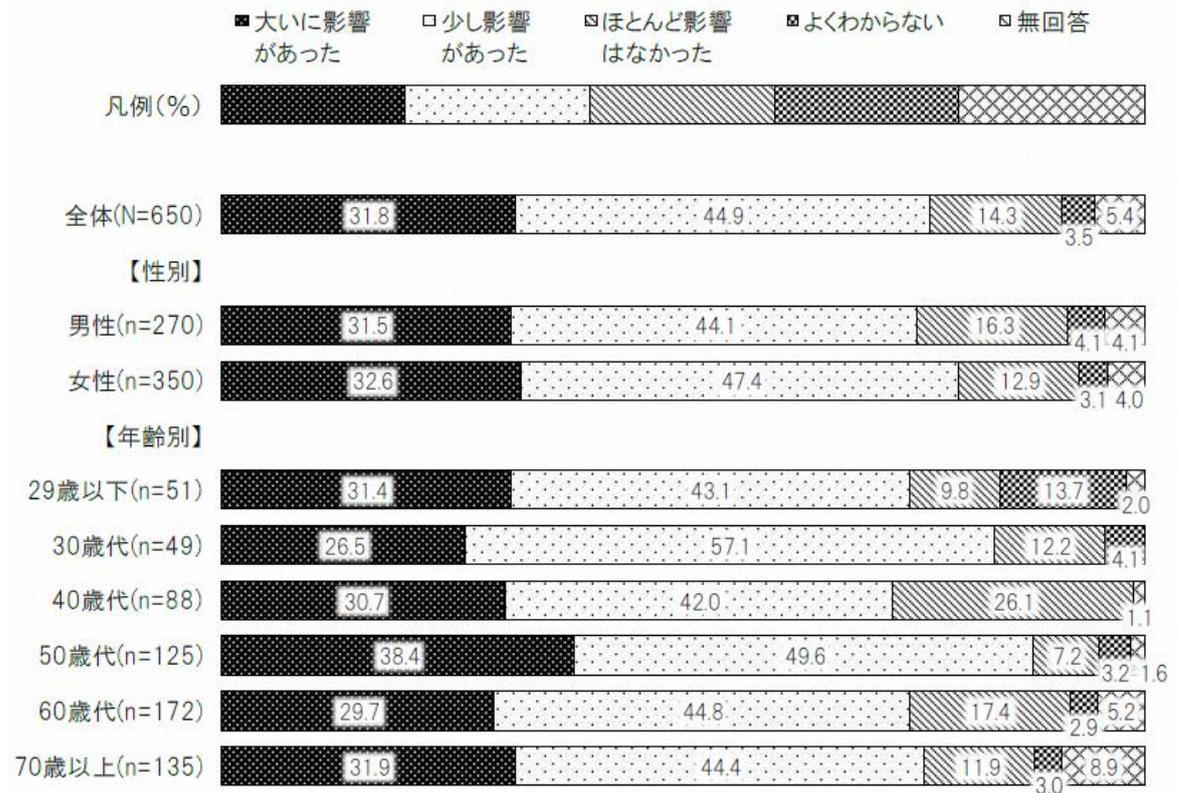
回収率：32.5%

配付数	有効回収数	有効回収率
2,000件	650件	32.5%

① 新型コロナウイルス感染症による生活への影響について

感染症による暮らしへの影響については、「大いに影響があった」が31.8%、「少し影響があった」が44.9%で、合計76.7%が『影響があった』と回答している。一方、「ほとんど影響はなかった」は14.3%となっている。

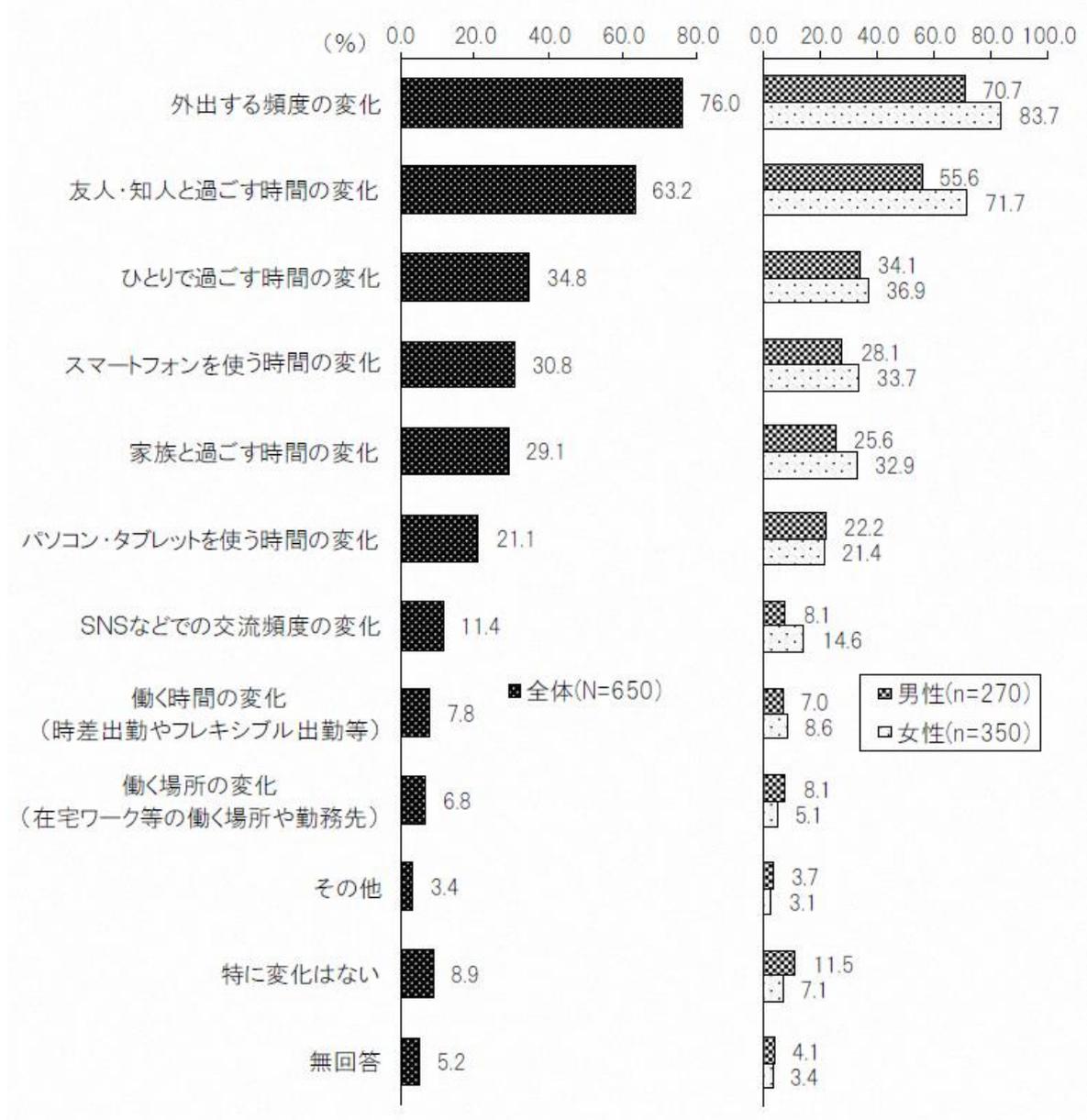
性別では大きな差はみられないが、年齢別では40歳代で「ほとんど影響はなかった」、50歳代で「大いに影響があった」の割合がそれぞれ他の年齢層に比べて高くなっている。



② 感染症による暮らしの変化について

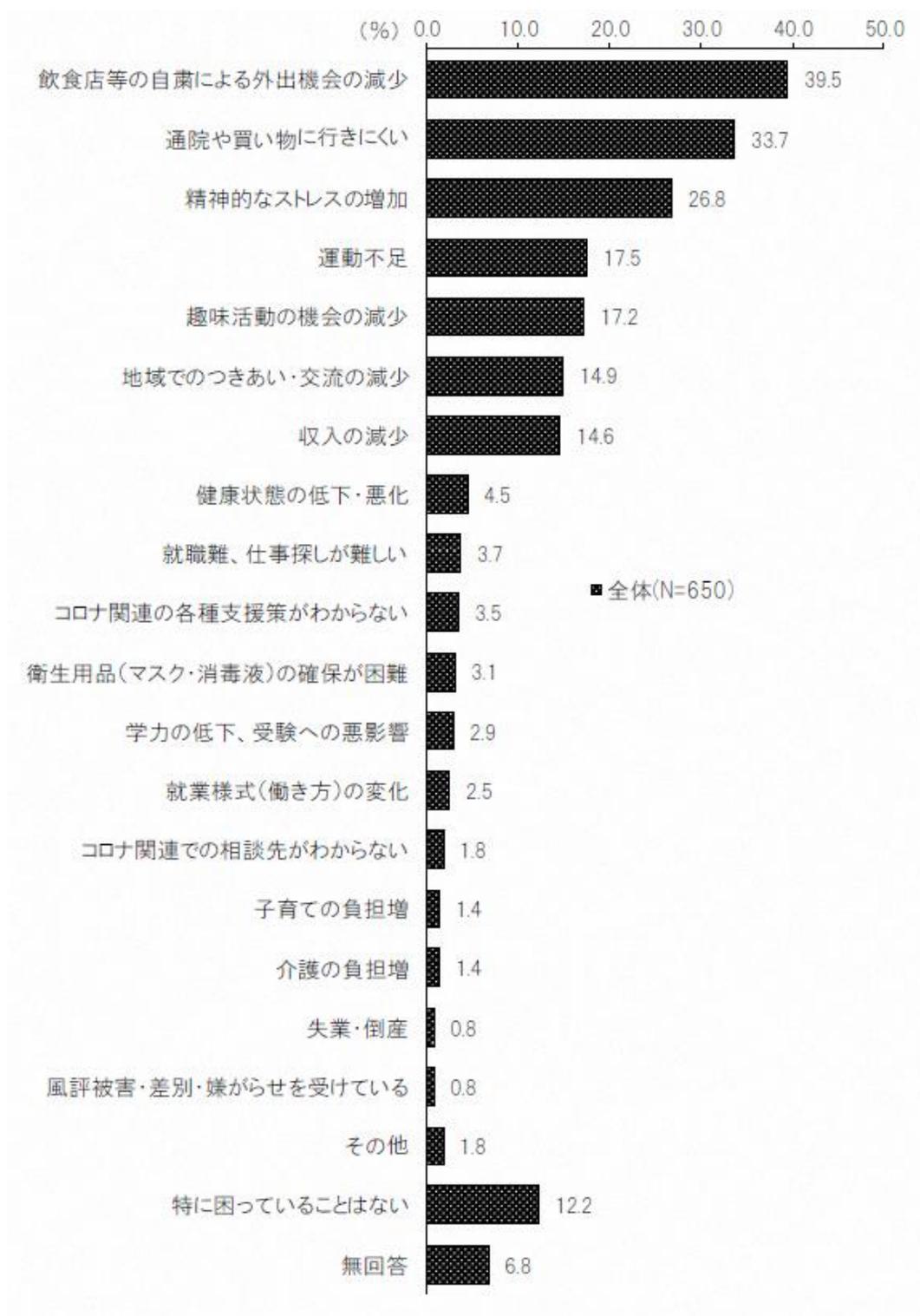
感染症による暮らしの変化については、「外出する頻度の変化」の割合が76.0%と最も高く、次いで「友人・知人と過ごす時間の変化」(63.2%)、「ひとりで過ごす時間の変化」(34.8%)、「スマートフォンを使う時間の変化」(30.8%)、「家族と過ごす時間の変化」(29.1%)の順となっている。

性別では、女性は「外出する頻度の変化」「友人・知人と過ごす時間の変化」の割合が男性を大きく上回っている。



③ 感染症により困っていること

感染症により困っていることについては、「飲食店等の自粛による外出機会の減少」の割合が39.5%と最も高く、次いで「通院や買い物に行きにくい」(33.7%)、「精神的なストレスの増加」(26.8%)、「運動不足」(17.5%)、「趣味活動の機会の減少」(17.2%)の順となっている。



○中学生アンケート

調査時期：令和3年2月

調査対象者：町内の中学校に在学する生徒

実施方法：各学校を通して配布、回収

回収率：91.7%

配付数	有効回収数	有効回収率
120件	110件	91.7%

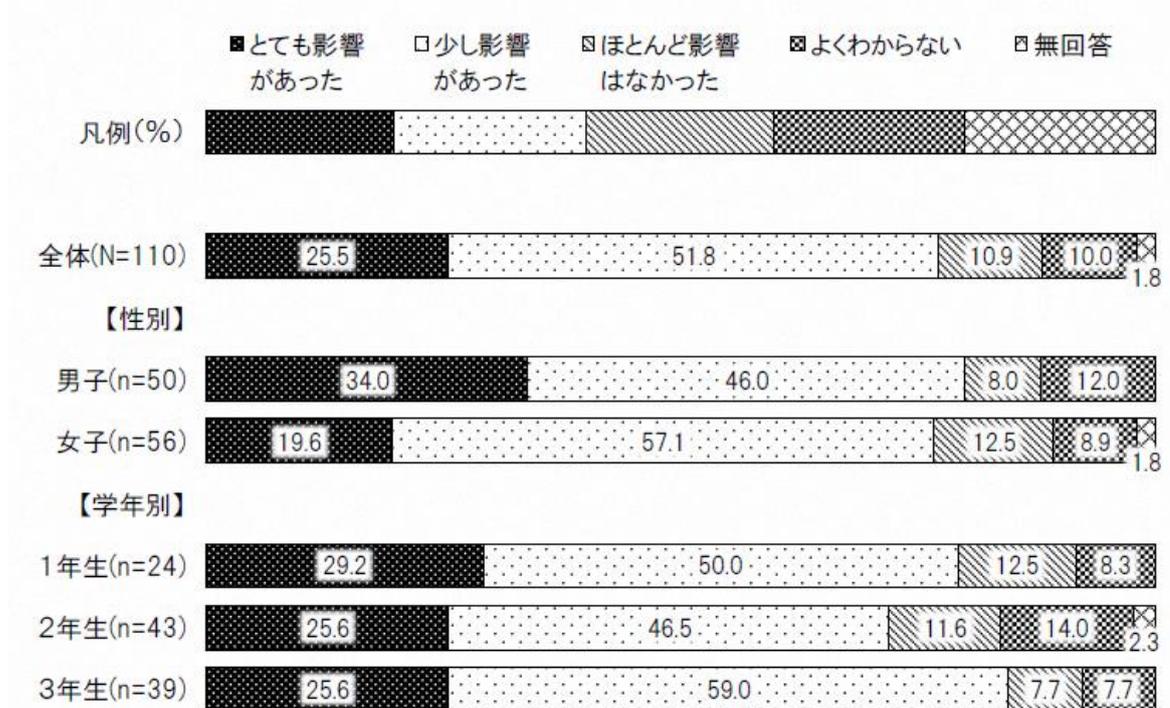
① 新型コロナウイルス感染症による生活への影響について

感染症による生活への影響について

感染症による生活への影響については、「とても影響があった」が25.5%、「少し影響があった」が51.8%で、合計77.3%が『影響があった』と回答している。一方、約1割（10.9%）は「ほとんど影響はなかった」と回答している。

性別では、男子は「とても影響があった」の割合が女子を大きく上回っている。

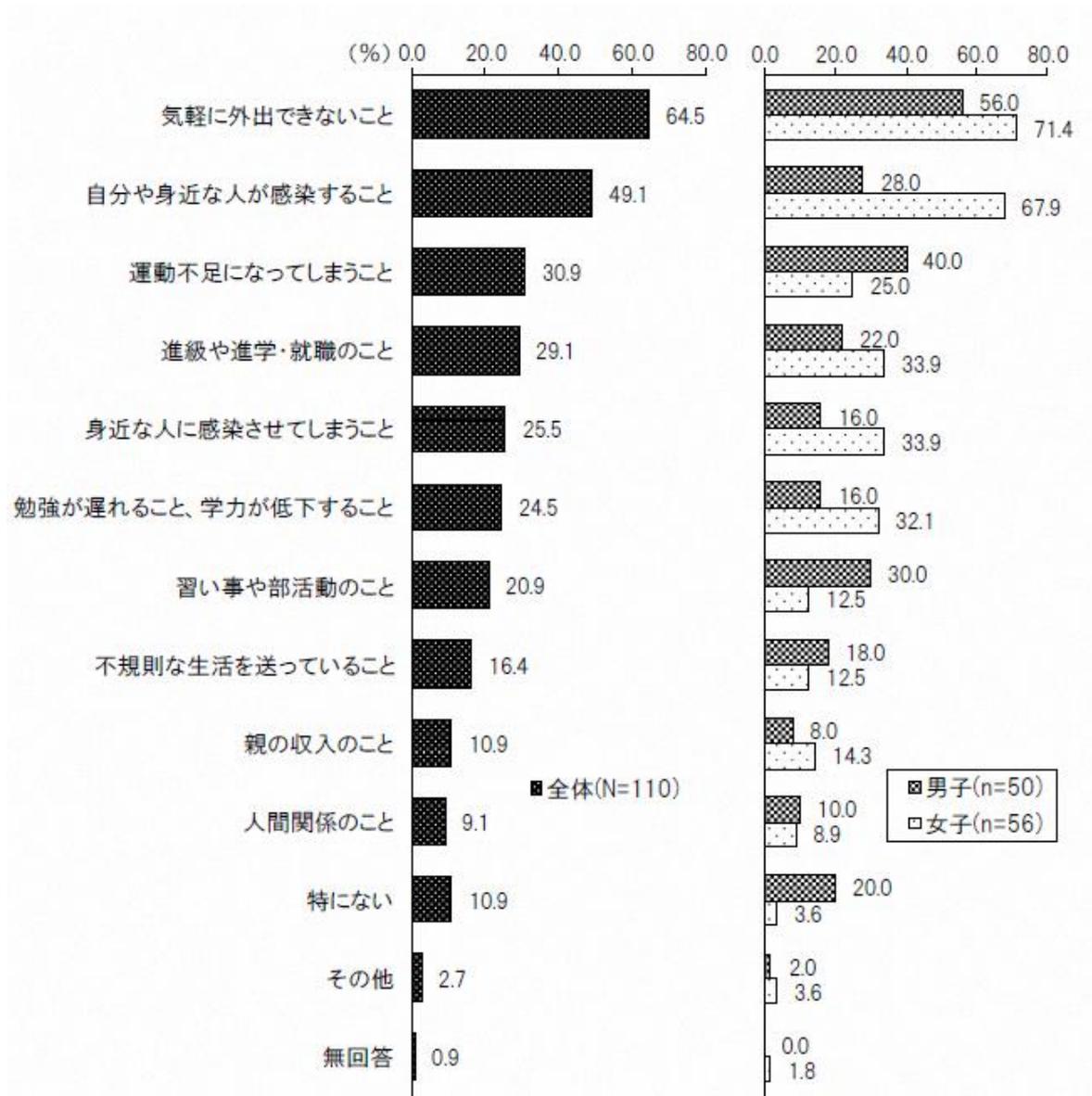
学年別では、3年生で「少し影響があった」の割合が他の学年に比べて高くなっている。



感染症の拡大により困っていること

感染症の拡大により困っていることについては、「気軽に外出できないこと」の割合が64.5%と最も高く、次いで「自分や身近な人が感染すること」(49.1%)、「運動不足になってしまうこと」(30.9%)、「進級や進学・就職のこと」(29.1%)、「身近な人に感染させてしまうこと」(25.5%)の順となっている。

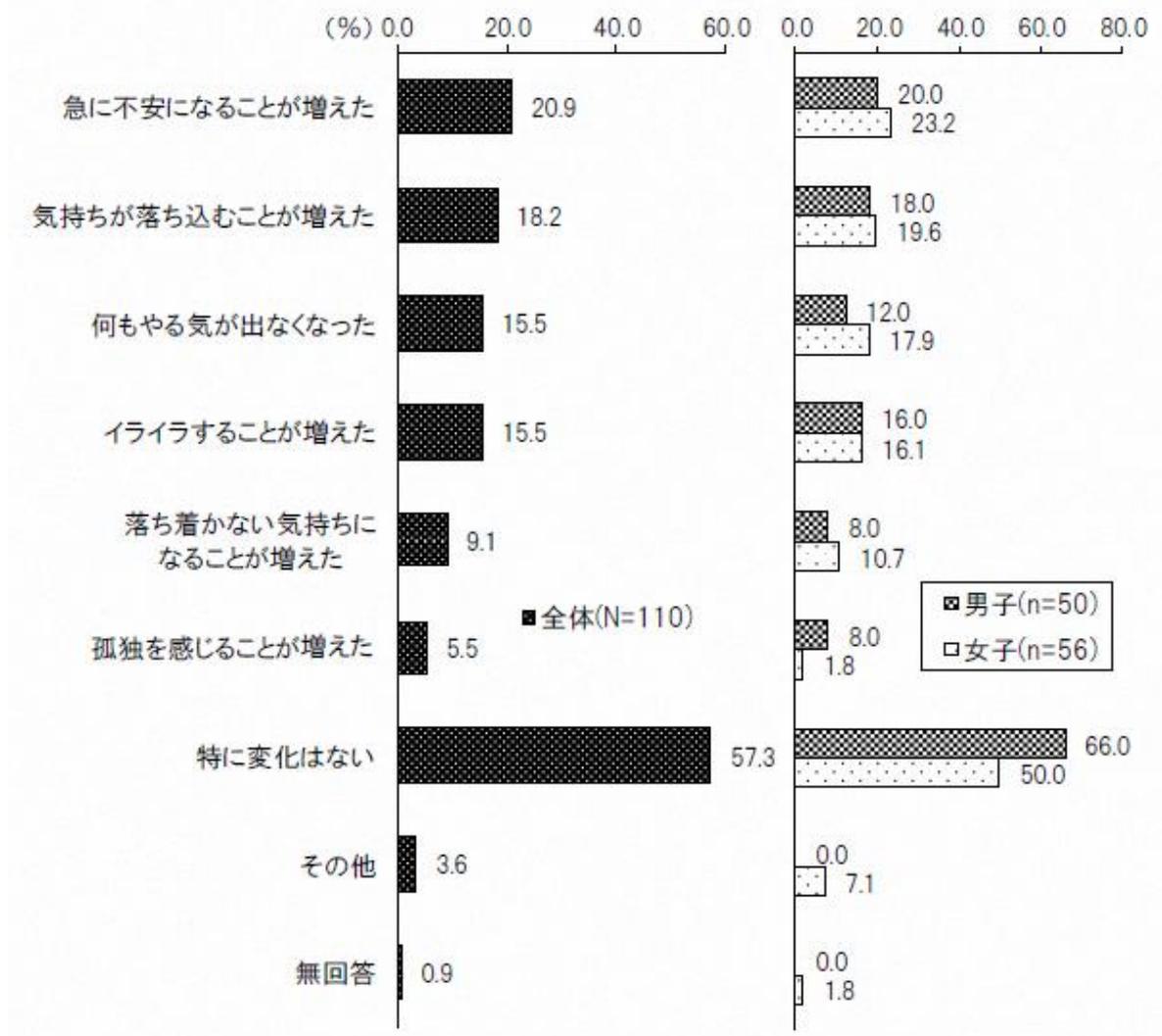
性別では、男子は女子に比べ「運動不足になってしまうこと」「習い事や部活動のこと」の割合が高く、女子は「自分や身近な人が感染すること」の割合が男子を大きく上回っている。



感染症の拡大による気持ちの変化

感染症拡大による気持ちの変化については、「特に変化はない」の割合が57.3%と最も高くなっているが、気持ちの変化としては「急に不安になることが増えた」(20.9%)、「気持ちが落ち込むことが増えた」(18.2%)、「何もやる気が出なくなった」「イライラすることが増えた」(各 15.5%) の順となっている。

性別では、男子は女子に比べ「特に変化はない」の割合が高くなっている。

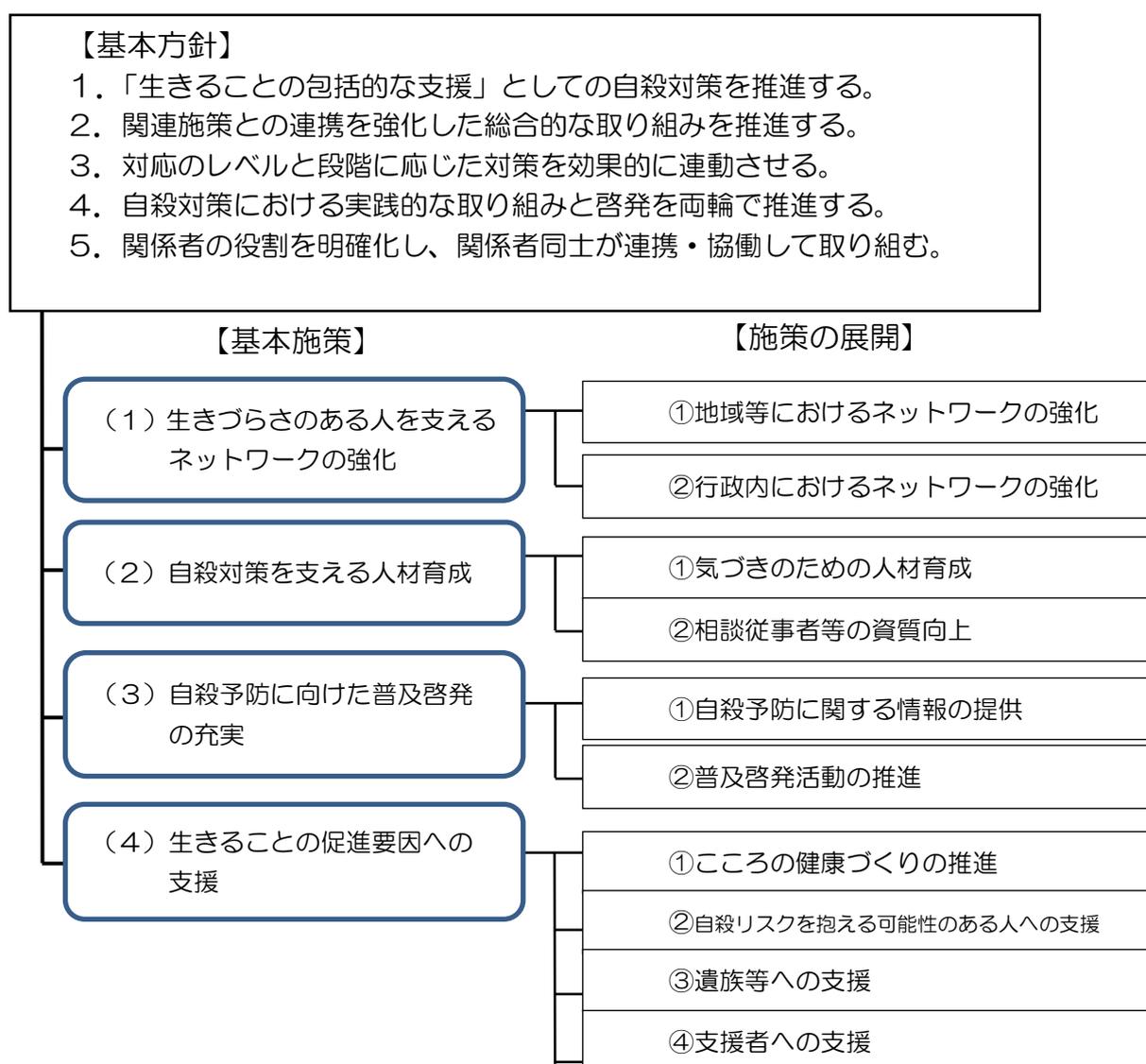


3. 中土佐町の自殺対策における取り組み

(1) 施策体系

平成 29 年 7 月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、町では 5 点を自殺対策における「基本方針」として、本計画の推進を図ります。町の自殺実態や住民アンケート調査の結果を踏まえ、かつ自殺対策の基本方針に則り、「生き心地のよい中土佐町」の実現を目指して、4 つの基本施策を展開していきます。

また、自殺総合対策推進センターによる「地域自殺実態プロファイル」から中土佐町が重点的に支援を展開する必要があるとされた「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営者」について、特に支援を優先する対象とします。



(2) 具体的な取り組み

① 生きづらさのある人を支えるネットワークの強化

地域等におけるネットワークの強化 ＊地域福祉計画関連の取り組み内容（再掲）

【現状と課題】

民生委員児童委員協議会総会、高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議、要保護児童対策地域協議会代表者会、居宅介護事業所連絡会等で、町の自殺対策の取り組みについての情報提供を行いました。今後も、1つの相談窓口だけで解決できない問題を、関係機関が協力して対応できる体制が必要です。地域等におけるネットワークの強化に向け、地域福祉計画を通じて展開されているネットワーク等への情報提供も継続して必要です。

【今後の取り組み】

自殺対策を推進する上で基盤となる取り組みが、地域におけるネットワークの強化です。新型コロナウイルス感染症拡大による危機時においても、日頃から地域の関係者同士がより連携を図ることが重要です。そのため、各分野で展開されている既存のネットワーク等を活用し、自殺対策との連携強化に引き続き取り組んでいきます。

内容	対象者	担当課	主な協力関係機関等
地域における各種委員会の開催、ネットワークの強化等	各種委員会委員 ネットワーク委員 地域住民等	健康 福祉課	地域ふくし活動推進委員会 小地域ケア会議 高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議 要保護児童対策地域協議会等

行政内におけるネットワークの強化

【現状と課題】

「中土佐町いのちを支える自殺対策本部会議」で、計画の9つの評価指標に基づく評価、庁内連携情報シート「かあらんシート」＊の運用状況報告を行っています。

庁内連携情報シート（かあらんシート）は、令和元年度8件、令和2年度6件の計14件の情報提供がありました。その中には、健康福祉課職員や社会福祉協議会では状況を把握しておらず、かあらんシートにより多分野の専門職等の支援につながった方もいました。しかし、情報提供数は年々減少している現状があります。減少の要因の1つには、情報提供後に担当課が対応した結果やどのように情報提供が生かされているかが分かりづらいという声もあり、情報提供後の丁寧なフォローが必要です。

職員の気づきや意識変容につながることも、かあらんシートの目的としており、引き続き継続して実施していくことが必要です。

※庁内連携情報シート（かあらんシート）・・・役場職員が窓口等で住民対応等する際に、様子や行動が気になる、心配される等あった場合にその情報を記入するシート。支援が必要な人を速やかに支援につながるためのツールとして保健師に情報提供が寄せられる。「経済的に困っているかもしれない」等不確かな情報でも（土佐弁で『～にかあらん』のレベルでよいとしており）、職員の気づきを促す自殺予防の取り組みとして開始している。

【今後の取り組み】

町の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に推進するため、全課長で組織する「中土佐町のち支える自殺対策推進本部」で自殺対策行動計画の進行管理と評価を行います。

また、自殺に至る要因は複合的に絡み合い、経時的に変化し複雑化することから、部署間連携の強化につながるよう情報共有と協議ができる場づくりを、地域福祉の取り組みと一体的に行い、かあらんシートの活性化を図ります。

具体的には、地域福祉の取り組みの中で、高齢者・障害者・子ども・生活困窮等すべての分野の相談窓口が分野を超えて相談を受け止める体制や、重層的支援会議の中で、複雑化したケースにも対応していく体制を整え、福祉分野以外の他分野とも情報共有していきます。

内容	対象者	担当課	主な協力関係機関等
中土佐町のち支える自殺対策推進本部	副町長、教育長、役場全課長	全課	
庁内連携情報シート（かあらんシート）の継続	全課職員	健康福祉課	社会福祉協議会等

② 自殺対策を支える人材育成

気づきのための人材育成

【現状と課題】

中土佐町では、相談支援に携わる職員はもちろん、役場職員がゲートキーパーとしての自覚を持って住民のSOSに気づき、関係機関と速やかに連携・支援ができるよう、職員やケアマネジャーを対象にゲートキーパー養成研修を実施してきました。研修後のアンケートの結果からも、「研修に参加してよかった」「とても理解が深まった」との回答が9割以上あり、職員の意識向上にもつながりました。

コロナ禍においても、住民の自殺の危機性を示すサインに気づき、必要に応じて適切な専門機関につなぐことが重要ですが、民間団体や住民等を対象とした研修には至っておらず、今後も研修等の機会を充実させていくことが必要です。

【今後の取り組み】

コロナ禍においても、より様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成を充実させるため、民間団体や住民を対象とした研修を実施し、気づきやつなぐ人材を地域に増やしていきます。

内容	対象者	担当課	主な協力関係機関等
関連団体等を対象とした研修	社会福祉協議会 民生委員児童委員等	健康福祉課	精神科病院
住民を対象とした研修	住民	まちづくり課 健康福祉課	

【参考】「ゲートキーパー」とは

「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ見守る人のことです。悩みを抱えた人は「人に悩みを言えない」「どこに相談したらよいかわからない」などの状況に陥ることがあります。悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々がゲートキーパーとして活動することが必要です。

相談従事者等の資質向上

【現状と課題】

ケアマネジャーを対象に、高齢者のメンタルヘルスの内容を含んだゲートキーパー養成研修（会）を実施しました。今後も引き続き関係機関等によるメンタルヘルス対策を推進する研修等での情報提供が必要です。

【今後の取り組み】

引き続きメンタルヘルス対策を推進する関係機関等による研修等の情報提供や、既存のケア会議等で町の自殺対策についての情報提供の機会を作ります。

内容	対象者	担当課	主な協力関係機関等
メンタルヘルス関連研修及び町の自殺対策等の情報提供	ケアマネジャー 相談支援専門員 等	健康福祉課	県立精神保健福祉センター 須崎福祉保健所

③ 自殺予防に向けた普及啓発の充実

自殺予防に関する情報の提供

【現状と課題】

町の広報誌等を活用し、自殺予防に関する情報提供を行いました。また、健康問題や生活困窮など各種相談窓口等の情報を一元的にしたリーフレットを役場窓口担当課に配布し、庁内連携情報シート（かあらんシート）活用時に配布協力を求めた他、こころの健康普及啓発活動実施の際、住民へ配布を行いました。

引き続き自殺予防に関する情報を分かりやすく提供することが必要です。

【今後の取り組み】

町の広報誌やホームページ等を活用し、自殺予防に関する情報をわかりやすく提供できるよう努めます。

また、健康問題や生活困窮など各種相談窓口等の情報を一元的にしたリーフレットを住民や庁内連携情報シート（かあらんシート）の活用時等に配布します。

内容	対象者	担当課	主な協力関係機関等
広報誌、ホームページなどによる啓発	住民	健康福祉課 総務課	
相談先情報の提供	住民	健康福祉課 全課（主に窓口業務）	

普及啓発活動の推進

【現状と課題】

全国自殺予防週間に合わせ、役場フェンスへの啓発垂れ幕掲示や、図書館でこころの健康に関する図書コーナーを設置しました。今後も、各種啓発活動を展開していくことが必要です。

【今後の取り組み】

今後も、いのちの大切さの理解を深めるとともに、町民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、全国自殺予防週間（9月10日～16日）や自殺対策強化月間（3月）等における各種啓発活動を展開します。

内容	対象者	担当課	主な協力関係機関等
こころの健康関連 図書コーナー設置	住民	教育委員会 健康福祉課	
自殺予防週間等における普及啓発活動	住民	健康福祉課	

④ 生きることの促進要因への支援

こころの健康づくりの推進

【現状と課題】

保健師が出前講座を実施し、参加者には、啓発グッズの配布を行いました。有職者に対する普及啓発の実施には至っておらず、職域等有職者に対する普及啓発も必要です。

【今後の取り組み】

自分のこころの不調に気づき、身近な相手のこころの調子にも関心を寄せる人が増えるよう、高齢者や担い手の集まりの場に出向き、こころの健康維持等について啓発活動を実施します。

また、職域等においてもストレスの対処法や精神疾患等についての正しい知識の普及に努めるよう、関係機関と連携していきます。

内容	対象者	担当課	主な協力関係機関等
こころの健康普及啓発活動 （こころサポート事業）	住民	健康福祉課	県立精神保健福祉センター 須崎福祉保健所
こころの健康教育の推進	住民 （主に有職者）	健康福祉課 農林水産課	高知産業保健推進センター 中土佐町商工会
傾聴ボランティアの活動	住民	健康福祉課	社会福祉協議会

自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

【現状と課題】

地域包括支援センターでは、日々介護ストレスを抱えた家族や生活不安のある高齢者等の相談を受けており、包括内での情報共有、相談の進捗管理を行っています。中土佐町障害者自立支援協議会相談支援部会を毎月開催し（障害者生活支援センター結、中土佐町相談支援事業所、中土佐町権利擁護支援センター）、個別支援を行う上での課題やニーズの確認や対応が困難な事例の共有を実施しています。

また、健康福祉課母子保健担当保健師が、妊婦訪問や新生児訪問等を行い、関係機関と連携をとりながら妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に対応しています。

【今後の取り組み】

今後も、自殺念慮をもつ方の早期発見や必要な支援へのつなぎ、自殺リスクの高まりが懸念される方への支援等、関係機関と連携をとりながら、安心できる居場所を確保し、身近な場所での相談対応により、自殺リスクを低下していけるように対応していきます。

また、介護保険サービスや障害福祉サービス、育児支援等、必要な支援が必要な時期に届くように努めます。

内容	対象者	担当課	主な協力関係機関等
つどいの場の提供 個別支援等	住民	健康福祉課 ・母子保健 ・地域包括支援センター ・障害者生活支援センター結 教育委員会	県立精神保健福祉センター 社会福祉協議会（町、県） 居宅介護支援事業所 障害者相談支援事業所 障害者就業・生活支援センターこ うばん 各福祉就労事業所 若者サポートステーション 須崎福祉保健所

遺族等への支援

【現状と課題】

支援（対応）が必要な方については、個別支援の中で支援機関による対応を行っています。

【今後の取り組み】

遺族への対応については、複雑で様々な感情を抱いていることを理解することが重要といわれています。遺族の相談に対して適切な支援が提供されるよう、県における取り組みの情報提供等を行っています。

内容	対象者	担当課	主な協力関係機関等
自死遺族のつどいなどの情報 提供	住民	健康福祉課 町民環境課	県立精神保健福祉センター 須崎福祉保健所

＊遺族支援における6つのポイント

- ① 情報提供と生活支援、および法的支援を基本とする
- ② 『ただ寄り添う』という姿勢を大事にする
- ③ 安易な励ましや慰めはしない
- ④ 原因追及や非難はしない
- ⑤ 遺族同士の『分かち合い』の場を確保する
- ⑥ 心理的ケアや精神科治療を安易に勧めたり、強く勧めない

～平成29年度自殺防止対策事業『ワンステップ支援における留意点』より引用～

支援者への支援

【現状と課題】

介護を行う家族に対しては、個別支援の中で、必要なサービス提供や情報提供を行っています。また認知症の人を支える家族に対しては、認知症カフェの中で、家族への支援等を行っています（中土佐町社会福祉協議会に委託）。町職員への支援に関しては、総務課で毎年9月に職員へのストレスチェックの実施や希望者への相談会等を行っています。

【今後の取り組み】

今後も、介護を行う家族等に対し、身体的、精神的負担の軽減が図れるよう、サービスの確保や情報提供、また交流事業等を行います。

町職員についても、ストレスチェックを踏まえた方策への検討を行っていきます。

内容	対象者	担当課	主な協力関係機関等
必要なサービスの提供及びその情報提供 (介護、障害等)	住民	健康福祉課	
認知症の人を支える家族のつどい、認知症カフェ	住民	健康福祉課	社会福祉協議会等
町職員への支援 (ストレスチェックを踏まえた方策の検討)	町職員	総務課	

(3) 自殺対策の推進体制

① 計画の評価指標

計画の推進における効果検証のためには、評価指標の設定と評価のしくみが必要です。

自殺対策の目的は、自殺者数をゼロにする、または減少させることですが、経済状況等社会の動向に影響を受け変動する自殺者総数のみを指標としても、対策の効果は測れません。そこで、本計画では、基本施策で行う取り組みについて評価指標を設定します。

【アウトカム指標：結果や成果を示すもの】

評価指標	現状	目標	出典資料
自殺者数	2015～2019年： 5年間で6人	2022～2026年： 5年間で0人	人口動態統計

【プロセス指標：対策の過程や達成の状況を示すもの】

番号	基本 施策	評価指標	現状値	実績	目標 (2026年)	出典資料
1	生きづらさのある人 を支える ネットワークの強化	地域等におけるネットワークの強化	—	民生委員児童委員協議会總會等	—	
2		中土佐町いのち支える自殺対策推進本部の開催数	年1回	R1：年1回 R2：年1回 R3：年2回	年1回	健康福祉課調べ
3		庁内連携情報シート（かあらんシート）の活用件数	20件以上	R1：8件 R2：6件 R3：1件 (R4.1月末)	25件以上	健康福祉課調べ
4	自殺対策を支える人材育成	自殺予防ゲートキーパー研修受講者数	増加	職員研修 R1：14人 R2：12人 R3：14人	年1回以上開催 50人以上が受講	健康福祉課調べ
		町民等		ケアマネジャー研修 R2：12人		
5		研修の参加意義や理解度	7割以上が「参加してよかった」「理解が深まった」と評価	R1～R3：9割以上	9割以上	健康福祉課調べ

番号	基本 施策	評価指標	現状値	実績	目標 (2026年)	出典資料
6	自殺予防に向けた普及啓発の充実	自殺予防週間等における普及啓発活動	H30年度啓発物を見たことがない26.7%	R1~R3：自殺予防週間に合わせた啓発（図書館での啓発、啓発垂れ幕の掲示）	啓発物を見たことがない人が20%以下*	平成30年度健康増進計画住民アンケート
7		悩み、ストレスを抱えたとき誰かに助けを求めたり相談したいと思う人の割合	H30年度56.9%	—	65%以上*	平成30年度健康増進計画住民アンケート
8	生きることの促進要因への支援	悩み、ストレス等を解消することができている、何とかできている人の割合	H30年度男78.4% 女76.5%	— (住民アンケートの実施なし)	男86.3% 女84.2% *	平成30年度健康増進計画住民アンケート
9		心の健康を保つための出前型講話で情報提供した人数	30人以上を3年間継続	R1：貯筋クラブで出前講座等31人 R2：地域福祉活動推進委員会での出前講座（コロナにより翌年度に延期） R3：地域福祉活動推進委員会での出前講座10人	15人以上を5年間継続	健康福祉課調べ
10		心の健康が心配される方等の情報が9の受講者より寄せられた件数	1件以上	R1：0件 R2：— R3：3件	1件以上	健康福祉課調べ
11		自殺リスクを抱える可能性のある人への支援	—	健康福祉課での相談対応や関係機関との連携等	—	健康福祉課調べ
12		遺族等への支援	—	個別支援の中で対応	—	健康福祉課調べ
13		支援者への支援	—	町民：個別支援の中での情報提供や認知症カフェでの支援等 町職員：ストレスチェックの継続	—	健康福祉課調べ

*第3期健康増進計画住民アンケートで評価

第6章 第2期中土佐町成年後見制度利用促進計画

1. 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

認知症、知的障害、その他の精神上的の障害があることにより、判断能力が不十分となり財産の管理又は日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資すると考えられます。

国は、成年後見制度が他の社会福祉制度とともに、判断能力の不十分な高齢者や障害者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用に関する法律」（以下「利用促進法」という。）を施行し、それに基づき「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月閣議決定。以下「基本計画」という。）を定めました。

中土佐町では、第1期地域福祉計画（平成24年度～28年度）の段階から権利擁護支援体制づくりに取り組み、第2期地域福祉計画（平成29～令和3年度）では、権利擁護支援の充実を推進方策の1つに示し、権利擁護支援センター事業の実施、権利擁護の広報啓発の充実、対象者の状況に応じて専門的な機関等の連携をはかり重層的に取り組む体制づくりを行いながら、成年後見制度の利用促進にも取り組んできました。

また、国の基本計画に基づき、今後も認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、親亡き後の障害者等の増加が見込まれ、成年後見制度利用の必要性が高まると考えられることや、地域で障害者やその家族が安心して生活していけるためにも、権利擁護支援のさらなる充実に向け、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、令和2年度に「中土佐町成年後見制度利用促進計画」を策定し、地域福祉計画に包含しました。

(2) 中土佐町成年後見制度利用促進計画の性格と位置付け

成年後見制度利用促進計画は、利用促進法に基づき策定する計画であり、利用促進法第23条第1項において、市町村は国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する政策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

中土佐町成年後見制度利用促進計画は、成年後見制度の利用促進に関する政策に関する基本的な計画として位置づけ、地域福祉を基盤とした権利擁護支援が重要であるとの観点に立ち、地域福祉計画に包含した計画として、関連する保健福祉計画との整合や連携を図ります。

(3) 中土佐町成年後見制度利用促進計画の策定のための取り組み及び体制

「権利擁護支援システム推進委員会」において本計画案を作成し、「地域福祉計画策定委員会」に提案し、計画内容の検討・審議を行います。

※策定体制については、6ページをご参照ください。

(4) 本計画の期間

第2期中土佐町成年後見制度利用促進計画の期間は、第3期地域福祉計画の期間に合わせて令和4年度～令和8年度までの5年間とします。

(5) 本計画の進行管理及び点検・評価

本計画は、「権利擁護支援システム推進委員会」の機能を活用し、国等の動向も踏まえながら、成年後見制度の利用の促進に関する取り組み状況の点検、評価等を定期的に行うこととします。

さらに地域福祉計画に包含した計画であるため、合わせて「地域福祉計画推進会議」においても進行管理・点検評価を行います。

2. 中土佐町における成年後見制度を取り巻く現状

(1) 高齢者の状況

① 認知症高齢者

要介護認定者の約7割が認知症であり、高齢化とともにその割合も増加していく見込みです。また、要介護認定を受けていない認知症の方（高齢者、若年性認知症）の状況も考えていく必要があります。

■ 要支援・要介護認定者数と認知症自立度の内訳

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
要支援・要介護認定者数	734	708	661
うち認知症自立度			
自立	114	108	91
I	114	115	115
Ⅱa	81	78	70
Ⅱb	127	120	113
Ⅲa	159	151	148
Ⅲb	43	40	34
Ⅳ	73	74	77
M	23	22	13
認知症自立度Ⅱa以上認定者数	506	485	455
認定者に占める認知症高齢者割合	69%	68.5%	68.8%
要介護認定非該当者数（年度内）	8	4	3
うち認知症自立度			
自立	2	2	2
I	2	1	1
Ⅱa	1	1	0
Ⅱb	2	0	0
Ⅲa	0	0	0
Ⅲb	1	0	0

※認知症自立度の説明は、資料編113ページをご参照ください。

資料：中土佐町健康福祉課（要介護認定ソフト2021）より（各年10月末現在）

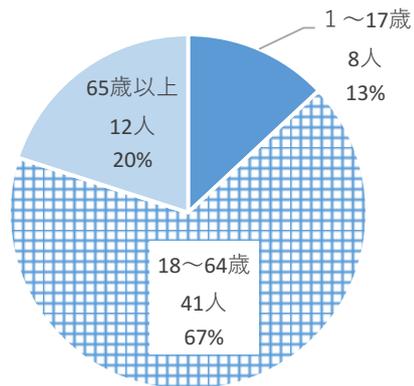
※本指標の「認知症高齢者自立度」は、認定調査と主治医意見書に基づき、介護認定審査会において最終的に決定された認知症高齢者の日常生活自立度を指します。ただし、要介護認定が非該当の場合は、主治医意見書に記載された認知症高齢者の日常生活自立度となっています。

(2) 障害者に関する状況

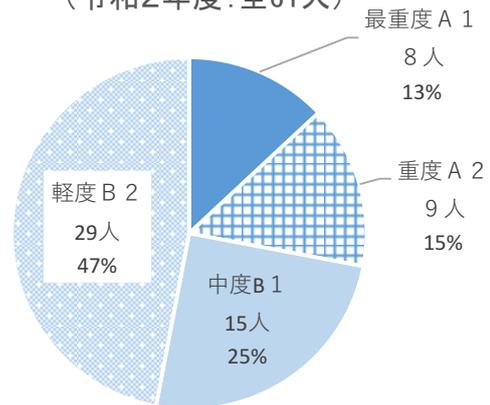
① 知的障害児・者

知的障害児・者に交付される療育手帳所持者数は過去5年間とも60人台でほぼ変化がありません。年齢別では「18歳～64歳」が最も多く67%を占め、程度別では軽度（B2）が最も多くなっています。

①年齢別療育手帳所持者数
(令和2年度:全61人)



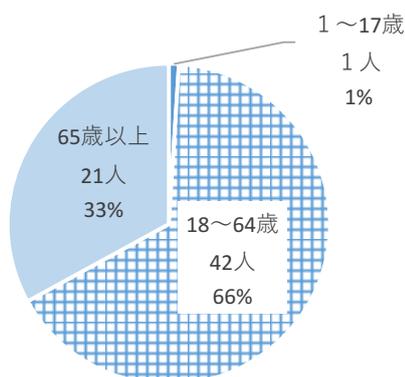
②程度別療育手帳所持者数
(令和2年度:全61人)



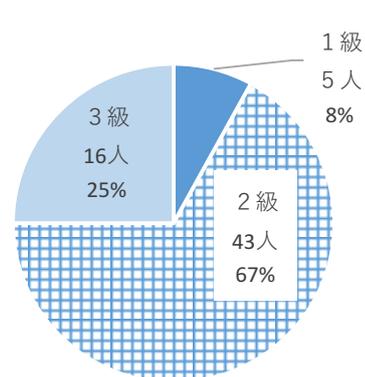
② 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々微増傾向で、年齢別では「18～64歳」が最も多く66%を占め、「2級」を所持している方が多い状況です。

①年齢別精神障害者保健福祉手帳
所持者数(令和2年度:全64人)



②等級別精神障害者保健福祉手帳
所持者数(令和2年度:全64人)



③ 自立支援医療（精神通院医療[※]）受給者（令和2年度：112人）

自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は過去5年とも100人超で推移し微増傾向です。精神障害者保健福祉手帳を取得する方は一部であり、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数が町内で精神疾患（精神障害）を抱える方の実数に近いと考えられます。

(3) 生活困窮者・社会的困窮者に関する状況

令和2年度に社会福祉協議会に寄せられた生活困窮に関する相談は129件であり、うち、家計や就労に関する支援を受けている者は5人でした。令和2年度の民生委員児童委員協議会調査によると、日頃の民生委員活動で把握しているひきこもり者数は18人でした。

生活困窮者自立相談支援事業による支援をきっかけに認知症や障害が明らかになったり、年金受給や福祉就労につながった人がいます。また、生活保護受給者の中には、認知症や障害等により自身での金銭管理が困難で、日常生活自立支援事業を利用している人がいます。

■生活保護受給者数

	R2年4月1日現在
生活保護受給者	72世帯/89人

■生活困窮者自立相談支援事業支援対応者数

	R2年度
相談件数	129人
支援対応件数 [※]	5人

(4) 成年後見制度に関する相談状況

① 成年後見制度に関する相談支援実人数

(単位：人)

支援機関	年度	R2年度	R3年度 (9月末時点)
地域包括支援センター		0	4
障害者生活支援センター「結」		4	2
障害者相談支援事業所		20	9
合計		24	15

※精神通院医療・・・精神疾患の治療のために医療機関に通院している人を対象に、医療費を公費で負担する制度。

※支援対応者数・・・生活困窮者自立相談支援事業の支援計画（プラン）を作成して支援を行っている対象者の数。

② 日常生活自立支援事業の利用状況

社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業による福祉サービス利用援助及び日常的な金銭管理の令和2年度の利用者は18人で、そのうち理解力・判断力の低下により成年後見制度への移行が必要な利用者は2人いました。

③ 成年後見制度利用支援事業^{*}の利用状況

本町では、介護保険法（地域支援事業）と障害者総合支援法（地域生活支援事業）に基づいて、中土佐町成年後見制度利用支援事業を実施しており、「福祉を図るために特に必要と認められるとき」には首長が成年後見制度の審判申立を行うことができます。

この事業は、首長審判申立を行う場合において必要な事項を定めるとともに、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な人に対してその費用を助成することで、成年後見制度の利用を支援することを目的としています。

■成年後見制度首長申立利用状況

	R2年度	R3年度 (9月末時点)
高齢者 (申立分類)	1 (後見)	0
障害者 (申立分類)	0	0

■報酬助成の利用状況

	R2年度	R3年度 (9月末時点)
高齢者 (申立分類)	0	0
障害者 (申立分類)	0	1

※成年後見制度利用支援事業・・・成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申立に要する経費及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助するもの。

④ 成年後見制度利用者数と後見人等の資格者実績*1

(単位：人)

	後見人等の資格	中土佐町内の 成年後見制度利用者数		須崎市・津野町・ 梶原町・四万十町 の利用者数(計)
		H31.2月時点	R3.9月時点*2	R3.9月時点*2
後見	弁護士	1	0	10
	司法書士	7	9	21
	社会福祉士	2	2	3
	法人	1	3	3
	親族	4	4	19
	計	15	18	56
保佐	弁護士	1	2	0
	司法書士	0	0	3
	親族	0	1	2
	計	1	3	5
補助	弁護士	0	2	4
	司法書士	0	0	3
	計	0	2	7
任意後見		0	0	0
合計		16	23	68

資料：家庭裁判所

- *1 成年被後見人等である本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。
- *2 令和3年9月6日現在で、後見等が開始している事件について調査した高知家庭裁判所統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

3. 中土佐町における権利擁護支援の取り組み状況

(1) 権利擁護支援に関する取り組み経緯

本町では、平成28年度に立ち上げた「権利擁護支援システム推進委員会」が、地域の権利擁護支援について調査や検討を行い、「中土佐町権利擁護支援センター（以下「センター」という）をはじめとした支援体制構築を進めてきました。

本計画では、権利擁護支援システム推進委員会を地域の関係機関や司法専門職等の連携体制を支える「協議会」に位置付け、そして平成29年7月から権利擁護支援の広報や相談活動を展開していたセンターを基本計画に規定される「中核機関」※に位置付けています。

このような体制のもと、第1期計画の2年間には、①成年後見制度利用を必要とする住民の増加、②住民に対する成年後見制度の周知の必要性、③町内の高齢者・障害者等の支援者に対する成年後見制度の周知と重層的な支援体制の継続の必要性、④日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を必要とする人の増加に対応するための人材養成の必要性、⑤成年後見制度利用支援事業の状況に応じた見直しの必要性の5つの課題に対して取り組みを進めてきました。

※中核機関・・・地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営等）

(2) 第1期成年後見制度利用促進計画の取り組みと評価

① 権利擁護支援における地域連携ネットワーク※

中核機関であるセンターと、地域福祉活動を一体的に取り組むことで、潜在化しやすい権利擁護支援ニーズを発見し、必要な支援につなぐことができていますが、複雑化・複合化した支援ニーズに対しては、多職種の専門職等の支援者が関わるが多く、本人に身近な地域住民の関わりが薄くなりがちでした。今後は、身近な見守りにより安心した生活が継続できるよう、住民を入れた権利擁護支援チーム※づくりのために多職種の専門職等と住民の連携を強化していく必要があります。

② 権利擁護支援センターの活動実績

相談実績

住民やサービス提供事業所などから一次相談支援機関（役場健康福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、あったかふれあいセンター）に寄せられた相談のうち、成年後見制度などの権利擁護支援に関する課題、法的な問題を含む課題、虐待を含む困難性の高い課題などについて、センターが重層的に支援に関わっています。センターへの相談内容は様々ですが、比較的多い相談は、成年後見制度利用や財産管理に関する内容です。

(単位：人)

		H29	H30	R1	R2	R3 (9月末時点)
相談実数		31	23	22	22	20
相談内容※	成年後見制度	6	11	9	8	10
	財産・金銭管理	4	4	5	4	8
	虐待（疑いを含む）	9	2	5	5	3

※重複課題あり

※権利擁護支援の地域連携ネットワーク・・・各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ。

※権利擁護支援チーム・・・権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみである。
既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思の添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

相談会及び検討会実績

スーパービジョンでは、権利擁護支援に関する助言を行なっています。令和3年9月までに延べ110件（実66件）の相談が寄せられました。福祉と司法の専門相談では、センターと弁護士または司法書士が、支援者とともに多角的に支援検討を行っており、令和3年9月までに65件の相談が寄せられました。

上記のうち18件が、スーパービジョンと専門相談の両方を活用しています。

スーパービジョンまたは専門相談を活用した98件のうち82件について、課題の解決や状況の改善、または支援の進展が見られています。

(延べ件数)

	H29	H30	R1	R2	R3 (9月末時点)
スーパービジョン	36	28	16	17	13
福祉と司法の専門相談	10	14	18	15	8
ケース検討会の開催・参加	4	18	7	20	17

成年後見制度に関する相談支援の実施状況

令和3年9月までにセンターへ寄せられた成年後見制度に関する相談は44件でした。相談に対して、スーパービジョンや専門相談で多角的な視点で本人に必要な支援を検討し、成年後見制度の利用が望ましいと考えられた場合には、手続きや候補者のマッチングに関する支援を行っています。

センターが相談を受けたうちの7件が、後見制度利用または必要な変更手続きを完了して課題の改善を図れています。

成年後見人から寄せられた相談については、後見人と地域の支援者とのつなぎを行いました。これにより被後見人をチームで支える体制が作られ、連携した支援が行われています。

成年後見制度に関する相談実数：44件

【相談経路】

・本人	1件
・家族親族	2件
・後見人等	1件
・地域住民等	1件
・支援機関	39件

【対応】 ※重複あり

・利用の要否や候補者について検討した	35件
・本人やその家族に制度説明を行った	21件
・制度の申立に関する支援（手続き・受任候補者の調整等）を行った	4件
・後見人等を含めたチームによる支援検討会を開催した	3件

【結果】

- ・支援継続中 12 件
- ・制度利用または変更に関する申立手続き中 2 件
- ・制度利用または類型等の変更により、課題が改善または解決した 7 件
- ・成年後見制度の利用はしなかった（他事業の利用含む） 23 件

成年後見制度に関する広報啓発の実施状況

講演会は、弁護士・司法書士・ファイナンシャルプランナー*等を講師に迎え、遺言・相続・金銭管理など幅広いテーマで開催しました。しかし、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、地域向けの講演会は中止しています。

チラシや講演会をきっかけに家族から寄せられた相談は2件でした。

その他、地域への広報啓発の一環として平成30年度に町内の金融機関への訪問を実施しています。

実施方法	H29	H30	R1	R2	R3 (9月末時点)
広報誌・HP等	2回	3回	1回	1回	1回
住民向け講演会	2回/ 76人	1回/ 10人	1回/ 23人	0回	0回

人材育成（支援者に向けた成年後見制度に関する啓発）

支援者向けの成年後見制度研修会は、弁護士を講師に迎えて令和3年度までに6回開催しました。研修会では、福祉サービスの利用契約・金銭管理・消費者契約などの生活課題に対する後見制度利用のポイントについて講義を行ったほか、成年後見人と福祉の支援者の連携に関する意見交換も実施しました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、支援者向け研修を中止しました。令和3年度はオンラインでも来場でも参加できる形式で開催しましたが、参加者は延べ8名でした。

これまでの研修会アンケートでは、主に「成年後見制度の理解が深まった」「後見人にどこまで頼んでいいのかわかった」との回答が寄せられています。

	実施回数／延べ参加者数				
	H29	H30	R1	R2	R3
支援者向け研修会	1回/ 35人	2回/ 48人	1回/ 15人	0回	2回/ 8人

※ファイナンシャルプランナー・・・年金、保険、投資、税制、生活設計などに関する専門知識を生かして財産などに関する相談対応、アドバイスを行う者。

住民の権利擁護支援活動への支援

令和元年度から2ヶ年かけて『権利擁護支援者養成講座』を開催し、11人の参加がありました。講座の内容としては、厚労省の「市民後見人[※]養成のための基本カリキュラム」を基本に、権利擁護支援を必要とする対象者、成年後見制度や関連する法制度、本町の高齢者・障害者福祉施策など幅広い座学と、支援活動の実務体験などを行いました。

講座開催後、受講者のうち2人が日常生活自立支援事業の生活支援員として活動を開始しています。

また、社会福祉協議会が実施している法人後見事業でも、令和3年度より支援員活動できる仕組みが整っていますが、令和3年9月時点での活動実績はありません。

【参加状況】

(単位：人)

	R1	R2
参加者数	11	6

【支援者の状況】

(単位：人)

	講座参加者の登録状況	既存の支援員数（新たな活動者数）		
		R1	R2	R3
権利擁護支援員	6			
日常生活自立支援事業 生活支援員	4	10 (1)	11 (2)	10
法人後見支援員	4	0	0	0
市民後見人	1	0	0	0

③ 取り組みによる成果

- 重層的な支援体制については、センター事業において司法専門職に相談員を委嘱して相談会を位置付けたことにより、どの支援者からでも司法職への相談がしやすい体制になりました。スーパービジョンと専門相談は、活用した相談案件のうち8割以上の案件において支援の進展が見られています。
- センター設置以降、成年後見制度について学ぶ機会やケースを検討する機会が増えたことで、支援者の制度理解が進みました。令和2年度に町内で高齢者・障害者等の支援に直接かかわる常勤職員を対象に実施した「権利擁護支援ニーズ調査」結果では、成年後見制度を知っていると回答した人は56.3%で、前回調査（平成27年度）の46%から10.3%認知度が上昇しています。

※市民後見人・・・一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が十分でない人に親族がいない場合、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や日常生活における契約などを本人の代理として行う者。

- 日常生活自立支援事業の生活支援員の中には活動の継続が困難な人が出ていますが、権利擁護支援者養成講座の開催によって新たな支援者を確保し、事業を必要とする人への支援を継続することができています。

④ 課題

成年後見制度の普及啓発

- 支援者の制度認知度が上昇した一方、地域では、チラシや住民向け講演会をきっかけに相談につながる人は少ない状況です。
- 支援者についても、制度の認知度が全体の半数程度であることや、職員の交代があることもふまえると、引き続き支援者向けの広報啓発が必要です。

地域の権利擁護支援者の活動支援

- 権利擁護支援者養成講座の受講後の活動体制が充分整っておらず、今後は受講者の確保も困難になることが予測されます。
今後の権利擁護支援者養成講座の開催方法、頻度に関する検討や、受講者修了者が市民後見人として活動する際の仕組みづくりが必要です。

成年後見制度利用支援事業の助成対象の見直し

- 現在、町では成年後見制度利用支援事業において、一定の判断基準を満たし、申立経費の助成対象者となる際の申立人は、首長に限定しています。
必要な方が制度利用につながるように、助成対象の見直しについて検討が必要です。

4. これからの権利擁護支援の取り組み

(1) 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本方針

中土佐町では成年後見制度の利用に関する現状及び課題から、課題解決に向けた施策を地域福祉計画と一体的かつ総合的に展開していきます。

目標 町ぐるみで権利擁護に取り組み、暮らしを支え合うことができる中土佐町をめざします。

基本方針

- 1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化
- 2) 権利擁護支援センターを中核機関として位置付けた活動展開

(2) 今後の取り組み

① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化（重層的支援体制の整備）

前期計画より高齢者や障害者等の各相談ケースから権利擁護支援ニーズを抽出するしくみができており、潜在化し状況が悪化することがないように支援の展開が図られてきました。権利擁護支援を必要とする方の見守りや、本人の選好・価値観に沿った意思決定支援を行うためには、本人に身近な地域住民と支援者の連携が必要です。

だれもが地域社会に参加し、その人らしい生活を継続できるようにするため、地域・福祉・司法・行政などによる地域連携ネットワークを強化します。本人を支援するチームに身近な地域住民が加わることで、何気ない見守りや声かけが生まれ、本人が安心して生活し続けられるよう、地域と多職種の専門職等の連携を強化します。連携ネットワークの強化にあたっては、必要に応じて近隣市町の状況把握や協議をしながら整備していきます。

■参考

権利擁護支援を必要とする方を含め、だれもが地域社会への参加を目指す取り組みは、以下のページに記載しています。

【第4章 計画の推進方策と取り組み】

推進方策1 地域アクションプランの推進（P25～29）

推進方策2 地域アクションプランの実践を支える行政や社会福祉協議会の役割（P30～41）

推進方策5 潜在的な要支援者へのアプローチの強化と具体的な支援の提供（P45～47）

推進方策8 共生社会の実現に必要な社会資源の開発検討（P56～57）

●権利擁護支援者の活動支援

目標

- ・権利擁護支援者の活動体制の整備

取り組み内容	担当機関	関係機関
司法の専門職が少ない中、権利擁護支援に携わる支援者が市民後見人として活動を開始できるよう、研修体制及びマッチング等、権利擁護支援センターや関係機関とともに協議し、体制整備を図ります。	健康福祉課 権利擁護支援センター 社会福祉協議会	-

●社会福祉法人との検討

目標

- ・町内の社会福祉法人と成年後見制度利用の課題を共有し、後見人等受け皿確保について一緒に考えることができる。

取り組み内容	担当機関	関係機関
今後増加が見込まれる権利擁護支援ニーズに対する後見人等の担い手の必要性について、社会福祉法人と制度の勉強会等を経ながら法人後見の可能性について検討します。	健康福祉課	社会福祉協議会 及び町内の 社会福祉法人

② 成年後見制度の利用促進に向けた環境整備の検討

●成年後見制度利用支援事業の見直しの検討

目標

- ・成年後見制度利用支援事業について必要な見直しができる。

取り組み内容	担当機関	関係機関
申立経費の助成に関する制限等利用要件に関する見直しを検討します。	健康福祉課	権利擁護支援センター

●地域の権利擁護支援ニーズの把握

目標

- ・町内在住の障害者及び65歳以上高齢者の権利擁護支援ニーズを把握し、次期計画策定に生かすことができる。

取り組み内容	担当機関	関係機関
令和4・5年度に予定している障害福祉計画及び介護保険事業計画に係るアンケート調査で、権利擁護支援ニーズについても調査を実施します。	健康福祉課	権利擁護支援センター

③ 権利擁護支援センター（中核機関）の活動

● 広報啓発

目標

- ・ 町内における成年後見制度の認知度 10%上昇
- ・ 本人や家族、地域からの権利擁護に関する相談の増加

取り組み内容	担当機関	関係機関
<p><u>地域向け啓発の実施</u></p> <p>認知症や障害などによって生活に不安を抱えたときに、本人や家族、身近な人から相談につながるよう、地域に向けた広報啓発を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に向けて、成年後見制度に関するわかりやすい広報啓発を実施します。 ・ 民生委員児童委員協議会や金融機関などに向けて、成年後見制度など権利擁護支援に関する制度や町内の取り組みなどの啓発を実施します。 	-	健康福祉課
<p><u>支援者向け研修会の実施</u></p> <p>地域の支援者が権利擁護支援を必要とする人に気づき、連携して課題解決に取り組めるよう、支援者に向けた啓発を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者福祉や障害者福祉に携わる支援者や医療従事者に向けて、成年後見制度など権利擁護支援に関する研修会を定期的実施します。 		

●権利擁護の相談

目標

- センターを活用した案件のうち、生活課題の改善や支援の進展が図れる案件の割合 80%台の維持
- センターの相談会で成年後見制度利用が必要であると判断した案件のうち、成年後見制度利用につながり、生活課題が改善した案件の増加

取り組み内容	担当機関	関係機関
<p><u>相談会の開催</u></p> <p>一次相談支援機関での対応が困難な案件や、成年後見制度利用、虐待など権利擁護支援が必要な案件について多角的に検討を行う場を開催します。</p> <p>成年後見制度の相談についても、新たな制度利用の必要性や受任候補者、日常生活自立支援事業からの移行に関すること、利用中の類型や受任者の変更など、個々の案件に応じた検討を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> • スーパービジョンの開催 福祉のスーパーバイザーを招聘し、支援者が、案件の見立てや具体的支援方法などについて助言を受けられる場を定期的で開催します。 • 福祉と司法の専門相談 支援者が、センターや司法の専門職などと一緒に多角的に支援検討ができる場を定期的で開催します。 	-	健康福祉課
<p><u>支援検討会の開催または出席</u></p> <p>一次相談支援機関からの相談に対して、センター職員が本人に関わる支援チームとの検討会へ積極的に出席し、または随時開催して支援検討や役割分担を行い、重層的な権利擁護支援の推進に取り組みます。</p>		

●権利擁護支援チームの形成支援

目標

- ・センターが申立手続きの支援や受任候補者の調整を行い、成年後見制度利用を開始した案件の増加

取り組み内容	担当機関	関係機関
権利擁護の相談支援の段階で検討された支援方針に基づいて、成年後見制度の利用や変更にかかる手続き支援、本人を支える権利擁護支援のチーム作りなど、個々の案件に応じて必要な支援を行います。	-	健康福祉課

●権利擁護支援チームの自立支援

目標

- ・センターが受任者調整を行った全ての案件に対する後見人等受任後の支援者会の開催

取り組み内容	担当機関	関係機関
センターが受任者調整を行った案件については、後見人等が受任した後、本人に関わる支援者や家族、民生委員などのチームによる支援会議を開催します。	-	健康福祉課
成年後見制度の利用開始後も、随時本人・家族・支援者・受任者などからの相談に応じ必要な支援を行います。		
家庭裁判所への定期報告提出などに不安を抱える親族後見人には、書類作成の助言をします。		

●権利擁護支援者の養成

目標

- ・地域で権利擁護支援に携わる住民の増加

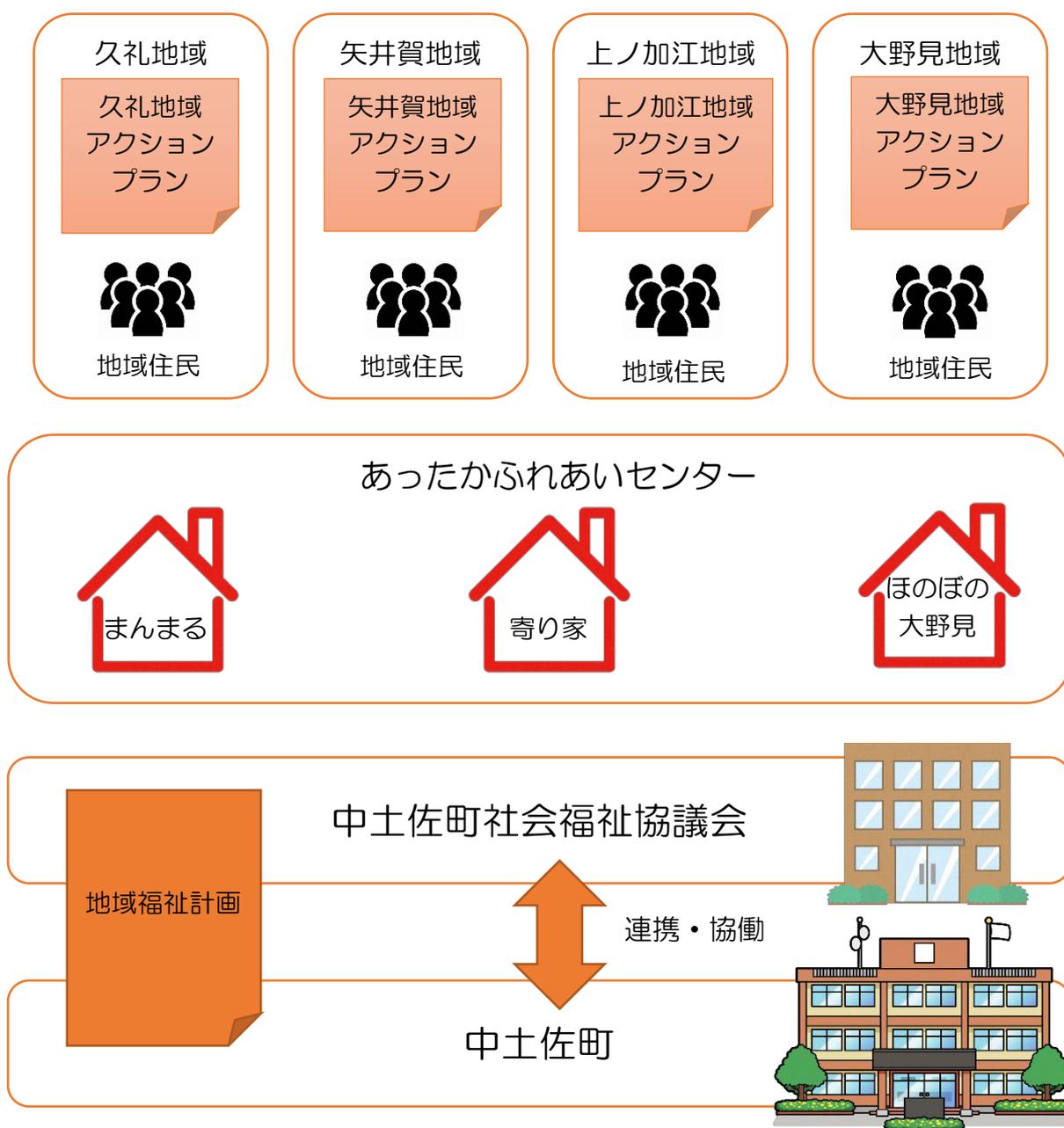
取り組み内容	担当機関	関係機関
官民協働で権利擁護支援を推進する地域連携ネットワークの強化の一環として、支援を必要とする人の早期発見のためにも、日常生活自立支援事業や法人後見の生活支援員、市民後見人など、地域で権利擁護支援に携わる人材を養成する講座を開催します。	-	健康福祉課
・権利擁護支援者の活動体制について協議を踏まえたのち、行政・社会福祉協議会・多職種の専門職等の協力を得て、「権利擁護支援者養成講座」を開催します。		
・養成講座の受講者や権利擁護支援に携わっている人を対象に、地域での活動に必要なフォローアップ研修を年に1回開催します。		
・住民活動の多様化等により、人材養成講座の受講者の減少が見込まれます。体制整備が継続するよう、人材養成講座の対象拡大について検討します。		

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画は、行政と社会福祉協議会をはじめとして、地域住民、社会福祉を目的とする事業者、社会福祉に関する活動を行う団体等、様々な主体が協働することにより推進するものです。

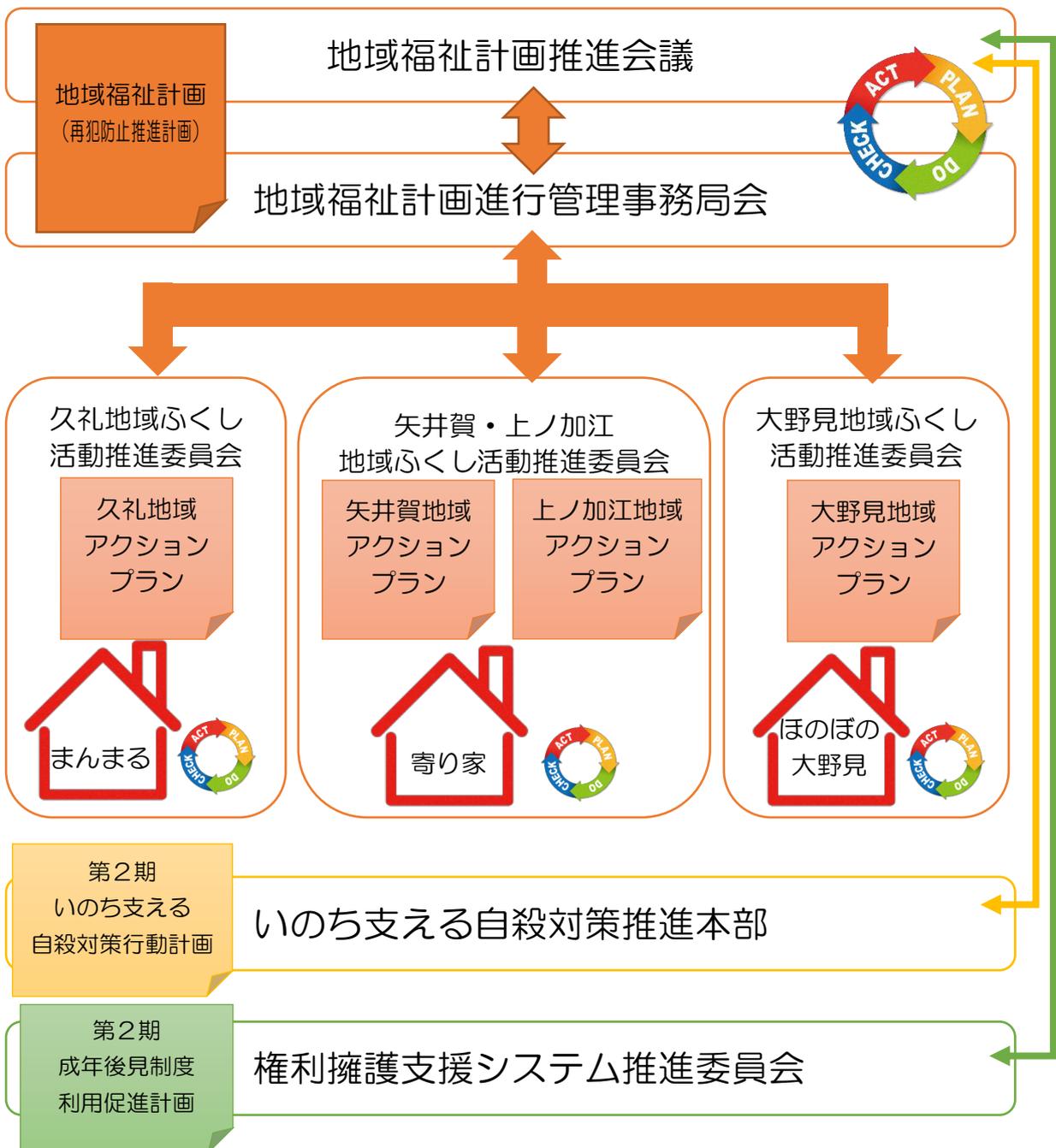
「地域アクションプラン」は、「あったかふれあいセンター」（社会福祉協議会）が各地域の住民と連携・協働を図りながら推進します。



2 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、「地域福祉計画進行管理事務局会」においてPDCAサイクルによる計画の進行状況の把握・点検を行います。また、「地域福祉計画推進会議」において、他の関係福祉計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。また、「中土佐町いのち支える自殺対策行動計画」については、自殺対策を推進するため、庁内の横断的体制を整え、副町長が本部長を務める「中土佐町いのち支える自殺対策推進本部」においても、PDCA サイクルによる計画の進行状況の把握・点検を行います。

「地域アクションプラン」は各地域の「地域ふくし活動推進委員会」において、計画の進行状況の把握・点検を行います。



本計画の計画期間は令和4年度から令和8年度の5年間です。本計画の進行管理にあたっては、令和4年度・令和5年度は単年評価を行い、令和6年度は中間評価と計画見直し、令和7年度は見直し計画後の単年評価及び総合評価に向けた4年間の取組評価、令和8年度は本計画の総合評価と第4期地域福祉計画の策定を行う予定です。

■スケジュールフロー図

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
進行管理組織	計画全体	地域福祉計画進行管理事務局会（年2～3回開催）				
		地域福祉計画推進会議（年1回開催）				
	再犯防止推進計画	地域福祉計画推進会議（年1回開催）				
	いのち支える自殺対策行動計画	いのち支える自殺対策推進本部会議（年1回開催） 地域福祉計画推進会議（年1回開催）				
	成年後見制度利用促進計画	権利擁護支援システム推進委員会（年3回開催） 地域福祉計画推進会議（年1回開催）				
	地域アクションプラン	地域ふくし活動推進委員会（随時開催）				
計画の評価		令和4年度評価	令和5年度評価	中間評価 計画見直し	令和7年度評価 4年間の取組評価	第3期計画の総合評価 第4期計画策定

※（地域福祉計画）進行管理事務局会・・・地域福祉計画の活動の実績から分かった課題等を、行政や社会福祉協議会との連携や支援が必要なものについて進行管理を行う場。

※PDCA サイクル・・・計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のプロセスを順に実行し、評価の結果から改善し、最初の計画の内容を継続・修正・廃止に改善し、次の計画に結び付ける。

資料編

1 策定経過

(1) 検討体制

中土佐町第3期地域福祉計画策定委員名簿

(順不同敬称略)

所属名	役職名	地域別	氏名
社会福祉法人 大野見福祉会	特別養護老人ホーム大野見荘施設長	大野見	正岡 淳一 ◎
大野見地域ふくし活動推進委員会	代表	大野見	下元 和恵
中土佐町自主防災会連絡協議会	会長	大野見	高橋 雄造
矢井賀地域ふくし活動推進委員会	代表	矢井賀	辰ノ 早知
中土佐町社会教育委員・スポーツ推進委員	代表	上ノ加江	濱田 和昭
上ノ加江地域ふくし活動推進委員会	代表	上ノ加江	木村 和世
中土佐町老人クラブ	会長	矢井賀	三宮 安子
中土佐町民生委員・児童委員連絡協議会	会長	久礼	山本 新一 ○
久礼地域ふくし活動推進委員会	代表	久礼	倉口 雅子
中土佐町商工会青年部	部長	久礼	黒原 一人
須崎福祉保健所	所長	全体	松本 忠史
中土佐町教育委員会	教育長	大野見	岡村 光幸
中土佐町役場総務課	課長	上ノ加江	平田 政人

◎は委員長、○は副委員長

令和3年度 中土佐町権利擁護支援システム推進委員会 委員名簿

(任期：平成31年4月1日～令和4年3月31日)

(順不同敬称略)

所属名	役職または職種	氏名
一般社団法人 支援の思想研究会	理事長	上田 晴男 ◎
中土佐町民生委員児童委員協議会	会長	山本 新一 ○
川村靖仁司法書士事務所	司法書士	川村 靖仁
中西・高野法律事務所	弁護士	高野 亜紀
社会福祉法人かど福祉会 特別養護老人ホーム 望海の郷	施設長	清岡 雅子
須崎福祉保健所	所長	松本 忠史
中土佐町社会福祉協議会	会長	坂井 貞嗣
中土佐町地域包括支援センター	社会福祉士	中城 直美

◎は委員長、○は副委員長

(2) 検討経過

① 地域福祉計画策定委員会

	日時	会議事項等
第1回	令和3年6月30日	1. 委員長及び副委員長選出 2. 中土佐町の現状について 3. 第3期計画の策定方法とスケジュール
第2回	令和3年9月30日	1. 第2期計画の評価について 2. 各種調査結果の報告 3. 地域アクションプランについて 4. 第3期計画の構成案と体系図 5. 「めざすまちの姿」について
第3回	令和3年12月2日	1. 第3期計画素案について 2. 「めざすまちの姿」について 3. パブリックコメントについて
第4回	令和4年2月28日	1. 第3期計画案について 2. 地域福祉計画の答申について

② 地域ふくし活動推進委員会

●委員数（令和4年3月末現在）

地域	委員数
久礼	8名
矢井賀・上ノ加江	14名
大野見	13名

●活動内容

地域	年度（回数）	活動内容
久礼	平成29年（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・中土佐町第2期地域福祉計画について ・まんまる事業計画について ・地域アクションプランの取り組みについて ・地域福祉活動費について
	平成30年（4）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域アクションプランの取り組みについて ・地域福祉研修会「権利擁護啓発」について ・地域福祉活動費について ・まんまる事業計画について

地域	年度（回数）	活動内容
久礼	令和元年（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域アクションプランの取り組みについて ・合理的配慮勉強会 ・第2期地域福祉計画中間評価について ・活動同窓会について ・まんまる事業計画について
	令和2年（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域アクションプランの取り組みについて ・活動同窓会について ・地域福祉活動費について ・まんまる事業計画について
	令和3年（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動費について ・中土佐町第3期地域福祉計画について ・地域アクションプランの取り組みについて ・活動同窓会について
矢井賀・ 上ノ加江	平成29年（2）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動費について ・地域アクションプランの取り組みについて ・高齢者の生活支援に関する取り組みについて ・寄り家事業計画について
	平成30年（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動費について ・地域アクションプランの取り組みについて ・高齢者の生活支援に関する取り組みについて ・地域福祉研修会「権利擁護啓発」について ・寄り家事業計画について
	令和元年（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動費について ・地域アクションプランの取り組みについて ・高齢者の生活支援に関する取り組みについて ・寄り家事業計画について ・活動同窓会について
	令和2年（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動費について ・地域アクションプランの取り組みについて ・高齢者の生活支援に関する取り組みについて ・寄り家事業計画について ・活動同窓会について
	令和3年（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・勉強会「心の健康講座」 ・中土佐町第3期地域福祉計画について ・地域福祉活動費について ・地域アクションプランの取り組みについて ・高齢者の生活支援に関する取り組みについて ・寄り家事業計画について ・活動同窓会について

地域	年度（回数）	活動内容
大野見	平成 29 年（6）	<ul style="list-style-type: none"> ・中土佐町第 2 期地域福祉計画について ・地域アクションプランの取り組みについて ・ほのぼの大野見事業計画について
	平成 30 年（4）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉研修会「権利擁護啓発」について ・小地域ケア会議の展開と開催について ・地域福祉活動費について ・ほのぼの大野見事業計画について
	令和元年（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・中土佐町地域福祉計画について ・地域福祉研修会について ・合理的配慮についての勉強会 ・ほのぼの大野見事業計画について
	令和 2 年（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域アクションプランの取り組みについて ・中土佐町生活支援体制整備事業について ・地域福祉研修会について ・地域福祉活動費について ・ほのぼの大野見事業計画について
	令和 3 年（5）	<ul style="list-style-type: none"> ・中土佐町第 3 期地域福祉計画について ・地域ふくし活動推進委員規約について ・第 3 期大野見地域アクションプランについて ・大野見「みんなの文化展」について ・活動同窓会について ・ほのぼの大野見事業計画について

③ 小地域ケア会議

地域	年度	地区（回数）
久礼	平成 29 年	大北（1）、萩原（1）、浜西（1）、本場通り（2）、宮ノ下・八幡西・伊屋北下（1）
	平成 30 年	大北（1）、八幡西・宮ノ下・伊屋北下（1）、神山東・西、伊屋南（1）、長沢（2）、道の川（1）
	令和元年	道の川（1）、浜西・宮ノ下・八幡西（1）、神山・伊屋（1）、長沢（1）、大北（1）、中島裏・浦（1）、中島・末広（1）、本場通り（1）、南新町・駅前新町（1）、永久町（1）
	令和 2 年	港町・天神・曙・恵比須（1）、道の川（1）、浜西・宮ノ下・八幡西（1）、神山・伊屋（1）、長沢（1）、住吉・駅前通り（1）、大北（1）、住吉・駅前通り（1）、中島裏・浦（1）、中島・末広（1）、本場通り（1）、南新町・駅前新町（1）、永久町（1）
	令和 3 年	港町・天神・曙・恵比須（1）、宮ノ下・西町・札場（1）、神山・伊屋（1）、浜西・新開・元町（1）、長沢（1）、大北（1）、中島（1）

地域	年度	地区（回数）
上ノ加江	平成 29 年	町浜（3）、山内・大川内（3）、小草・押岡・笹場（3）
	平成 30 年	町浜（3）、山内・大川内（3）、小草・押岡・笹場（3）
	令和元年	町浜（3）、山内・大川内（2）、小草・押岡・笹場（3）
	令和 2 年	町浜（1）、山内・大川内（1）、小草・押岡・笹場（2）
	令和 3 年	町浜（2）、山内（2）大川内（2）、小草・笹場（2）、押岡（2）
矢井賀	平成 29 年	小矢井賀（3）、大矢井賀（3）
	平成 30 年	小矢井賀（3）、大矢井賀（3）
	令和元年	小矢井賀（2）、大矢井賀（2）
	令和 2 年	小矢井賀（1）、大矢井賀（2）
	令和 3 年	小矢井賀（2）、大矢井賀（2）
大野見	平成 29 年	北（2）、中央 1 か所（1）
	平成 30 年	北（2）、中央 3 か所（2）、南（2）
	令和元年	
	令和 2 年	
	令和 3 年	

④ 権利擁護支援システム推進委員会

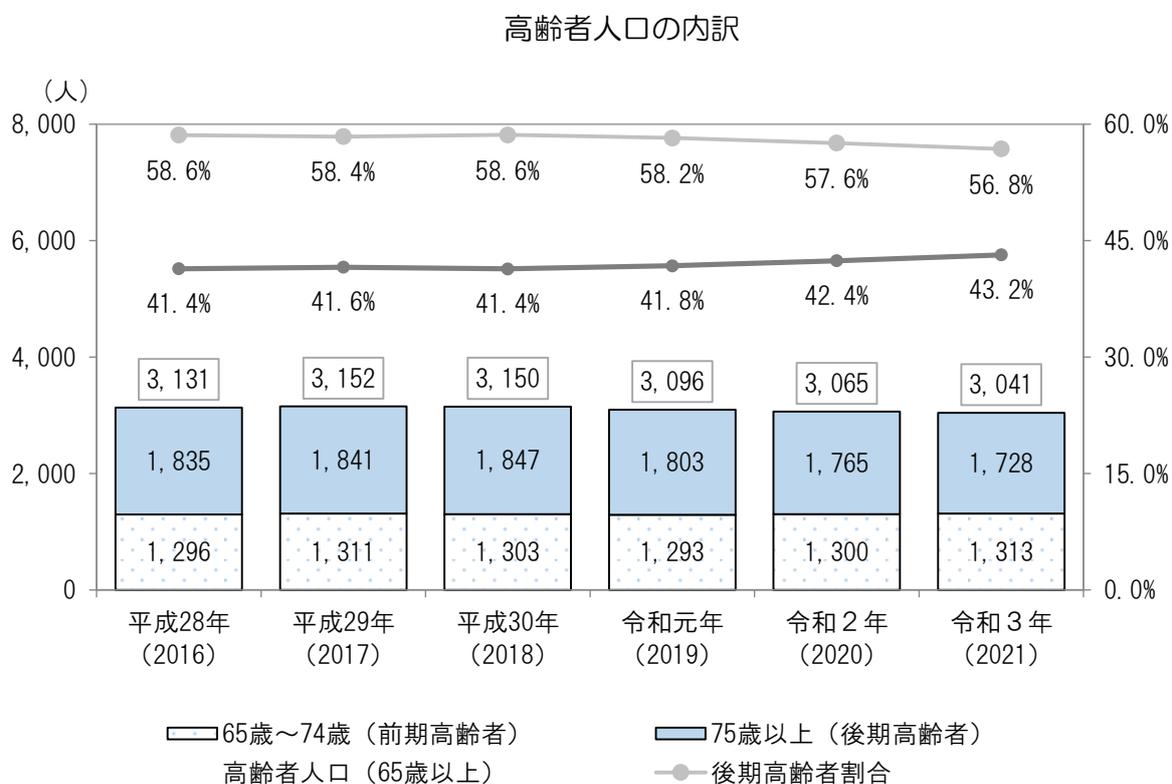
日時		会議事項等（計画策定に関するもののみ）
第 1 回	令和 3 年 6 月 29 日	1. 前期計画の評価と第 2 期成年後見利用促進計画 骨子案の協議 2. 計画策定スケジュール
第 2 回	令和 3 年 10 月 26 日	第 2 期成年後見利用促進計画素案の協議
第 3 回	令和 4 年 2 月 14 日	第 2 期成年後見利用促進計画最終案の協議

⑤ いのち支える自殺対策推進本部

	日時	会議事項等
第 1 回	令和 3 年 10 月 1 日	前期計画の評価及び第 2 期いのち支える自殺対策 行動計画素案の協議
第 2 回	令和 4 年 2 月 1 日	第 2 期いのち支える自殺対策行動計画最終案協議

2 中土佐町の現状

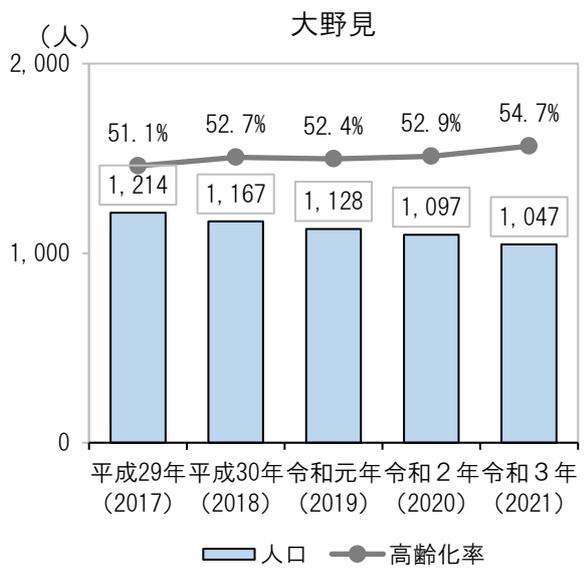
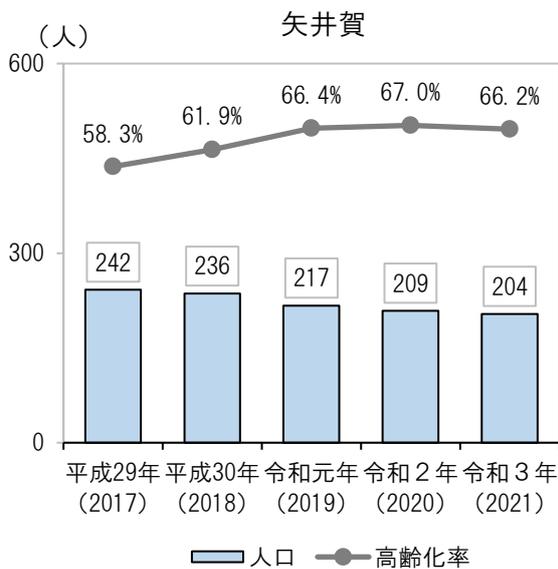
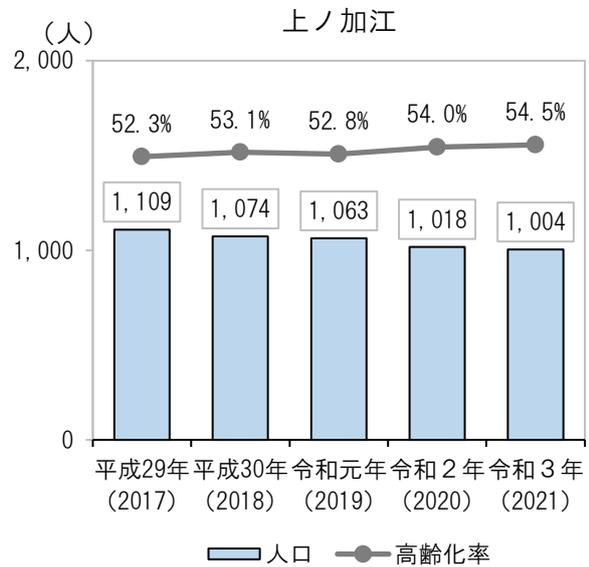
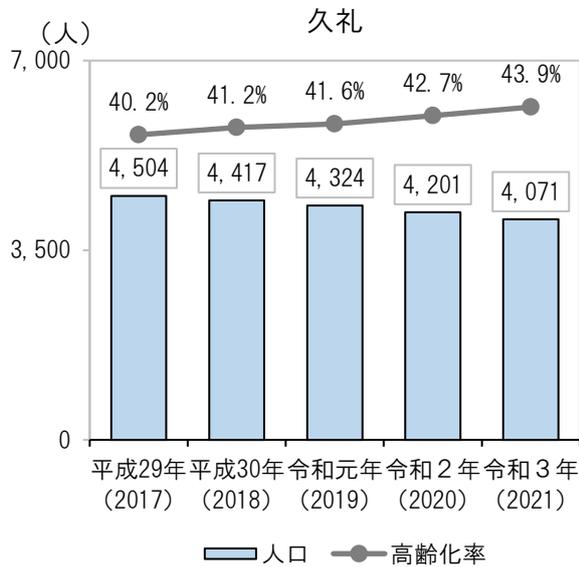
(1) 高齢者人口の内訳



出典：住民基本台帳

(2) 地域別の人口推移・高齢化率の状況

地域別の人口推移・高齢化率の状況



資料：住民基本台帳

(3) 第2期中土佐町成年後見制度利用促進計画 資料編

① 認知症高齢者自立度

レベル	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内で上記IIの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

② 障害者数の推移（資料はいずれも各年 3 月 31 日）

●知的障害児・者

療育手帳所持者の推移（年齢別）

図表 8—3 療育手帳所持者の推移（年齢別）

（単位：人）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1～17 歳	9	8	8
18～64 歳	43	41	43
65 歳以上	11	12	12
合計	63	61	63

資料：健康福祉課

療育手帳所持者の推移（程度別）

図表 8—4 療育手帳所持者の推移（程度別）

（単位：人）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
最重度 A1	11	11	11
重度 A2	7	7	9
中度 B1	17	16	15
軽度 B2	28	27	28
合計	63	61	63

資料：健康福祉課

●精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（年齢別）

図表 8—5 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（年齢別）

（単位：人）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
0～17 歳	1	1	0
18～64 歳	40	38	41
65 歳以上	15	19	22
合計	56	58	63

資料：健康福祉課

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別）

図表8—6 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別）

（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	3	5	6
2級	43	42	40
3級	10	11	17
合計	56	58	63

資料：健康福祉課

自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

図表8—7 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
精神通院医療	97	102	109

資料：健康福祉課

③ 成年後見制度の相談に関する現状

●一次相談支援機関の相談支援実人数

図表8—8 一次相談支援機関の相談支援実人数

（単位：人）

支援機関 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域包括支援センター	11	9	4	2
障害者生活支援センター「結」	1	1	0	2
障害者相談支援事業所	4	4	3	1

資料：健康福祉課

④ 日常生活自立支援事業の利用状況

●日常生活自立支援事業の利用実績

図表8-9 一次相談支援機関の相談支援実人数（各年度末時点の利用者数）

（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	16	14	14	18

資料：社会福祉協議会

●成年後見制度への移行状況

図表8-10 成年後見制度への移行状況

（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
検討中または支援実施中	1	1	2	2
移行済み	0	0	1	0

資料：健康福祉課

⑤ 成年後見制度利用支援事業の利用状況

●成年後見制度首長申立利用状況

図表8-11 成年後見制度首長申立利用状況

（単位：件）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者 （申立分類）	0	0	0	1 （後見人）
障害者 （申立分類）	0	1 （後見人）	0	0

資料：健康福祉課

●成年後見人等の報酬に対する助成利用状況

図表8-12 成年後見人等の報酬に対する助成利用状況

(単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者	1	1	0	0
障害者	0	0	1	0

資料：健康福祉課

⑥ 成年後見制度利用者の状況

●成年後見制度利用実績

図表8-13 成年後見制度利用実績

(単位：人)

	後見	保佐	補助	任意後見	合計
平成29年7月20日時点	14	2	0	0	16
平成30年10月21日時点	15	2	0	0	17
令和元年11月11日時点	13	2	0	0	15
令和2年11月2日時点	17	3	2	0	22

資料：家庭裁判所 ※成年後見人等が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。

●社会福祉協議会法人後見事業受任実績

図表8-14 成年後見制度利用実績

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	1	1	2	2

資料：社会福祉協議会

3 各種調査の概要

(1) 第3次総合振興計画策定のためのアンケート調査

調査の目的：本調査は、「第3次中土佐町総合振興計画」の策定に当たって、まちづくりに関する町民の意識や意見等を把握し、今後の計画づくりのための基礎資料とすることを目的として実施した。

調査対象：中土佐町在住の15歳以上の住民

調査方法：郵送配布・回収、インターネットによる回答

調査時期：令和3年2月

回収率：

配付数	有効回収数	有効回収率
2,000件	650件※	32.5%

※インターネットによる回答62件を含む

調査項目：

- 基本属性
- 住みやすさについて
- 地域への愛着や誇りについて
- 中土佐町の施策に対する満足度・重要度について
- 地域・隣近所との関係やまちづくりへの関心について
- 働くことについて
- 結婚について
- 出産・育児について
- デジタル・先端技術の活用について
- 新型コロナウイルス感染症による生活への影響について
- SDGsについて
- 人口減少社会におけるまちづくりについて
- これからのまちづくりについて

(2) 中土佐町の将来のまちづくりに向けたアンケート調査

調査の目的：本調査は、「第3次中土佐町総合振興計画」の策定に当たって、まちづくりに関する中学生の意識や意見等を把握し、今後の計画づくりのための基礎資料とすることを目的として実施した。

調査対象：町内の中学校に在学する生徒

調査方法：各学校を通して配布、回収

調査時期：令和3年2月

回収率：

配付数	有効回収数	有効回収率
120件	110件	91.7%

調査項目：

- 基本属性
- 中土佐町について
- 将来について
- 新型コロナウイルス感染症による生活への影響について
- SDGsについて
- 中土佐町の将来について

(3) 中土佐町の権利擁護支援ニーズ調査

調査の目的：(1) 潜在化している権利擁護支援ニーズを明らかにし、その充足に向けた取り組みを検討するための基礎資料とする。

(2) 現在、町および権利擁護支援センターで取り組んでいる権利擁護支援について、調査対象者に周知を図る機会とする。

調査対象：町内の各機関において、高齢者、障害者等の支援に直接かかわる常勤職員 250 人

調査方法：事業所の管理者等を通じて配布・回収

調査時期：令和 2 年 7 月 1 日～7 月 15 日

回収率：

配付数	有効回収数	有効回収率
250 件	222 件	88.8%

調査項目：

- 基本属性
- 利用者・対象者について
- 権利擁護支援ニーズ
- 虐待事案
- 成年後見制度
- 中土佐町の権利擁護支援に関する事業

(4) 障害福祉に関するアンケート調査

調査の目的：障害者・児やそのご家族の方から現在の生活状況や将来希望する暮らし等について把握することで、中土佐町第4期障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定の基礎資料とする。

調査対象：障害者手帳所持者及び、特別児童扶養手当受給者（保護者）、障害者手帳を所持しない障害福祉サービス利用者、自立支援医療（精神通院医療）受給者の全数調査

調査方法：郵送配布・回収、一部訪問調査

調査時期：令和2年9月4日～9月23日

回収率：

配付数	有効回収数	有効回収率
491件	269件	54.8%

調査項目：

- 基本属性
- 障害のある方ご本人の状況について
- 暮らしについて
- 日中活動と就労について
- 通院・医療について
- 悩みごと・困りごとについて
- 情報提供・取得方法について
- 障害福祉サービス等の利用について
- 療育・保育・教育について
- 社会参加について
- 権利擁護について防災について

(5) 高齢者の生活に関するアンケート調査

調査の目的：本町では、高齢者福祉の一層の充実と介護保険制度の円滑な実施に向け、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを行う。

本調査では、身近な内容で、高齢者の状態や自立した生活をおくる上での課題、今後の意向等をよりの確に把握することを目的とした。

調査対象：65歳以上の方、総合事業対象者、要支援1・2

調査方法：郵送配布、郵送回収、回収率向上のための督促はがきを実施

調査時期：令和2年1月23日～2月14日

回収率：

配付数	有効回収数	有効回収率
2,445件	2,033件	83.1%

調査項目：

- 基本属性
- ご家族や生活状況について
- からだを動かすことについて
- 口腔・栄養について
- 毎日の生活について
- 地域での活動について
- 健康について
- 認知症にかかる相談窓口の把握について
- 地域包括支援センターについて
- 免許について
- タクシーチケット・バスパスについて

4 地域カルテ

「地域カルテ」とは、住民にとってより身近な“地域ごと”に、人口をはじめとした基礎的な統計情報を示し、地域の特徴や地域活動情報等をまとめたものです

皆さまのお住まいの地域がどのような現状であるのか、どのような課題があるのか、課題解決のために何ができるかを把握、考える資料としてご自由にご活用ください。

(1) 久礼地域



①基本データ

<地域の特徴>

久礼地域は、中土佐町の基幹集落で「土佐の一本釣り」で有名なかつおに代表される漁業や、温暖な気候を生かしたハウス園芸などが盛んです。

久礼八幡宮、黒潮本陣、大正町市場、風工房など、県内外に広く名の知られた施設や「かつお祭」をはじめとした各種イベントなどにより、元気な町として知られています。

人口は4,121人で町全体の64.4%を占めます。町内では、未成年の割合が最も高く、高齢化率、要介護認定率が最も低い地域となっています。

<基本データ（令和3年3月31日現在）>

人口 (人口割合)	0～14歳	366(8.9%)	世帯	世帯数	2,116
	15～64歳	1,947(47.2%)		世帯当たり人口	1.94
	65歳以上	1,808(43.9%)		高齢者世帯数	1,269
	計	4,121		単身高齢者世帯	628
要介護認定者	(再掲 75歳以上)	986(23.9%)	障害者手帳 所持者	身体障害者手帳	224
	要支援1	19		療育手帳	30
	要支援2	33		精神障害者保健福祉手帳	37
	要介護1	42		計	291
	要介護2	67	人口に占める割合	7.1%	
	要介護3	46	地域資源	常会数	89
	要介護4	24		常会加入世帯数	1,248
	要介護5	35		常会加入率	59.0%
	計	266		老人クラブ数	1
	要介護認定率	14.7%		民生委員児童委員数	17



②地域コミュニティー一覧

区分	名称	主な活動
常会	伊屋北・伊屋南・奥の谷・古谷・中大坂・奥大坂・長沢奥・長沢中・長沢下・常賢寺・黒潮団地・大新改・川崎・芝・ゆずりは・楠の川・黒石野・観音堂・桃浦・松の川・大柵・道の川・萩原・上和田・的場・築港東・築港西・小鎌田・鎌田東・鎌田東団地・鎌田西・大野・永久町・横町・北町・上町・旭町・仲の町・栄町・札場東・札場西・駅前町・駅前新町・南新町・神山東・神山西・新元町・元町・寿町・新開町・西町・八幡西・八幡東・宮の下・八幡前町・天神町・曙町・恵美須町・港町東・港町西・大正東・大正西・住吉東・住吉西・駅前通東・駅前通西・中島東表・中島東裏・中島浦二・港橋通・中島西・中島南・末広町・中島北・桜町・町営住宅	・回覧配布 ・町内清掃 等
自主防	西山谷・楠の川・黒石野・芝・桃浦・観音堂・松の川・川崎・長沢第1・長沢第2・常賢寺・萩原・的場・双名園・道の川下・上和田・道の川上二・栄町・永久町・大新改・北町・上町・旭町・横町・仲の町・札場・西町・久礼駅前周辺・中島西・中島北・中島浦・中島東・中島南・末広町・住吉東・大正町・港橋通・住吉西・駅前通東一・駅前通西・駅前通り東二・神山・新開町・八幡東・八幡西・宮ノ下・伊屋北下・伊屋南・浜西・浜東・鎌田西・鎌田東・築港東・大野・小鎌田・大坂・桜町	・避難訓練等
民生委員・児童委員	・久礼地区民生・児童委員	・見守りが必要な世帯への戸別訪問 ・「朝の声かけ運動」等小学校と連携した活動
ボランティア団体	・喫茶ボランティア ・萬や昼食づくりボランティア	・双名園の喫茶手伝い ・ストックヤード利用者のお弁当づくり

区分	名称	主な活動
ボランティア 団体(続き)	・あじさい	・清掃美化活動
	・まんま食堂	・福祉食堂
	・松林クラブ	・清掃美化活動
	・どらえもん	・保育所、小学校1年生～3年生との 交流、清掃美化活動
	・ドラエモンⅡ	公園及び海岸道路清掃
	・親おにの会	・小学校での児童図書の読み聞かせ
	・久礼小学校 地域の部屋お話し会	・小学校での児童図書の読み聞かせ
認知症関係	・あったカフェ	・医療機関受診に繋がっていない認 知症に対する不安がある方等の相談 や情報交換の場
小中学校 PTA	・久礼保育所PTA ・久礼小学校PTA ・久礼中学校PTA	
老人クラブ	・長沢老人クラブ	・健康づくり
介護予防事 業	・貯筋クラブ 町民交流会館 大野公会堂 浦分多目的集会所 永久町上本町集会所 大坂多目的集会所 松の川集会所 大北集会場 萩原集会所 長沢多目的集会所	・いきいき百歳体操 ・かみかみ百歳体操 ・しゃきしゃき百歳体操
	・元気塾 道・浦・桜・長沢	・いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百 歳体操 ・生きがいづくり
地域活動団 体	・中土佐ライオンズクラブ	・献血手伝い等
	・あいあいくらぶ	・中土佐町に古くから伝わる昔話を取り 入れた人形劇で地域を元気づける 活動
	・乙姫の会	・文化的景観を活かして大正町周辺 の地域活性化を図る女性団体
	・本場通りもりあげ隊	・イベント等を通じて本場通りの活 性化を図る
	・長沢女子会	・長沢集会所にて月一回地区の見守 りを兼ねた交流の場としてモーニング を開催。
その他	・JA 婦人部 ・商工会青年部 ・商工会女性部	



③社会資源一覧

施設	施設名
高齢者関連施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域包括支援センター 2. 中土佐町社会福祉協議会 指定居宅介護事業所 3. 中土佐町訪問介護事業所 4. 中土佐町訪問入浴介護事業所 5. 中土佐町通所介護事業所 6. リハビリデイサービス元気屋本舗 7. グループホームふたな 8. グループホームいこい 9. 養護老人ホーム 双名園 10. ケアプランセンター三日月 <p style="text-align: right;">} 令和4年4月上ノ加江地区へ移転予定</p>
障がい者関連施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域活動支援センター つどい処 2. 鯉の國の萬屋(就労継続支援 B 型事業所) 3. 中土佐町相談支援事業所 4. 中土佐町基幹相談支援センター結
保育関連施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. 久礼保育所 2. こどもセンター(R4年4月開設予定)
教育関連施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. 久礼小学校 2. 久礼中学校 3. 久礼学童保育ポニートキッズクラブ
公共施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中土佐町役場 2. 中土佐町民交流会館 3. 人権啓発センター 4. 中土佐町立文化館 5. 中土佐町立美術館 6. 久礼老人憩いの家 7. 高幡消防組合 中土佐分署
公民館等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大野公会堂 2. 久礼浦分高齢者コミュニティーセンター 3. 大新改公会堂 4. 上本町集会所 5. 大坂地区多目的集会所 6. 大北集会所 7. 萩原集会所 8. 長沢地区多目的集会所 9. 上和田集会所 10. 道の川交流館

施設	施設名
医療機関	<ol style="list-style-type: none"> 1. なかとさ病院 2. クリニック土佐久礼 3. きらり歯科医院 4. 金澤薬局 5. くれ薬局
日常生活関連	<ol style="list-style-type: none"> 1. 近森ストア 2. 道の駅なかとさ 3. ビコットひさまつ 4. マルナカ(株)久礼店 5. ローソン中土佐町久礼店 6. ファミリーマート中土佐町久礼店
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中土佐町社会福祉協議会 2. 中土佐町権利擁護支援センター 3. あったかふれあいセンター まんまる 4. 久礼駐在所 5. 中土佐町商工会 6. 久礼漁協 7. 土佐くろしお農協久礼支所 8. 久礼郵便局 9. 四国銀行久礼代理店 10. 高知信用金庫久礼支店
宅配	<ol style="list-style-type: none"> 1. ビコット久礼店 2. 近森ストア
配食	<ol style="list-style-type: none"> 1. りかねえちゃん

(2) 上ノ加江地域



①基本データ

<地域の特徴>

上ノ加江地域は、古くから漁業の町として栄えました。現在も上ノ加江漁協海鮮祭り・黒潮ふれあい祭りなどのイベントや、海を生かした体験型観光漁業を展開しています。山手は農家が多く施設園芸が盛んです。

交通機関としてはバスがあります。

人口は 1,001 人で町全体の 15.6%を占めます。また、自治会加入率は 60.0%であり、町内では最も低い地域となっています。

<基本データ（令和3年3月31日現在）>

人口 (人口割合)	0~14 歳	52(5.2%)	世帯	世帯数	569
	15~64 歳	401(40.1%)		世帯当たり人口	1.75
	65 歳以上	548(54.7%)		高齢者世帯数	479
	計	1,001		単身高齢者世帯	272
	(再掲 75 歳以上)	336(33.6%)		障害者手帳 所持者	身体障害者手帳
要介護認定者	要支援1	8	療育手帳		6
	要支援2	20	精神障害者保健福祉手帳		15
	要介護1	18	計		109
	要介護2	31	人口に占める割合		10.9%
	要介護3	18	地域資源	常会数	20
	要介護4	24		常会加入世帯数	359
	要介護5	22		常会加入率	63.1%
	計	141		老人クラブ数	1
	要介護認定率	25.7%		民生委員児童委員数	8



②地域コミュニティー一覧

区分	名称	主な活動
常会	・小草・笹場・笹場町営住宅・桜町・町営住宅・魁町・両栄町・日の出町・港町・丸の内・恵美須町・天王町・鏡町・朝日町・常盤町・上の加江第8区・上の加江第9区・上の加江第10区・網代・下大川内・上大川内・山内・押岡	・回覧配布 ・町内清掃 等
自主防	小草・小々草・笹場・押岡・上ノ加江北・上ノ加江中央・上ノ加江南・大川内・山内	・避難訓練 ・防災啓発 等
民生委員・児童委員	・上ノ加江地区民生・児童委員	・見守りが必要な世帯への戸別訪問 ・地域の見守り活動への参画等
ボランティア団体	・上ノ加江読み聞かせ	・小学校での児童図書の読み聞かせ
	・上ノ加江絵手紙サークル	・80歳以上独居高齢者へ絵手紙配布 ・地域行事等への協力
	・あけぼの会	・清掃美化活動
	・ジージーズ	・清掃美化活動、地域行事参加
	・楽しみ隊	・交流活動、地域行事参加
認知症関係	・にこぼちカフェ	・医療機関受診に繋がっていない認知症に対する不安がある方等の相談や情報交換の場
小中学校PTA	・上ノ加江小学校PTA	
老人クラブ	・上ノ加江桜会	・清掃美化活動 ・健康づくり ・研修会等への参加、友愛訪問
介護予防事業	・貯筋クラブ 老人憩いの家 山内集会所 押岡公会堂 上ノ加江公民館 大川内集会所	・いきいき百歳体操 ・かみかみ百歳体操 ・しゃきしゃき百歳体操
	・元気塾 老人憩いの家 笹場集会所	・いきいき百歳体操 ・生きがいつくり
その他	・高齢者学級	・交流会
	・女性学級	
	・JA女性部	
	参禅会	善賢寺の草刈り、寺飾り、灯籠流し



③社会資源一覧

施設	施設名
高齢者関連施設	1. 居宅介護支援事業所 上ノ加江 2. デイサービスセンター 上ノ加江 3. 特別養護老人ホーム 望海の郷 4. グループホームなかとさ 5. 小規模多機能型居宅介護事業所(令和4年4月開所予定)
保育関連施設	1. 上ノ加江保育所
教育関連施設	1. 上ノ加江小学校 2. 上ノ加江中学校(休校) 3. 放課後子ども教室 4. 笹場小学校(休校)
公共施設	1. 中土佐町役場 上ノ加江支所 2. 中土佐町ストックヤード作業場 3. 七浦不燃物埋立処理場 4. 上ノ加江スポーツ文化センター
公民館等	1. 上ノ加江公民館 2. 上ノ加江老人憩いの家 3. 笹場集会所 4. 上ノ加江農業構造改善センター
医療機関	1. 上ノ加江クリニック 2. 上ノ加江診療所
日常生活関連	1. 上ノ加江スーパーマーケット 2. 山本商店 3. 田村鮮魚店 4. 菜家
その他	1. あったかふれあいセンター 寄り家 2. 上ノ加江漁協 3. 上ノ加江駐在所 4. 土佐くろしお農協上ノ加江支所 5. 上ノ加江郵便局
移動販売	1. とくし丸
配食	1. 上ノ加江配食サービス

(3) 矢井賀地域



①基本データ

<地域の特徴>

町の中心部である久礼地域から車で約 20 分離れている典型的な漁村地域です。矢井賀釣りイカダやライダーズインなどの体験型の観光を展開しています。

人口は 208 人で町全体の 3.3%を占めます。人口構成は 75 歳以上が 44.2%と高くなっています。

<基本データ（令和3年3月31日現在）>

人口 (人口割合)	0~14 歳	3(1.4%)	世帯	世帯数	141
	15~64 歳	66(31.7%)		世帯当たり人口	1.47
	65 歳以上	139(66.8%)		高齢者世帯数	114
	計	208		単身高齢者世帯	72
	(再掲 75 歳以上)	92(44.2%)		障害者手帳 所持者	身体障害者手帳
要介護認定者	要支援1	3	療育手帳		1
	要支援2	5	精神障害者保健福祉手帳		2
	要介護1	6	計		13
	要介護2	6	人口に占める割合		6.3%
	要介護3	5	地域資源	常会数	7
	要介護4	0		常会加入世帯数	112
	要介護5	3		常会加入率	79.4%
	計	28		老人クラブ数	2
	要介護認定率	20.1%		民生委員児童委員数	2



②地域コミュニティー一覧

区分	名称	主な活動
常会	・総代(矢井賀1区、矢井賀2区、矢井賀3区、矢井賀4区、矢井賀5区、矢井賀6区)	・回覧配布 ・町内清掃 ・矢井賀高齢者コミュニティーセンター管理
	・小矢井賀	・回覧配布 ・町内清掃
自主防	・矢井賀自主防災組織 ・小矢井賀自主防災組織	・避難訓練 ・防災啓発
民生委員・児童委員	・矢井賀地区民生・児童委員	・見守りが必要な世帯への戸別訪問 ・地域の見守り活動への参画等
ボランティア団体	・矢井賀を良くする会	・モーニング、イルミネーション設置等
地域活動団体	・矢井賀つむぐ	・地域の課題を見つけて地域の未来をつくる
老人クラブ	・小矢井賀長寿会 ・矢井賀なかよしクラブ	・清掃美化活動 ・健康づくり ・研修会等への参加
介護予防事業	・貯筋クラブ 矢井賀高齢者コミュニティーセンター	・いきいき百歳体操 ・かみかみ百歳体操 ・しゃきしゃき百歳体操
	・元気塾 矢井賀高齢者コミュニティーセンター 小矢井賀集会所	・いきいき百歳体操 ・かみかみ百歳体操 ・生きがいづくり
その他	・高齢者学級	
	・女性学級	
移動販売	・とくし丸	
	・津野商店	



③社会資源一覧

施設	施設名
教育関連施設	1. 矢井賀小学校(休校)
公共施設	1. 矢井賀高齢者コミュニティーセンター
公民館等	1. 小矢井賀集会所
医療機関	1. 矢井賀診療所(休診)
その他	1. あったかふれあいセンター 寄り家 大矢井賀サテライト 2. あったかふれあいセンター 寄り家 小矢井賀サテライト 3. 矢井賀漁協

(4) 大野見地域



①基本データ

<地域の特徴>

大野見地域は周囲を山に囲まれ、集落が点在しています。面積は町全体の半分以上を占めます。ほのぼの大野見夏祭りやしんまいフェスタなどのイベントが行われています。

人口は 1,068 人で町全体の 16.7%を占めます。人口構成は 75 歳以上が 31.2%となっています。

常会加入率が 75.4%と高くなっています。

<基本データ（令和3年3月31日現在）>

人口 (人口割合)	0~14 歳	73(6.8%)	世帯	世帯数	596
	15~64 歳	422(39.5%)		世帯当たり人口	1.79
	65 歳以上	573(53.7%)		高齢者世帯数	415
	計	1,068		単身高齢者世帯	216
	(再掲 75 歳以上)	333(31.2%)		障害者手帳 所持者	身体障害者手帳
要介護認定者	要支援1	5	療育手帳		11
	要支援2	12	精神障害者保健福祉手帳		10
	要介護1	18	計		99
	要介護2	19	人口に占める割合		9.3%
	要介護3	16	地域資源	常会数	19
	要介護4	17		常会加入世帯数	445
	要介護5	11		常会加入率	75.4%
	計	98		老人クラブ数	5
	要介護認定率	17.1%		民生委員児童委員数	8



②地域コミュニティー一覧

区分	名称	主な活動
常会	・野老野・竹原・柵ノ川・芹田・川奥・長野三ツ又榎野々・伊勢川・奈路・喜田・吉野・橋谷・久万秋・荒瀬・神母野・寺野・大股・萩中・下ル川・奈路官行	・回覧配布 ・町内清掃 等
	・北地区振興会	・回覧配布 ・運動会 ・見守り訪問 ・生産、加工、販売 等
	・みなみの明日を考える会	・お弁当販売(毎月第2火曜日) ・カレーの日(毎月第4火曜日)
自主防	大野見北・荒瀬・吉野・橋谷・久万秋・喜田・榎野々・三ツ又・長野・伊勢川・奈路・大野見南	・避難訓練 等
民生委員・児童委員	・大野見地区民生・児童委員	・見守りが必要な世帯への個別訪問 ・保、小、中行事への参加や教育機関との意見交換 ・地域の見守り活動等への参画 ・酒なし日の旗の掲揚による健康増進啓発 ・青色パトロールによる防犯啓発活動
ボランティア団体	・ほのぼの倶楽部「読遊会」	・ふれあい広場(モーニング)、作品展
	・大野見読み聞かせ	・保育園、小学校での児童図書を読み聞かせ
	・おおのみ自然愛好会	・清掃美化活動、植樹
	・なかよし会	・町内外の施設への慰問、踊りの披露
	・島ノ川溪谷等修景緑化推進委員会	・植樹、島ノ川溪谷でのウォーキングイベント実施
認知症関係	・ひだまりカフェ	・医療機関受診に繋がっていない認知症に対する不安がある方等の相談や情報交換の場
小中学校PTA	・大野見小学校PTA ・大野見中学校PTA	

区分	名称	主な活動
老人クラブ	・伊喜奈クラブ ・榎野々老人クラブ ・神母野老人クラブ ・南老人クラブ	・清掃美化活動 ・健康づくり ・研修会等への参加 ・友愛訪問
介護予防事業	・貯筋クラブ 保健福祉センター 吉野 久万秋 喜田 竹原 北 菽中 下ル川	・いきいき百歳体操 ・かみかみ百歳体操 ・しゃきしゃき百歳体操
	・元気塾 あじさい ぼたん	・いきいき百歳体操 ・かみかみ百歳体操 ・生きがいづくり
地域活動団体	・エコロジーファーマーズ	・大野見米のPR、販売と大野見の地域活性化、交流、環境保全に努める
	・NPO 四万十ナイスリバー・プロジェクト	・環境保全と有効活用 ・四万十街道ひなまつりの実施
	・PTA'S バンド	・歌や踊りを通じて、地域を元気に盛り上げる活動
	・やまびこの会	・地域交流と支え合い活動 ・清掃活動、地域行事への参加等
	・のらしごと舎	・地域、イベントの企画・運営 ・町内の農産物のPR、加工、販売
	・みんなの学校	・住民主体のクラブ活動
その他	・JA四万十女性部	
移動販売	・とくし丸 ・津野商店	
配食	・集落活動支援センター南	



③社会資源一覧

施設	施設名
高齢者関連施設	1. デイサービスおおのみ 2. 特別養護老人ホーム 大野見荘 3. 小規模多機能型居宅介護事業所 北の里
障がい者関連施設	1. 障害者支援施設 せせらぎ園
保育関連施設	1. 大野見保育所
教育関連施設	1. 大野見小学校 2. 大野見中学校 3. 大野見地区学童保育 いちごくらぶ
公共施設	1. 中土佐町大野見振興局 2. 大野見保健福祉センター 3. 大野見四万十民俗館 4. 大野見体育館 5. 竹原体育館 6. 寺野体育館 7. 大野見青年の家
公民館等	1. 下ル川集落センター 2. 神母野集落センター 3. 萩中集落センター 4. 槇野々集会所 5. 喜田多目的集会所 6. 吉野集会所 7. 久万秋公民館 8. 奈路公民館 9. 野老野公民館 10. 吉野老人憩いの家
医療機関	1. 大野見診療所 2. 大野見歯科診療所(福島歯科)
日常生活関連	1. 池田商店 2. 岡田食料品店 3. 津野商店 4. みどりや 5. 中久保商店
その他	1. あったかふれあいセンターほのぼの大野見 2. あったかふれあいセンターほのぼの大野見 北サテライト 3. あったかふれあいセンターほのぼの大野見 下ル川サテライト 4. 大野見駐在所 5. 高知県農協大野見支所 6. 大野見郵便局 7. 集落活動センターきた 8. 集落活動センターみなみ 9. 四万十川上流淡水漁協大野見支部



発行日:令和4年3月

発行者:中土佐町 健康福祉課

〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼 6663-1

TEL:0889-52-2662

FAX:0889-52-2432

HP:<https://www.town.nakatosa.lg.jp/>

社会福祉法人 中土佐町社会福祉協議会

〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼 6584-1

TEL:0889-52-2058

FAX:0889-59-0554

HP:<http://www.nakatosa-shakyo.or.jp/>